

# 地域主権型社会のモデル構想 2007

～北海道の未来と道州制について議論し、行動していくために～

平成 1 9 年 6 月

北 海 道

# 目次

## 第1章 北海道を取り巻く環境

- 1 北海道の現状及びこれから迎える状況 . . . . . 1
- 2 地方分権に関する全国及び北海道の動き . . . . . 7

## 第2章 北海道が目指す地域主権型社会

- 1 目指す地域主権型社会の姿 . . . . . 11
- 2 地域主権型社会の実現を目指した自治のかたち - 道州制 - . . . . . 13
  - (1) 市町村、道州、国の役割分担 . . . . . 17
  - (2) 市町村、道州の権限 . . . . . 21
  - (3) 市町村、道州の税財政制度 . . . . . 25
  - (4) 市町村、道州の組織 . . . . . 29
  - (5) コミュニティや住民自治 . . . . . 35
- 3 地域主権型社会における将来の北海道の姿 . . . . . 43
  - (1) 道州制によって大きく変わる日本のかたち . . . . . 43
  - (2) 道州制を活用して北海道の未来をひらく . . . . . 47

## 第3章 地域主権型社会の実現に向けた取組

- 1 道州制特区 . . . . . 55
- 2 道から市町村への事務・権限の移譲 . . . . . 61
- 3 市町村合併の推進 . . . . . 67
- 4 支庁制度改革 . . . . . 71
- 5 道州制北海道モデル事業 . . . . . 75
- 6 道民や市町村との議論 . . . . . 77

## 参考資料

- 1 道州制に関する北海道の取組の経緯 . . . . . 84
- 2 道州制特区に向けた提案事項の具体の実現状況(平成19年6月現在) . . . . . 87
- 3 市町村への事務・権限移譲リストのパッケージ・最小基本単位一覧表  
(事務・権限移譲リスト 平成19年4月改訂版より) . . . . . 100
- 4 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」  
(平成18年2月)の骨子 . . . . . 110

# はじめに

これからの21世紀、北海道では、人口減少や少子高齢化が急速に進行することが予測されます。また、地方財政が危機的な状況にある一方、国も多額の債務を累積させており、行政は地域課題を解決するための力を急速に失いつつあります。

そのような中、北海道は、住民一人一人が活力をもって生活できる場であり続けることができるのか、高齢者はもちろんすべての道民の皆様が安心して暮らしていける社会であり続けることができるのか、今真剣に問われています。私たちは、住民と行政が一体となって、人口減少や超高齢化を乗り切ることができる、活力があり、安心・安全な暮らしができる地域社会を創り上げていかなければなりません。

私は、そのための社会のあり方が地域主権型社会だと考えています。地域主権型社会は、地方分権をさらに推し進めたものです。官依存、中央依存から抜け出し、地域の課題解決や活性化のために、一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する社会です。地域主権型社会は、私たちの知恵と行動を引き出す社会なのです。そして、こうした地域主権型社会にふさわしい自治の仕組みが道州制です。

これまで道では、将来の自治の姿について検討を行うため、平成15年8月に、道州制を基本とした「分権型社会のモデル構想」を策定し、これを基に道民の皆様方と議論を積み重ねるとともに、道としての検討を深めてきました。また、道州制特区や道から市町村への権限移譲など、道州制を展望した取組を、できるところから一歩ずつ進めて参りました。

今般、これまでの様々な議論や取組をもとに、今後さらに北海道の将来について道民の方々と議論を重ね、取組を進めていくための素材として、「地域主権型社会のモデル構想2007～北海道の未来と道州制について議論し、行動していくために～」を策定しました。今、北海道の将来について道民の方々とビジョンを共有しながら、共に行動を起こしていくことが強く求められているものと考えます。この「地域主権型社会のモデル構想2007」をもとに、私自身、道民の方々との議論、そして実践に、より一層力を入れていきたいと考えています。

北海道知事

高橋はるみ

# 第1章 北海道を取り巻く環境

## 1 北海道の現状及びこれから迎える状況

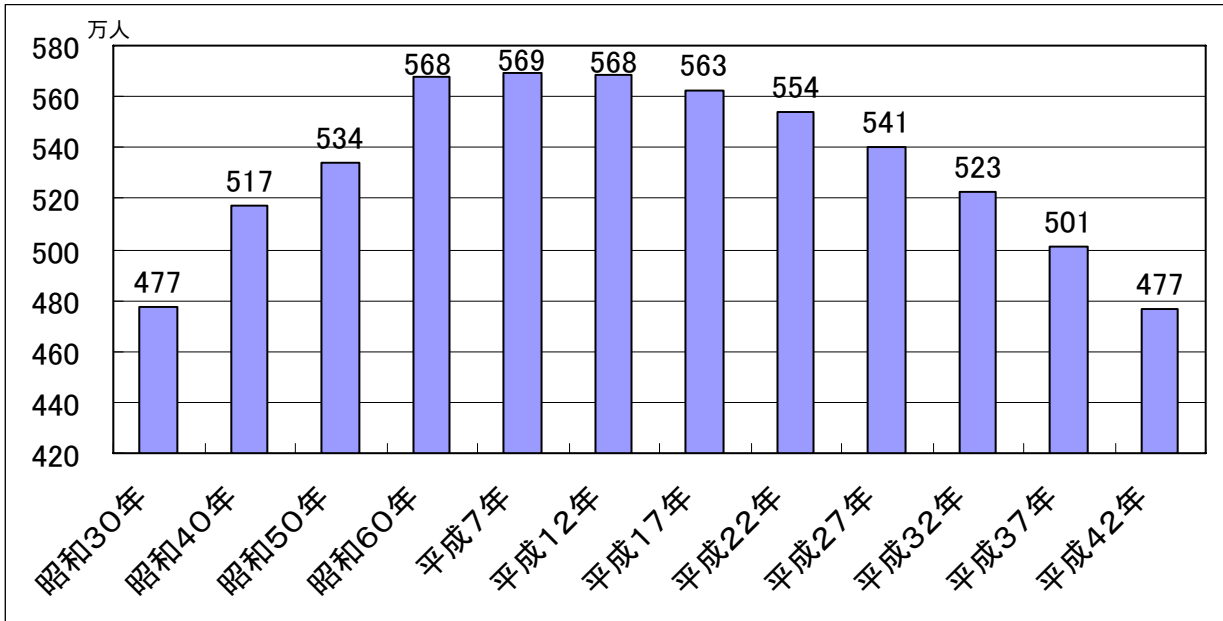
### 【加速する人口減少】

現在、北海道では人口減少が加速的に進んでいます。平成12年の国勢調査では5,683,062人であった人口が、平成17年の国勢調査では5,627,737人となり、この5年間に55,325人、約1.0%も減少しています。

これまで、北海道の人口減少の大きな要因となっていたのは、進学や就職などで道外に人口が流出する社会減でしたが、平成15年からは出生者数が死亡者数を下回る自然減が始まりました。今後は、少子化の進展により一層の人口減少は避けられません。25年後には北海道の人口は約86万人減って477万人にまで減少するとの推計もあります。これは、昭和30年頃と同じ水準です。少子化対策は重要ですが、そのみをもって当面人口減少を止められるものではありません。

人口減少の進行は市町村間で大きな差が生じることが予測されています。経済や生活様式の都市化が進む中、札幌や旭川、函館近郊などは人口がそれほど減少しないと見込まれる一方で、平成42年には平成12年と比べて人口が6割以下にまで減る市町村が数多く見込まれています。

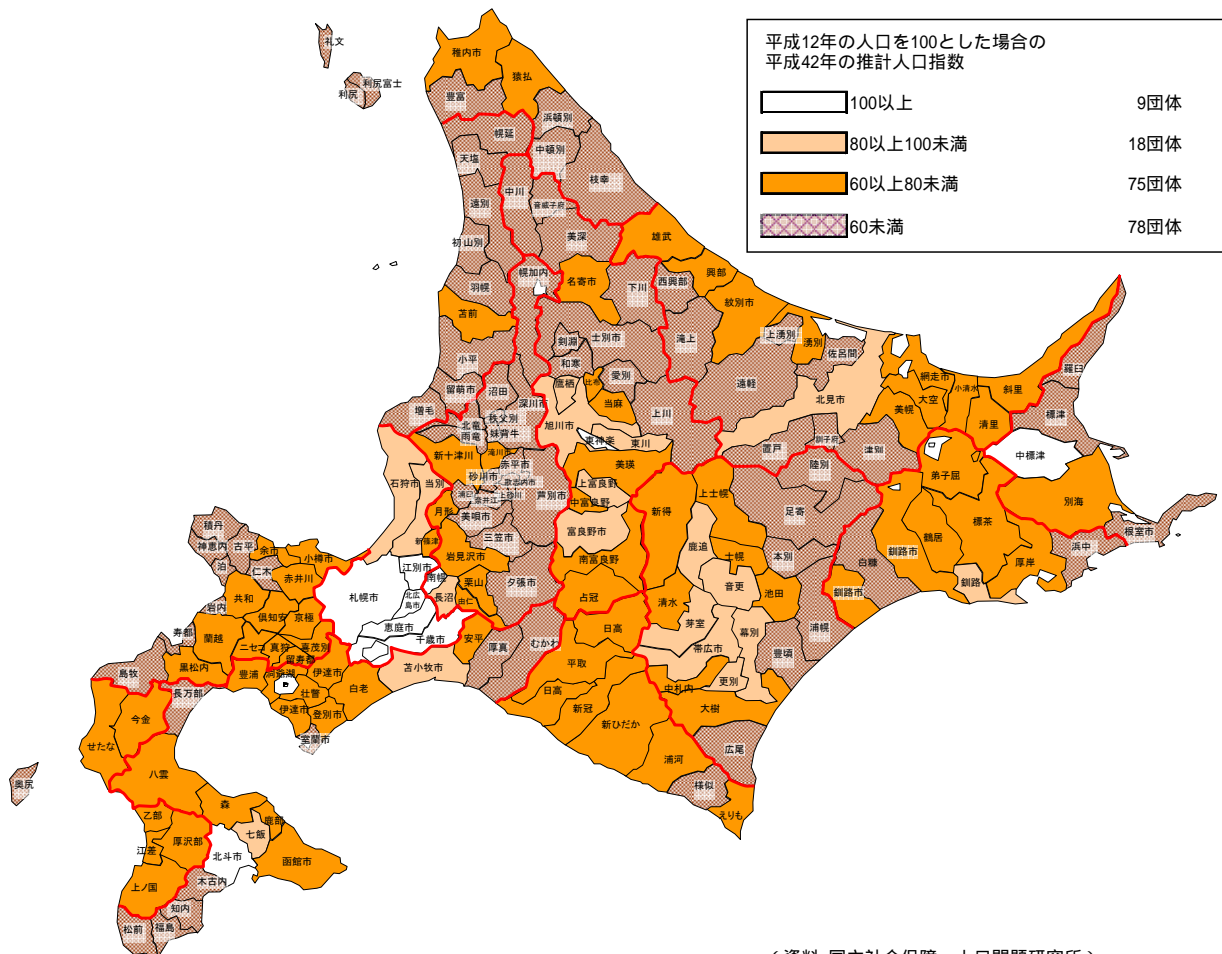
## 道内人口の推移と将来推計



昭和30年～平成17年までは国勢調査確定値

平成22年から平成42年までは、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口」(平成15年12月)より

## 道内市町村の将来推計人口



(資料:国立社会保障・人口問題研究所)  
日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月)

## 【急速な少子高齢社会の到来】

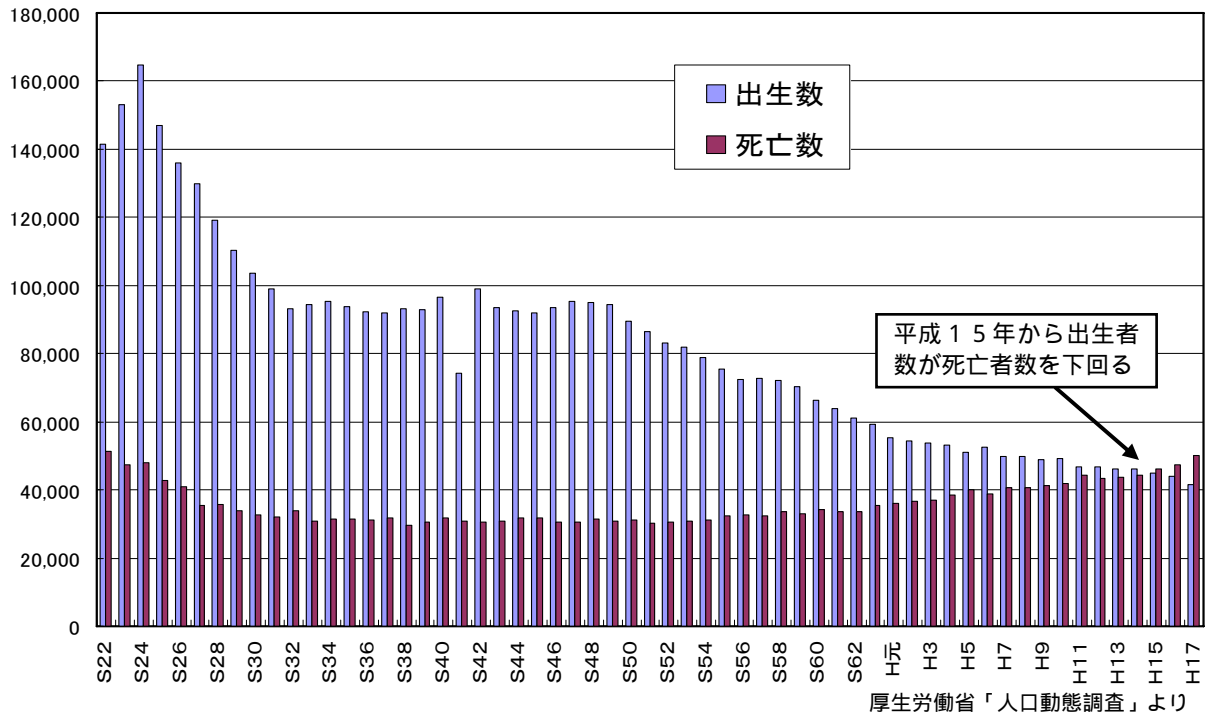
人口減少が進む一方、社会の急速な高齢化も進んでいます。平成17年には21.4%（国勢調査確定値）であった北海道の65歳以上の老年人口割合は、平成42年には約33%まで上昇すると推計されており、市町村別にみれば40%を超える市町村が多数生じて、50%を超える市町村の発生も予測されています。

高齢化の進展は、少子化にも大きな要因があります。戦後まもなくは年間15万人前後の子供が道内でも生まれていましたが、平成17年は年間41,420人となっており、年々減少してきています。1人の女性が生涯に産む平均的な子供の数である合計特殊出生率も、全国平均が1.26（平成17年）の中、北海道は1.15で、都道府県別にみると東京都の1.00に続く全国2番目の低さです。昭和40年代後半に産まれた第2次ベビーブーム世代が親になる年齢になっても出生者数が増えていないというのが現在の状況ですが、今後は親になる世代の減少も進むことなどから、少子化がますます加速することが危惧されます。

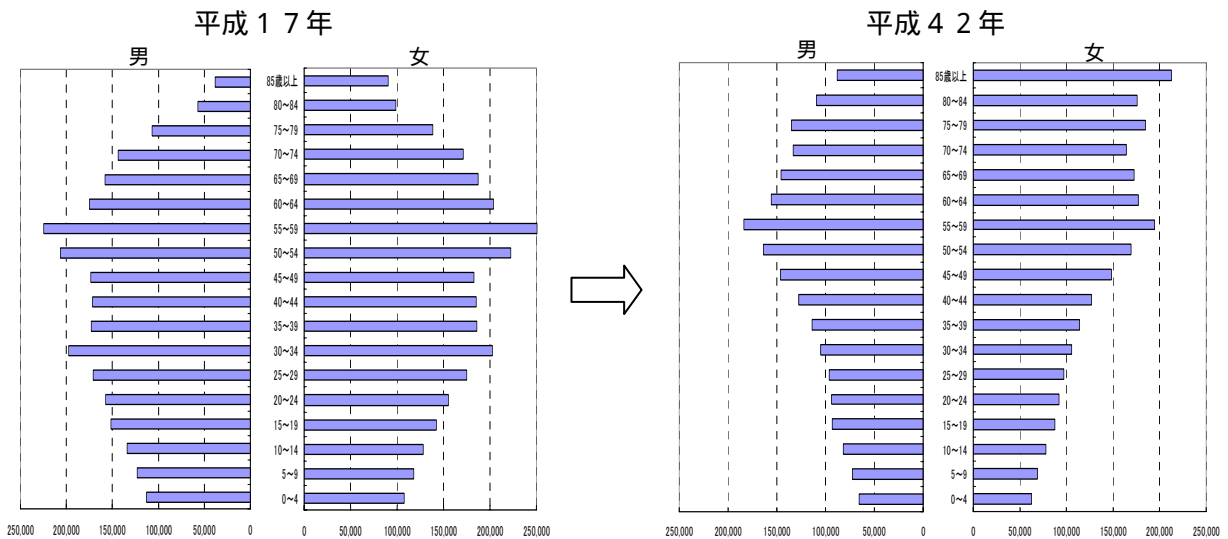
データは厚生労働省「人口動態統計」より

現在、道内最大の人口層を占める団塊の世代がまもなく60歳を迎えますが、人口ピラミッドの推計にみられるように、平成42年には75歳以上の後期高齢者が道内でも大きな割合を占めるようになります。生活水準や医療技術の向上等により、多くの方が長生きできるようになった現状は大変すばらしいことです。しかしながら、例えば、平成18年に道が策定した北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の中で、介護保険の要支援・要介護者数の65歳以上の人口に対する割合は、平成16年度末で前期高齢者（65～74歳）が5.1%であるのに対し後期高齢者は29.7%で、約6倍の高さであることが指摘されているように、高齢者を支え、また、相互に支え合う社会の仕組みの重要性は年々高まっています。引き続き高齢者の方が安心して暮らせるような備えを十分しておく必要があります。

### 北海道の出生者数と死亡者数の推移



### 北海道の人口ピラミッドの推計



国立社会保障・人口問題研究所ホームページ「小地域簡易将来人口推計システム」により推計

### 北海道内の市町村別の高齢化率と将来推計

高齢化率	市町村数 (平成17年)	市町村数 (平成42年)
30%未満	114	8
30～40%	66	114
40～50%	0	55
50%以上	0	3

国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」より  
(両データの整合性を図るため市町村数の合計は平成18年4月時点の180になっています)

## 【深刻化する国・道の財政状況】

現在国や道の財政状況は危機的な状況にあります。国・地方をあわせた政府全体の長期債務残高は約770兆円にまで膨れ上がり、国民一人あたり600万円を超える借金となっています。国の一般会計のうち、借金でその支出を賄っている率も近年約3～4割となっており、国の長期債務残高は現在も年々増え続けています。医療や年金に要する経費が今後大幅に増加することが必至となる中、その費用を誰がどのように負担するかが大きな問題となっています。

道の財政状況も、国と同様この10年間で道債残高が2倍以上に増えており、平成19年度における道民1人あたりの道債残高は約99万円となっています。また、過去に発行した道債の償還費が増加する中で、景気の低迷により道税収入が大きく落ち込むとともに、国の三位一体改革において地方交付税等が大幅に削減されるなど、構造的な歳入・歳出のギャップが生じており、赤字再建団体への転落が目前に迫った危機的な状況にあります。このため、道は財政立て直しに向けて全庁一丸となって取り組んでおり、平成18年2月に策定した「新たな行財政改革の取組み」に基づき、平成19年度までの2年間で1,800億円の収支不足を解消するとともに、行財政構造の抜本的改革に取り組み、持続可能な行財政構造の構築を目指しています。

## 【人口減少・超高齢化を乗り切る地域づくり】

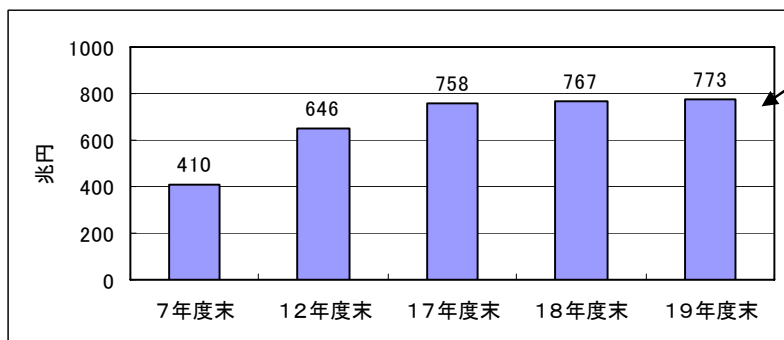
人口減少や少子高齢化が急速に進行することが見込まれている中、今後北海道の地域社会が、住民一人一人が活力をもって生活できる場であり続けることができるのか、高齢者でも安心して暮らしていける社会であり続けることができるのかということは大変重要な課題となっています。

もともと広大な大地に分散して住民が住む広域分散型の北海道での人口減少は、全国でもまれにみる超低密度社会を生じさせ、日常生活に必要な機能が十分確保できなくなる地域が生じてくるのが危惧されます。高齢社会となりますますます重要性を増す医療や保健、福祉サービスを、地域でどう確保するかということも問題になります。その一方で、国・地方を通じて800兆円に迫る長期債務残高を抱えており、行政としての対応も相当の制約がかかることは避けられません。

そのような中でも、我々は、住民と行政が一体となって、人口減少や超高齢化を乗り切る地域社会をつくっていかねばなりません。活力があり、安心・安全な暮らしができる地域空間を創り上げていかねばなりません。そのための社会のあり方が地域主権型社会であり、それは、地域の課題解決や地域の活性化を国任せにするのではなく、一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する社会だと考えます。地域主権型社会は、いわば、私たちの知恵と行動を引き出す社会なのです。そして、地域主権型社会に資する自治の場を実現する仕組みが道州制です。第2章以下では、そのような地域主権型社会や道州制についての考え方、その実現に向けた取組をまとめています。



### 国・地方をあわせた長期債務残高の状況

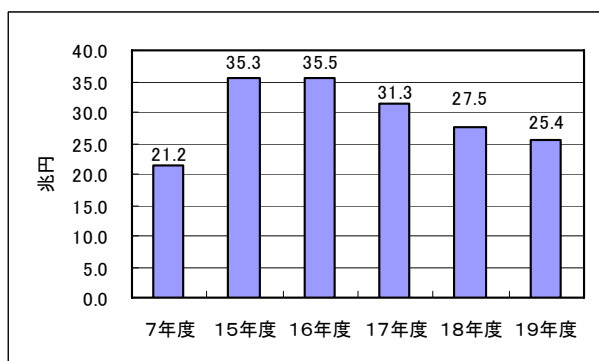


国民1人当たり  
約600万円

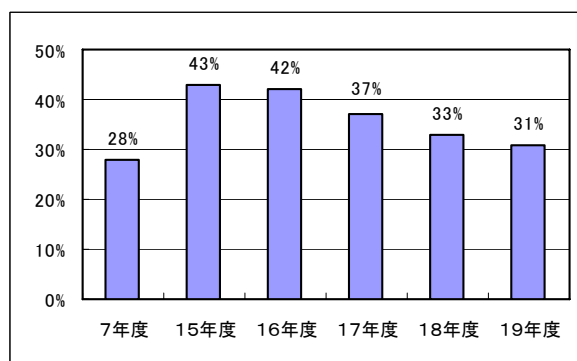
17年度までは実績、18年度は補正後、19年度は当初予算。

### 国の歳入（一般会計）に占める公債金収入の推移

<収入額>

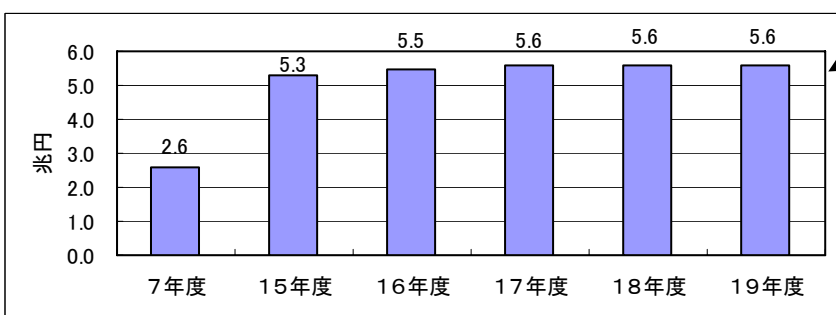


<収入割合>



### 道債残高の推移

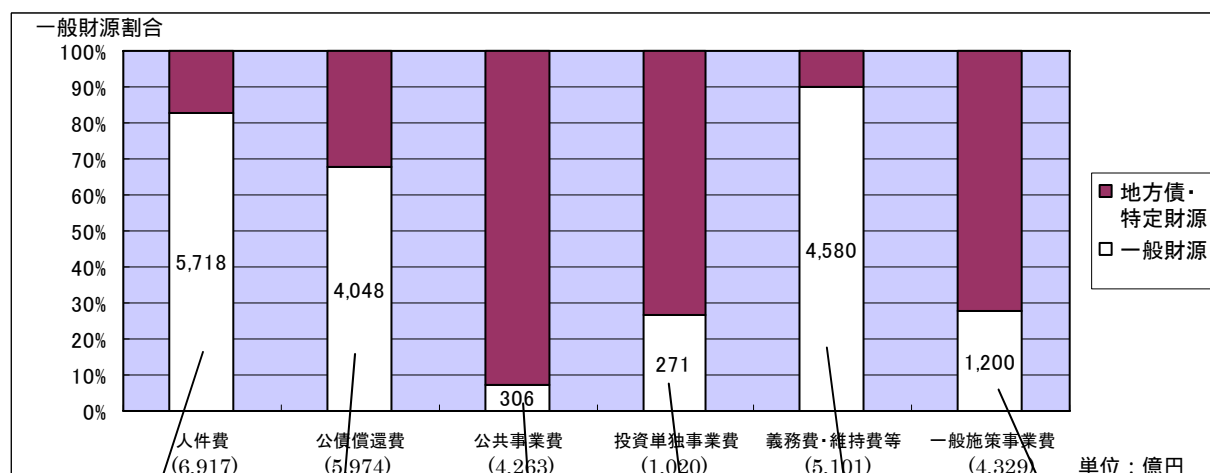
17年度以前は決算、18年度は補正後予算、19年度は予算案。



道民1人当たり  
約99万円

17年度までは決算。18年度は当初予算、19年度は2定予算段階の見込み。

### 道の歳出に占める一般財源（平成18年度）



(「新たな行財政構造改革の取組み」によるH19年度の目標額)

5,640億円 (78億円)    4,340億円 (292億円)    920億円 (614億円)    220億円 (51億円)    4,030億円 (550億円)    1,040億円 (160億円)

## 2 地方分権に関する全国及び北海道の動き

### 【地方分権に関するこれまでの流れ】

戦後の高度経済成長が終わりを迎えるにつれて、「地方の時代」という言葉が広まったように、地方からの発想や取組が重視される考え方が日本に浸透してきました。昭和50年代後半からは、政府の行政改革に関する審議会でも地方分権の推進がはっきり意識されるようになり、平成2年に発足した臨時行政改革推進審議会（第3次行革審）では、地方分権の突破口として、パイロット自治体制度が打ち出されました。

その後、地方分権の動きは急速な高まりを見せ、平成5年に入ると民間政治臨調や経団連など経済界でも地方分権の推進に関する提言が相次ぎ、平成5年6月には、衆議院及び参議院で憲政史上初めて「地方分権推進に関する決議」が全会一致で採択されました。また、臨時行政改革推進審議会は、引き続き議論を続け、平成5年10月に最終答申を出しましたが、その中では官と民との関係の見直しと国と地方の関係の見直しが行政のあり方として特に重要であるとして、規制緩和と地方分権を大きく取り上げており、その後の地方分権の流れを決定的なものにしました。

こうした流れを受けて、平成7年には地方分権の理念や推進のための方策を定めた地方分権推進法が制定されるとともに、同法に基づき設置された地方分権推進委員会が5次にわたって行った勤告を踏まえた、いわゆる地方分権一括法が平成12年に施行され、日本における地方分権は一步を踏み出しました。

地方分権一括法は、475本もの法律を一斉に改正したものであり、様々な内容を含みますが、大きな成果とされるのが、機関委任事務の廃止です。また、国から地方自治体への関与も大きく見直され、国と地方自治体が対等協力の関係で住民福祉の向上に努めることが明確になりました。

その後も地方分権を進める動きは続いており、住民に最も身近な市町村の行財政基盤を強化する市町村合併や、地方分権一括法が手をつけることができなかった税財政面での地方の裁量拡大を図る三位一体改革が進められ、平成16年には政府の第28次地方制度調査会がさらに地方分権を進めるという観点から道州制についての検討を行い、平成18年2月に「道州制のあり方に関する答申」を出しました。

平成18年9月に発足した安倍内閣においては、初めて道州制担当相が置かれるとともに、3年以内に「道州制ビジョン」を策定するとされ、有識者からなる「道州制ビジョン懇談会」が設置されました。さらに、12月には道州制特区を進めるための「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「道州制特区推進法」という）」が国会で可決成立しました。

また、同じく平成18年12月には「地方分権改革推進法」が成立し、地方分権改革推進担当相が特命相として新設されるなど、第2次分権改革に向けた動きも進められています。

## 平成以降の地方分権の動き

H2 臨時行政改革推進審議会において地方分権の議論始まる

### H5 地方分権の推進に関する国会の決議

衆議院 6月3日 参議院 6月4日

### H7 地方分権推進法施行

地方分権の理念や推進に関する方策が定められる。



#### 地方分権推進委員会発足

平成8年から平成10年にかけて5次にわたり政府に勧告

### H12 地方分権一括法施行

地方分権推進委員会勧告を踏まえて、地方自治法など475本の法律を一括して改正

<主な内容>

・機関委任事務制度の廃止 ・国から自治体への関与の見直し 等



○国と自治体を対等協力の関係に ○自治体の裁量を向上

### 市町村合併の推進

平成11年には3200以上あった市町村が  
平成18年3月末には1821に

「合併新法」のもと平成17年度以降もさら  
に合併を推進

### H15 三位一体改革

地方への税源移譲を目指す三位一体改  
革が骨太方針2004の中で打ち出される



平成18年度までの三位一体改革の全  
体像について合意

・H17、18予算で4兆円を上回る補助  
金を廃止・縮減

・3兆円規模の税源移譲を所得税から  
個人住民税への移譲によって行う



○自治体の財源面での裁  
量の拡大へ

H17

H18

H19

### 地方分権改革推進法成立

第2期分権改革へむけた検討が始まる



○さらなる地方分権へ



○市町村の行財政  
基盤を強化

### 道州制議論の開始

道州制の議論が政府の地方制度  
調査会で行われる

答申

#### 道州制担当相設置

3年以内に「道州制ビジョン」  
を策定するとされる

#### 道州制特区推進法が成立

道州制ビジョン懇談会を設置



○道州制導入に  
向けた検討

## 【北海道における道州制の検討】

北海道における道州制の検討は、平成12年に地方分権一括法が施行されたことを契機に、さらなる地方分権の推進を見据えて、北海道にふさわしい地方自治のかたちはどのようなものであるか議論するという観点から開始されました。

平成12年5月に、有識者からなる「道州制検討懇話会」が設置され、同懇話会は、これまでの様々な道州制に関する提言を調べるとともに、諸外国の財政調整制度も踏まえた上で日本における財政調整制度について様々な試算を行うなど、精力的に議論を積み重ね、平成13年2月に、報告書として「道州制 北海道発・分権型社会の展望」をとりまとめ、知事に提出しました。

この報告書をベースに道としてもさらに検討を行い、平成15年8月には、「道民の皆さんと幅広く議論を進めていくための素材」として「分権型社会のモデル構想 - 北海道から道州制を展望して - 」を作成し、道内外との幅広い意見交換に力を入れてきました。そして、この「分権型社会のモデル構想」について幅広い議論や検討を重ね、内容を深めた上で、その後継書として平成18年3月に、当構想の原案である「地域主権型社会のモデル構想(案) ~ 北海道の未来と道州制について議論していただくために ~ 」を公表し、約1年間をかけて、道民の皆様と議論した上で成案とすることとしました。

この間、道としては道州制特区や市町村への権限移譲など、地域主権を進める取組に力を入れる一方、道民や市町村の方々と議論を深めながら取り組んできており、平成16年以降500回を超える講演会や意見交換会に参加して、道としても検討を深めるとともに、道内議論の活発化に努めてきたところです。

これらの議論を踏まえ、道の考え方やこれまでの取組等をまとめたのが、本書「地域主権型社会のモデル構想2007 ~ 北海道の未来と道州制について議論し、行動していくために ~ 」です。

## 道州制検討懇話会の構成メンバー

氏名	役職等(当時)	
横山 純一	北海学園大学法学部教授	座長
石本 玲子	電通北海道クリエイティブ局ディレクター	
井上 久志	北海道大学経済学部教授	
岡部 三男	北海道経済連合会専務理事	
佐藤 克廣	北海学園大学法学部教授	
谷 紘子	札幌市中央区長	
寺島 光一郎	乙部町長	

## 「分権型社会のモデル構想」の概要

### (道州制の考え方)

現行憲法に定める地方自治体としての道州制

住民自治に寄与するものとしての道州制

地方分権の受け皿としての道州制

地方財政調整制度を前提とする道州制

### (道州・市町村の役割)

新たな広域自治体としての道州は、北海道全体を豊かに発展させていく観点から、例えば産業の振興や雇用政策、交通、社会資本の整備などのうち、広域にわたるもの、また、先進的な試験研究など専門性が高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などを担っていきます。

基礎自治体である市町村は、地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興などの行政サービスを、地域の実情に応じて提供していく役割を担っていきます。

国は、例えば外交や安全保障など国家として本来果たすべきことや、必要最小限の範囲で地方を支援することなどにその役割は限定されることが必要です。

### (道州制での地域の暮らしや経済の姿)

地域の自己決定権の拡大

私たちに身近な事柄を私たちの「ものさし」で決められるようになります。

北海道の有する多様な特性の発現

私たちのまちが、次の世代に夢と誇りを持って引き継げる豊かな「ふるさと」になっていきます。

地域特性に根ざした地域経済の戦略的発展

私たちの地域の経済が新しい可能性を伸ばして力強く歩んでいきます。

チャレンジ型政策の積極的展開

チャレンジする人々を支え、北海道の新たな可能性を高めていきます。

## 第2章 北海道が目指す地域主権型社会

### 1 目指す地域主権型社会の姿

#### 【地域主権型社会とは何か】

これまで使われてきた「地方分権」という言葉では、国と地方自治体という行政同士での権限のやりとりの問題にとどまってしまう恐れがあるとともに、国という中央の視点から地方自治体に権限を「分け与える」という意味合いにとられかねない面があります。

そこで、北海道は、単に行政権限の問題ではなく、もっと広く社会のあり方を変えていく考え方としての意味を込めて「地域主権」という言葉を用いています。その「地域主権」とは、一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、そして行動することが重要であるとする考え方であり、国からの視点ではなく住民や地域を主体とするものです。そのような道民によって形作られる社会を「地域主権型社会」と考えています。「地域主権型社会」では、地域のことは地域自らが、しかもできる限り住民に近いところで決められることになると考えています。

#### 【中央集権型社会の限界】

「地域主権」の反対に位置する考え方が「中央集権」と言えます。明治からこのかた、日本は中央集権型の仕組みをつくることによって発展してきたと言われます。欧米の技術や制度を、国を中心として取り入れ、それを法令や通達、補助金などにより日本全国津々浦々まで行き渡らせることにより、日本全体の生活水準を効率的に高めることに成功してきました。

しかし、ナショナルミニマムの達成が一定程度行われ、社会の成熟化、多様化が進むにつれ、欧米の仕組みの輸入や国による課題解決を期待するだけでは住民の幸せを高めることが難しくなってきました。また、全国一律の仕組みでは、多様な個性をもつ日本の各地が地域の潜在力を活かすことも容易ではありません。

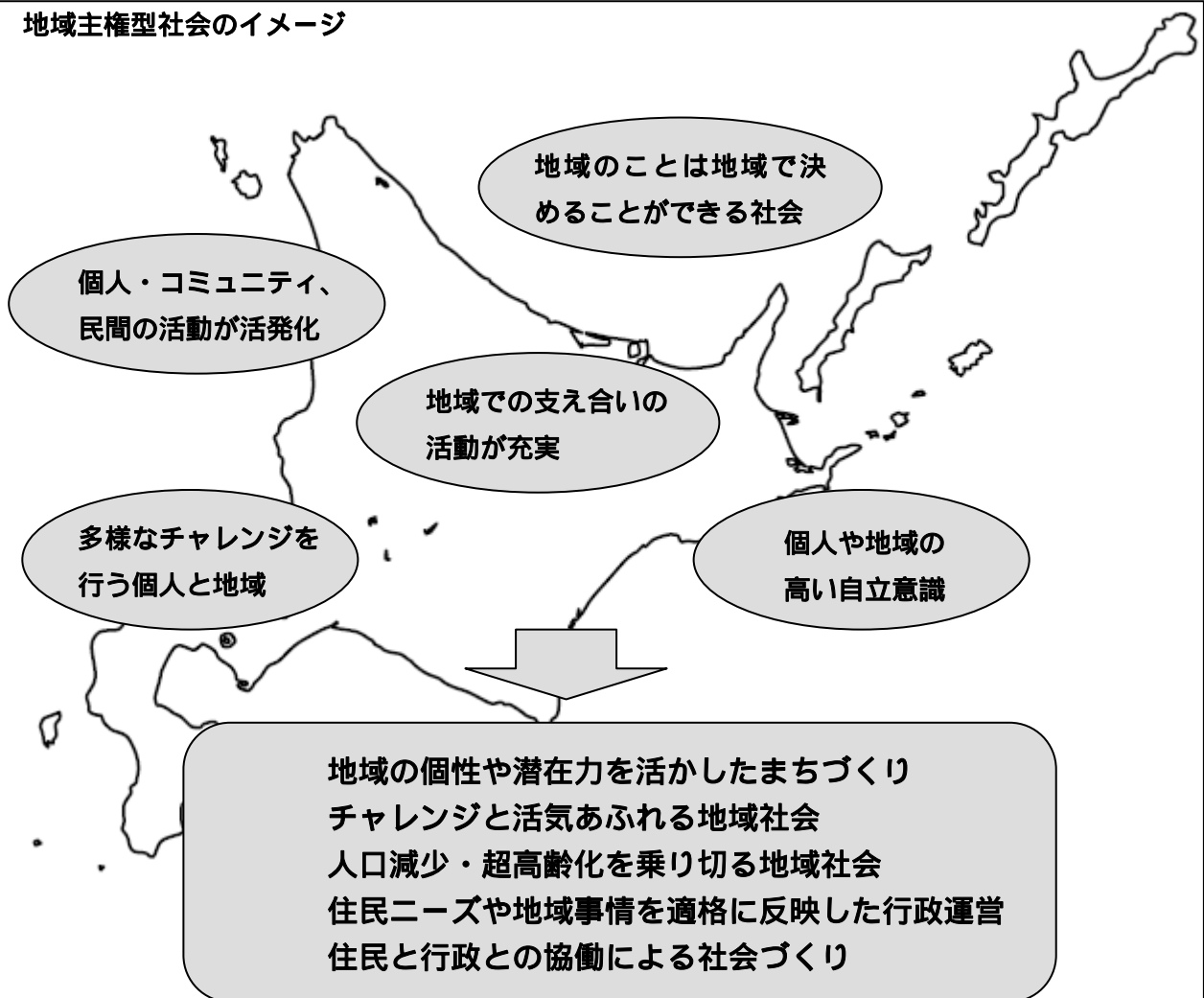
今後は、国任せにせず、住民それぞれが、自分たちの抱える課題や目標に向かって、知恵を絞り、みんなで議論して取り組んでいかなければ、課題の解決も地域の活性化もできない時代になってきているのではないのでしょうか。

#### 【地域主権が生み出す地域の元気】

自ら考え行動する人が多い地域には元気が生まれます。やる気と元気があるところには、創意工夫とチャレンジが生まれます。そして、失敗を恐れずチャレンジするところに、始めて成功が生まれるのではないのでしょうか。またそれが地域を元気に、北海道や日本を豊かにしていきます。

多様で元気で行動的な社会。一人一人の個性が地域を形づくり、個性的な地域が集まって日本をつくる。そんなパッチワークのような社会が北海道の目指す地域主権型社会です。

## 地域主権型社会のイメージ



## 地域主権型社会のイメージ ~ スクールバスの導入議論を例にして ~

### <これまでありがちな議論>

P T A 私達は児童の通学の際の安全を守るため、スクールバスを 小学校に導入することを求めます。

市役所 小学校は都市部なので、スクールバスの補助金が国から出ないので財政的に難しいです。それに、市として 小学校だけスクールバスを導入することはできません。

P T A (なんで行政は住民の声より補助金のことばかり気にするのだろう・・・)

市役所 (どうして住民は財源のことを考えないで要望するばかりなんだろう・・・)

### <地域主権型社会での議論>

上記の例は、補助金の有無や他との横並びばかりを気にする行政や、要望だけして終わりとする住民側を少し誇張して書いています。地域のことは地域で決めるという意識が互いに高まれば、例えばバスの運行経費は親が半分程度は負担するとか、運転手は学区内に住むバスの運転手を退職した方がボランティア的に運転するとか、バスを夜停めておくところの除雪は親や地域住民で分担して定時運行を確保するとか、行政は保険等に入って事故等があったときの責任をカバーするなどいろいろな可能性が考えられます。さらには、バスが介護施設や障害者施設への送り迎えも兼ねて、体にハンディがある人の外出を支援するとともに、子供達にいろいろな社会の姿を見せ、そうした方々への優しさを培うということも考えられます。国や行政にまちづくりや地域課題の解決を任せないことで、地域の暮らしを豊かにするいろいろな可能性が広がるのではないのでしょうか。

## 2 地域主権型社会の実現を目指した自治のかたち - 道州制 -

### 【道州制】

北海道は、地域主権型社会にふさわしい自治のかたちを総称して、「道州制」と呼んでいます。一般的には、道州制は都道府県制に代わる広域自治体の一つのあり方として議論されることが多いのですが、広域自治体の仕組みは国や基礎自治体、コミュニティ等と切り離して考えることはできません。むしろ、自治にとって重要なのは基礎自治体やコミュニティです。そこで、北海道では、そのような基礎自治体などのあり方も含めた地域主権型社会にふさわしい自治のかたち全体を考え、「道州制」として北海道の考え方を発信しています。

### 【道州制の基本的な考え方】

地域主権型社会にふさわしい自治のかたちである道州制の基本となる考え方は、できる限り住民に近いところで物事が決まり、取組が行われるようにするという事です。地域主権の出発点は、個人や地域住民の主体的な思考、決断、行動です。これまでは自治の主体というと市町村や都道府県が真っ先に念頭に浮かんできましたが、地域課題の解決や地域の活性化に向けた議論、取組の主体を、できる限り個人や地域住民自体に近づけていくことが重要です。そして、行政側で言えば、国や都道府県よりも住民に近い市町村が主体となって決定し、取組を進めていけるようにすることが必要です。個人や地域住民から遠ざかれば遠ざかるほど、住民ニーズや地域の個性が反映された取組が難しくなります。また、個人や地域の元気につながっていきません。

### 【補完性の原理】

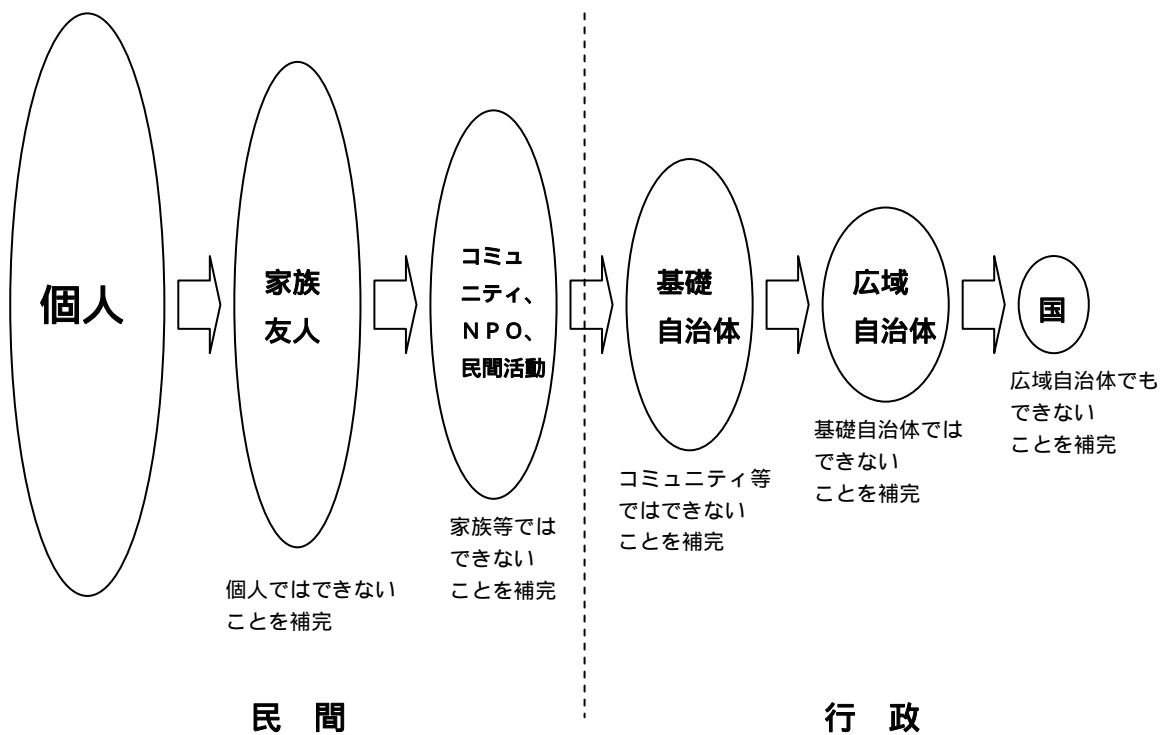
このような地域主権の基本的な考え方は、「補完性の原理」と呼ばれる考え方と同様の考え方と言えます。

「補完性の原理」とは、個人ができることは個人で行い、個人でできないことを家族や友人が行う、家族や友人でできないことを地域社会や民間活動が行う、地域社会や民間活動ではできないことがあって始めて行政が補完する、それも住民に一番身近な基礎自治体である市町村がまず行う、市町村でもできないことは広域自治体の都道府県（道州）が行う、都道府県（道州）でも対応できないことを国が行うという考え方です。

政府の地方分権推進委員会が平成13年6月14日に出した「地方分権推進委員会最終報告」においても、今後の改革課題として事務事業の移譲の必要性を求めると、「ヨーロッパ先進諸国に普及しつつある「補完性（Subsidiarity）の原理」を参考にしながら、市区町村、都道府県、国の相互間の事務事業の分担関係を見直し、事務事業の移譲を更に推進すること」とされ、補完性の原理が言及されています。



## 補完性の原理のイメージ



## コラム「補完性の原理とは」

補完性の原理は、1985年に制定されたヨーロッパ地方自治憲章や2001年改正のイタリア憲法、2003年改正のフランス憲法においても採用されるなど、地方分権に関する世界的なスタンダードとなりつつある考え方です。

元々は、「個人ができることは個人で行い、個人でできないことを家族が、家族でできないことを地域社会が、地域社会でできないことを基礎自治体が、基礎自治体でできないことを広域自治体が、広域自治体でできないことを国が行うべきであり、より上位の階層は、より下位の階層ができることにみだりに介入すべきではない」という、社会全体のあり方を指し示す哲学としての性格を持っていましたが、我が国では、どちらかというところ「国、広域自治体、基礎自治体という行政内部の事務配分の基準」として限定的に理解されることが多かったようです。

しかし、補完性原理を根拠に、国の役割は自治体に対する補完に止まるべきだと自治体が主張し、国から自治体への分権を進めていくと、今度は、自治体もまた住民、NPO、民間などの地域社会との関係では、自らの役割を補完的なものに止めることを迫られることとなります。これは「補完性原理のブーメラン効果」と言われるものです。

北海道は、こうした点も含めたものとして補完性原理をとらえた上で、行政内部のみならず、地域社会と行政との関係においても、より住民に近いレベルを優先し、強化していくための改革として道州制を構想しています。

## 【道州制の制度設計の基本的な考え方】

道州制は都道府県に代えて新たな広域自治体として「道州」を設置し、市町村（基礎自治体） - 道州（広域自治体） - 国の3層制に日本の基本的な自治の構造を変えていくことと北海道では考えています。これまで日本における道州制の議論のなかには、都道府県に代えて国の出先機関として新たに道州庁を設置するという意見もありましたが、北海道の道州制は、地域のことは地域で、しかもできる限り住民に近いところで決められるようにする地域主権型社会の実現を目指すものであり、道州を地方自治体ではなく国の指示で行動する国の出先機関にしてしまうような考え方とは大きく異なります。

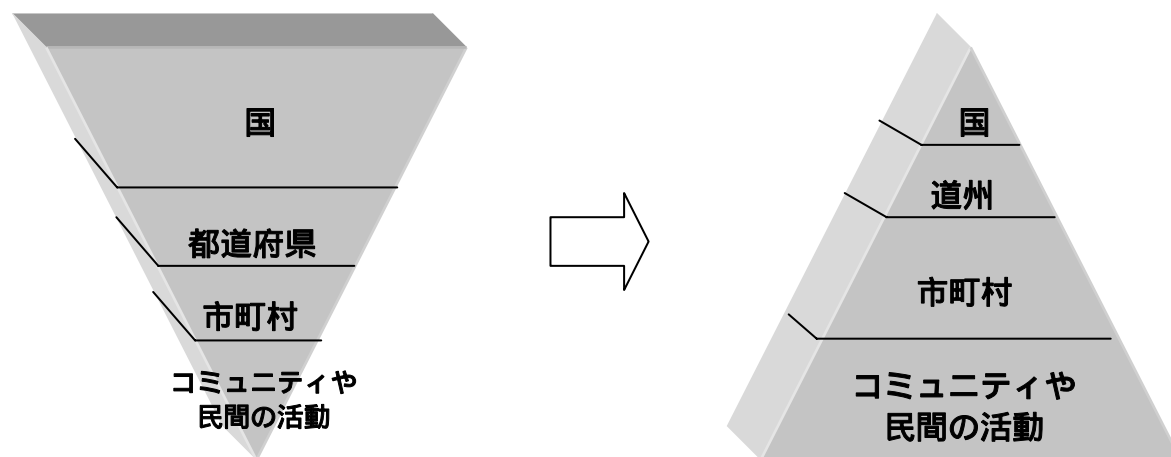
また、地域主権型社会の実現を目指す考え方から、道州よりも、より住民に近い基礎自治体である市町村が強化され、大きな役割・権限を担うことができるようになることが重要と考えます。そして、道州と市町村の関係は、市町村が道州の指揮監督下にあるような上下の関係ではなく、基礎自治体 - 広域自治体として互いに役割分担の上協力して道民福祉の向上を図る対等の関係になるべきものと考えます。

そのような基本的な考え方に立った上で、道州制の制度設計を行うに当たっては、次のような点が議論すべき事項となると考えます。

- ( 1 ) 市町村、道州、国の役割分担
- ( 2 ) 市町村、道州の権限
- ( 3 ) 市町村、道州の税財政制度
- ( 4 ) 市町村、道州の組織
- ( 5 ) コミュニティや住民自治

以下に、これらの点についてさらに掘り下げてみます。

## 道州制のイメージ



## コラム「連邦制と道州制」

### <連邦制とは？>

連邦制に詳しい岩崎美紀子筑波大学教授によれば、「連邦制の本質は、全体とそれを構成する政体の間での立法権限の分割であり、それが憲法に明記されることである」(『分権と連邦制』より)とされています。また、第27次地方制度調査会の答申では、「連邦制、すなわち、憲法において権限(行政権のみならず立法権(又は立法権及び司法権))が国と州で明確に分割されている国家形態」とされています。すなわち、連邦制は、一般的には、連邦と州の間で立法権を分け、それを憲法に明記することにより、連邦議会だけではそれを勝手に変更することはできないものとして、州の権限を保障しているものといえます。

### <連邦制と道州制>

連邦制を我が国で導入するためには憲法の改正が必要と考えられますが、道では、地域のことは地域で決められることができる地域主権型社会の実現を図る道州制は、現行憲法のもとにおいても十分実現できるものと考えています。

また、地域主権という観点から道州制と連邦制を比較するならば、道が考える道州制は補完性の原理を徹底し、基礎自治体である市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、広域自治体である道州は市町村を補完する役割にとどまるものと考えているのに対し、連邦制は必ずしも市町村が行政の中心であることを保障する仕組みではなく、場合によっては非常に強力な権限をもった州政府もありうる点で道州制とは大きく異なっています。例えば、アメリカでは地方自治体は「州政府の創造物」とされており、どのような地方自治制度をつくるかは州政府の判断に委ねられています。

岩崎教授も『分権と連邦制』において、「単一制度をとっていても地方自治が定着している国もあれば、連邦制度をとっていても中央政府が地方をコントロールしている国もある。連邦制にさえすれば、分権的社会が実現するわけではない。」と指摘しています。

## (1) 市町村、道州、国の役割分担

### 【役割分担の基本的な考え方】

道州制の下における市町村、道州、国の役割分担は、大きくいえば、次のようになると考えます。

#### 市町村（基礎自治体）

地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供します。

#### 道州（広域自治体）

基礎自治体である市町村を補完する行政主体として、全道的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、補完事務の3事務（ ）に限定し、産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担います。

#### 国

外交や安全保障など国家として本来果たすべきことなどにその役割を限定します。

広域事務：市町村の区域を越えた対応が必要な事務  
連絡調整事務：市町村を包括する団体として行うべき事務  
補完事務：高度な技術・能力を要し、負担の大きな事務

（道州制のもとで強化された市町村を前提としており、補完事務等の範囲も限定的になるものと考えます。）

### 【具体的な役割分担例】

上記の考え方に沿って具体的な役割を例示すれば、次のようになると考えます。

#### 市町村

##### ア 保健・医療・福祉

高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくり、感染症予防、衛生管理、食品衛生、地域医療の確保 等

##### イ 教育・文化

公立幼稚園や小中学校の設置、地域芸能活動や社会教育活動の支援 等

##### ウ 産業雇用

地域産業の振興、農山漁村振興、集落規模の農業生産基盤整備 等

##### エ 環境保全

廃棄物対策、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・悪臭・騒音等対策、自然環境の保護・保全、鳥獣保護 等

##### オ まちづくり

生活道路整備、公園整備、上下水道整備、都市計画、土地利用調整、地域交通の確保、農村生活環境整備、コミュニティの振興 等

##### カ 国土保全・防災

地域限定的な治山・治水、消防、防災、災害対応 等

分野別市町村、道州、国の役割分担の例示

区分	市 町 村	道 州	国
保健 医療 福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉</li> <li>・障がい者福祉</li> <li>・子育て支援</li> <li>・健康づくり</li> <li>・感染症予防</li> <li>・衛生管理</li> <li>・食品衛生</li> <li>・地域医療の確保 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度医療の確保</li> <li>・高度な感染症対策</li> <li>・広域的、専門的な福祉サービス 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師等の一定業種の資格制度</li> <li>・公的年金、失業保険</li> <li>・薬や食品に関する最低基準の設定</li> <li>・伝染病や感染症対策に関する最低基準の設定等 等</li> </ul>
教育 文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立幼稚園、小中学校の設置</li> <li>・地域芸能活動や社会教育活動の支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的、専門的な学校教育</li> <li>・全道の文化、スポーツの振興 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な教育制度や全国的な基準の設定</li> <li>・高度、専門的な学術文化の振興 等</li> </ul>
産業 雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域産業の振興</li> <li>・農山漁村振興</li> <li>・集落規模の農業生産基盤整備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な農林水産業基盤整備</li> <li>・広域的な産業政策</li> <li>・職業能力開発</li> <li>・雇用政策</li> <li>・高度、専門的な試験研究 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法や商法等の私法制度、特許や著作権、通貨</li> <li>・航空、船舶、自動車等に関する最低基準の設定</li> <li>・金融、電波、通信、放送</li> <li>・高度、専門的な分野に関する研究、科学技術の振興</li> <li>・資源、エネルギーの開発、確保 等</li> </ul>
環境 保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物対策</li> <li>・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音等の発生源対策</li> <li>・自然環境の保護、保全</li> <li>・鳥獣保護 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国定公園等の自然公園整備</li> <li>・広域的な廃棄物やりサイクル対策</li> <li>・広域的な生活環境保全対策</li> <li>・広域的な自然環境対策 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な取り決めの推進</li> <li>・環境保全に関する全国的な基準の設定 等</li> </ul>
まち づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路、公園、上下水道整備</li> <li>・都市計画</li> <li>・土地利用調整</li> <li>・地域交通の確保</li> <li>・農村生活環境整備</li> <li>・コミュニティの振興 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な道路整備</li> <li>・広域的な交通政策 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等に関する最低基準の設定</li> <li>・新幹線、高速道路などの骨格的、基幹的な交通基盤施設整備 等</li> </ul>
国土 保全 防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域限定的な治山、治水</li> <li>・消防、防災、災害対応 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な治山、治水</li> <li>・広域的な消防防災対策</li> <li>・災害対応・支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象</li> <li>・災害対応・支援 等</li> </ul>
国の 専掌			<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全保障、テロ対策</li> <li>・外交、通商</li> <li>・出入国管理、税関、検疫</li> <li>・刑法、司法制度 等</li> </ul>

## 道州

### ア 施策の効果が基礎自治体の区域を越える面が大きいもの

広域的な利用又は便益を目的とするネットワーク型の社会資本整備（広域道路、広域的な農林水産基盤整備等）、広域的な治水・治水、国立公園等の自然公園整備、広域的な交通政策等

### イ 道州全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの

広域的な産業政策、職業能力開発、雇用政策、広域的な廃棄物・リサイクル対策、広域的な生活環境保全対策、広域的な自然環境対策、高度・専門的な試験研究、広域的・専門的な学校教育、全道の文化・スポーツの振興、高度医療の確保、高度な感染症対策、広域的・専門的な福祉サービス、広域的な消防・防災対策、災害対応・支援等

## 国

### ア 国として国際的に対処することが必要なもの

安全保障、テロ対策、外交、通商、出入国管理、税関、検疫、国際的な取り決めの推進等

### イ 地域ごとに制度が異なっては国民に不便をもたらしかねないもの

刑法・司法制度、民法や商法等の私法制度、特許、著作権、通貨、基本的な教育制度や全国的な基準、環境保全に関する全国的な基準、医師等の一定業種の資格制度等

### ウ 日本国民として最低限保障されるべき生活を保つための施策や公的な保険の運営に関すること

公的年金、失業保険等

### エ 安全確保に関する最低基準を国が定めることが必要なもの

薬や食品等に関する最低基準、伝染病や感染症対策に関する最低基準、航空・船舶・自動車・建築物等に関する最低基準等

### オ 施策の効果が道州の区域を越える面が大きいもの

金融、電波、通信、放送、気象等

### カ 国全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの

高度・専門的な分野に関する研究、科学技術振興、新幹線・高速道路などの骨格的・基幹的な交通基盤施設の整備、資源・エネルギーの開発・確保、高度・専門的な学術・文化の振興、災害対応支援等

（これらは例示であり、すべての役割や分野を列挙したものではありません。）

北海道内の国の地方支分部局の事務のうち、道州制においては道州又は市町村が担うと考えられるもの

<北海道総合通信局>

情報通信による地域振興  
・地域情報化への支援、IT人材基盤の強化  
・情報通信の利用環境の整備 等

<北海道労働局>

職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業・労働者派遣事業の監督  
高年齢者・障害者の雇用の確保  
地域雇用開発促進法に規定する地域雇用開発に関する事務  
男女の均等な雇用機会・待遇の確保  
育児・家族介護を行う労働者の福祉の増進 等

<北海道農政事務所>

消費者保護、飲食物品・農畜産物の生産・流通・消費の増進・改善・調整  
食品産業に関する業務  
農林水産物の生産過程に係る安全性の確保  
農産物の検査、日本農林規格、品質表示基準  
トレーサビリティシステムの推進 等

<北海道開発局>

北海道開発に関する総合的な施策に係る計画に関する調査・調整・計画の推進  
補助事業に係る助成・指導  
1級河川（指定区間外）の整備・管理  
直轄国道・開発道路の整備・管理  
空港の整備（2種A空港、共用飛行場）  
港湾の整備  
水産基盤整備事業（4種漁港、3種漁港）  
直轄の土地改良事業 等

<北海道地方環境事務所>

法に基づく国指定の自然環境保全地域の管理  
国立公園の管理  
国指定鳥獣保護区の管理（開発行為等の許可）  
自然環境の健全な利用のための活動の増進 等

<北海道厚生局>

栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、保育士などの各種養成施設の指定、指導監督  
食品衛生に関する承認・指導等  
・総合衛生管理製造過程による食品の製造・加工に係る承認等  
国民健康保険の保険者、国保連合会への指導、監督事務  
老人保健法の規定による市町村等への指導事務  
介護保険法の規定による介護サービス事業者等への指導事務 等

<北海道経済産業局>

各種産業（食関連産業、バイオ産業、サービス産業、情報処理産業、中小小売商業、製造産業、環境産業等）の振興  
中小企業振興対策、地域産業の振興施策  
地域振興施策・産業立地の推進  
総合的な省エネルギーに関する政策、新エネルギー等の開発・導入促進 等

<北海道運輸局>

交通機関の整備に関する基本施策の企画立案  
観光の振興、旅行業・ホテル・旅館の登録  
トラック事業の許可、安全等監査  
バス事業、タクシー事業の許可、安全等監査、自動車の登録、検査  
造船業、港湾運送、港湾運送事業の発展、改善、調整 等

<北海道森林管理局>

国有財産（企業用財産）としての国有林野の管理経営  
・経営計画の策定と計画に基づく伐採、造林、林道開設、国土の保全、森林管理  
民有林直轄治山事業の実施 等

<北海道財務局>

経済・金融に関する調査  
地方公共団体への財政投融資資金の貸付  
たばこ卸売販売業者の登録、たばこ小売販売業者の許可  
塩製造業者、塩卸売販売業者の登録 等

## (2) 市町村、道州の権限

### 【制度の企画立案権限の重要性】

地域のことを地域で決めることができる地域主権型社会の実現に向けた道州制の制度設計に当たっては、市町村や道州が、単なる執行権限ではなく、制度の企画立案権限を持ってその役割を担うことが大変重要と考えます。

現在は、市町村や都道府県の大半の仕事は、国の法令等で詳細な制度設計がなされた上で行っているものです。地方分権一括法で、都道府県事務の8割をも占めるとも言われた機関委任事務が廃止され、自治事務と法定受託事務とに分けられましたが、自治事務とされるものであっても、法令で市町村は何々しなければならないとされていれば、それに従う義務が発生しているという点では、地方自治体の自由な判断が制約されているという面は変わりません。

機関委任事務は、都道府県知事や市町村長を国の下部機関として事務を行わせる制度であり、いわば「国の手足」として、国の指導・監督の下、国が定めた基準に従い事務を執行することが義務付けられていました。法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律又は法律に基づく政令により特に定めることとされており、自治事務は、地方公共団体の事務から法定受託事務を除いた事務とされています。法定受託事務は、自治事務より基本的に国が強く関与できる仕組みとされています。

前述した「地方分権推進委員会最終報告」(平成13年6月14日)においても、今後の改革課題として「地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和」が掲げられ、「地方分権を実現するには、ある事務事業を実施するかしないかの選択それ自体を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要であるため、地方公共団体の事務に対する国の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくこと」が必要とされています。

道州制の制度設計に当たっては、膨大な数の法令の規定を見直し、市町村や道州の役割とされる事項については、法令を廃止する、大枠的な規定に留める等のことを行い、その代わりに各市町村や道州それぞれが、条例等で事務の内容について定めることができるようにすることが欠かせないと考えます。

現在でも、都市計画法や大気汚染防止法など、条例によって事務の一部について規定できることを明記した法律があり、こういった地域の判断でルールを決めていく仕組みをさらに推し進めていくことが大切なのではないでしょうか。



## コラム「条例の上書き権」

現在、国の法令が細かな基準まで詳細に定めている中、市町村や道州に制度の企画立案権限も含めて移譲するという事は、市町村や道州の役割となる分野については、国の法令を大幅に縮小、簡素化し、市町村や道州の条例に委ねるということを意味しています。このように地域のことを地域で決められることができる仕組みを法令面から推進することを、道では「法令面での地域主権の推進」と呼び、道州制特区の提案の中でもその考え方を主張してきました。

「条例の上乗せ、横出し」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。法令において国が定める規制基準より厳しい基準を条例で定めることを「上乗せ」といい、法令が定める規制項目以外の項目を追加する場合を「横出し」といいます。代表的なものとしては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法で規定する全国一律の排出（水）基準に代えて、都道府県が公害防止条例等の中で独自の基準を定めている例があげられます。こうした「条例の上乗せ、横出し」は、法令に対して条例の役割を高める上で大きな役割を果たしてきましたが、それだけでは、圧倒的な量の法令の前では、地域の自己決定権を拡大するには限界があります。

最近では、法令面での地域主権の議論に関連して、「政省令に対する条例の上書き権」によって条例の適用範囲の拡大を進めるという考え方もあります。「上書き権」については定義が定まっていますが、仮に、条例で定めるだけで一方的に政省令の効力を打ち消してしまう効力を条例に与えるとするならば、国会が定めた法律に基づき定められた政省令と、地方自治体の議会が定めた条例の効力が場合によっては衝突することとなり、現行憲法において、条例は法令の範囲内で制定可能（憲法第94条、地方自治法第14条）とされている点を何らかの形で解決することが必要になります。また、条例が法律を「上書き」することはさすがに考えられず、法律が射程に入っていない点で物足りなさもあります。

他方、「法令の規律密度を下げる」ということで、法令改正を一つずつ行うべきとする考え方もあります。詳細に規定している法令を大綱的な規定にとどめたり、条例が別の定めをする場合には条例が優先する旨の規定をおく、また、法令そのものを廃止したり、ある地域についてだけその法令を適用除外にすることなどにより、法令の規定範囲を縮小することで、法令に抵触することなく条例による規定を可能とする考え方です。北海道が考える「法令面での地域主権の推進」もこれと同様の考え方に立っており、これを手続き面で担保するものとして、道州制特区推進法では、北海道が国に対して法令の制定改廃を提案できるという仕組みが初めて法定化されました。

法令面での地域主権を実現していくためには、自治体側も平素から主体的な判断による法令解釈を心がけ、自らの企画立案能力を高めていくとともに、解釈によってもなお乗り越えられない現行法令の課題、問題点を浮き彫りにしていく努力を積み重ねることが重要です。

## 都市計画法と大気汚染防止法

### 都市計画法

#### （開発許可の基準）

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手續がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一～十四（略） 2～3（略）

4 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。

### 大気汚染防止法

#### （条例との関係）

第四条 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、ばいじん又は有害物質に係る前条第一項又は第三項の排出基準によつては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないとして認められる区域があるときは、その区域におけるばい煙発生施設において発生するこれらの物質について、政令で定めるところにより、条例で、同条第一項の排出基準にかえて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

## 【地域独自の企画立案に向けた取組】

### 道産食品独自認証制度 ～消費者の期待と信頼にこたえる独自の基準づくり～

豊かな自然環境の下で生産される道産食品は、新鮮でおいしいと全国の消費者から高い評価をいただいております。北海道では、この信頼にしっかりとこたえていくため、安全・安心を基本とした「道産食品独自認証制度」が平成16年度からスタートしています。本制度は、食品の安全・安心の確保のための仕組みづくりを国だけに委ねず地域自らが行う、道産食品に対する消費者の期待と信頼にこたえるための基準づくりと言えます。



独自認証のロゴマーク

### [ 道産食品独自認証制度の対象品目及び認証基準の一例 ]

#### ハム・ソーセージ類

##### 対象品目

- ・ ハム類（ロース、ボンレス）
- ・ ベーコン類（バラ、ショルダー、ロース）
- ・ ソーセージ類（フランクフルト、ウィンナー、ポロニア）



##### 基準の概要

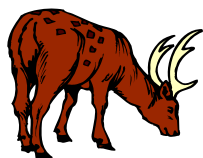
- ・ 豚肉は、道内で出生し、肥育・と畜されたもので、農場を確認できるもの
- ・ 商品には、豚肉の生産地を表示
- ・ 使用できる添加物の種類、量を制限
- ・ 添加物以外の副材料は、食塩、砂糖類、香辛料のみ

上記の他、ナチュラルチーズ、日本酒、熟成塩蔵さけ、そば、みそ、いくら、アイスクリーム、ワイン、豆腐、納豆、しょうちゅうが対象品目とされています。

### 地域独自の野生生物保護管理制度の構築 ～地域課題を解決するための制度づくり～

野生鳥獣の保護管理を進めるに当たり、国は全国的な視点で狩猟鳥獣の種類や捕獲頭数、狩猟期間等を定めていますが、本道と本州以南では、気象条件や鳥獣の生息環境、生息する鳥獣の種類が異なることなどから、地域の実情に即したきめ細かな対応を行う必要があります。

野生鳥獣のうち、希少種や渡り鳥などのように広域的な見地や調整に基づき保護管理が進められるべき必要のあるものを除いて、狩猟鳥獣の種類など国が有している決定権限が地方に移譲されると、生活環境への影響や生息実態等に基づいて、狩猟鳥獣の種類や狩猟者1人当たりの捕獲頭数等を独自に定めることができることとなります。



また、地域の野生鳥獣の保護管理に貢献している狩猟者は、減少と高齢化が著しく、地域によっては有害鳥獣の捕獲などに支障を来しているところも見受けられることから、野生鳥獣の保護管理を担う人材の育成・確保が課題となっています。



鳥獣の捕獲の目的は、スポーツハンティングと許可捕獲（有害鳥獣の捕獲など）に大別されますが、現行の狩猟免許制度は、国により画一的に網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許（装薬銃）及び第2種銃猟免許（空気銃）4区分に定められていることから、鳥獣による被害を受けている農業者自らが、自己の所有地に限って有害鳥獣を捕獲することを可能とするといった捕獲目的に対応した独自の免許区分を設けることができるような制度の導入が必要と考えます。

北海道は、このように本道の特性に応じた野生鳥獣の保護管理や、それを担う人材の育成を進めるための権限移譲や規制緩和を道州制の中で国へ提案しています。

### 地域からの様々な提案 ～構造改革特区の事例から～

全国一律の基準による制約等を地域の創意と工夫により乗り越えるため、北海道内においても、各地から構造改革特区等への様々な提案が行われています。

[ 道内における構造改革特区への提案例 ]

構想の名称等	提案主体	提案の内容
北海道における自家用貨物自動車の車検期間延長	北海道農民連盟（札幌市）	・道内において農業用で使用している自家用貨物自動車については、冬が長く使用期間が極端に短いなどの特殊性を考慮し、車検期間を延長し自家用乗用車並みとする
コミュニティ放送防災特区	㈱エフエム小樽放送局（小樽市）	・市民に対して、災害時のきめ細かい生活情報等を提供する防災体制の強化を図るため、コミュニティ放送の空中線電力（出力）の上限基準を緩和（20W 50W）し、コミュニティ放送の難聴地域を解消する
少子化対策子育て特区 幼保一元化に関連する提案は、他にも多数あり	留萌市	・過疎地域等における少子化対策、幼児教育の振興、地域の活性化のため、規制の特例により、幼稚園と保育所の一元化に向けた新しい制度を設けて、幼児教育の環境を整備する
搾りたての牛乳を消費者へ	個人	・牧場併設の喫茶店等において、牧場を訪れた消費者に対して、搾りたての牛乳を提供できるようにするため、関係法令を緩和する
積雪寒冷地バイオトイレ特区	旭川市	・建築基準法等の規制を緩和し、公衆トイレとしてバイオトイレ（コンポストトイレ）を通年設置することを可能とすることにより、環境負荷をおさえるとともに、冬期間における凍結防止のために必要な暖房費等のコスト節減を図る
サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト後方支援特区	石狩市	・サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト関連資機材等の中継基地（保管・組立・加工）として、外国人熟練工の就労の特例を導入することにより、事業の円滑な推進を図る

### (3) 市町村、道州の税財政制度

#### 【補助金制度の弊害】

我が国の財政は、最終支出ベースで国と地方の比率が概ね2：3となっているのに対し、国民が負担する租税収入の配分においては国と地方の比率は概ね3：2となっており、最終支出と税源配分の間に大きな乖離が存在しています。

この乖離は主に地方交付税と国庫補助金で埋められていますが、地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するための地方固有の財源であり、どのような用途に充てるかは地方自治体で決めることができるのに対して、国庫補助金は、所管する省庁の決めた基準に従って執行する必要があるいわゆる「ひもつき財源」となっています。

これまで中央省庁は、多岐にわたる国庫補助金の交付を通じて、地方を誘導し、政策目的の達成を図ってきましたが、全国画一的な基準による補助金行政では、近年の多様化する住民ニーズへの対応が困難となってきており、限られた財源を地域の実情に即して効果的・効率的に活用することを阻害している側面があります。

また、国、地方を通じ、莫大な財源不足が生じているにもかかわらず、自治体職員は、補助金獲得のための関係省庁との協議・調整等のため、多大なエネルギーを注いでおり、中央省庁側も補助金のチェックなどのために多くの人員を割いているなど、コスト的な面でも大きな問題を抱えています。

#### 【三位一体改革の取組】

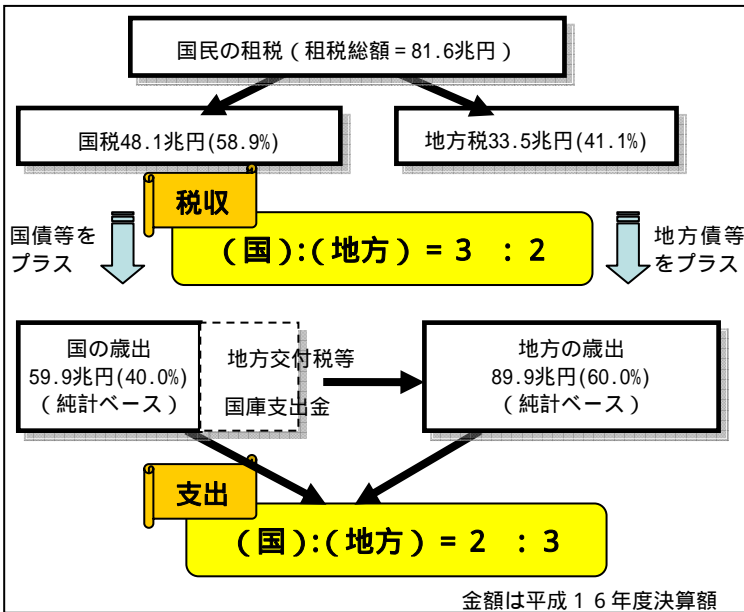
このような中、平成14年度から国庫補助負担金の廃止、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しを一体的に進める取組として、いわゆる三位一体改革が進められてきました。三位一体改革のねらいは、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大することであり、財政面からの地方分権改革ということができます。

平成16年度に、政府は「骨太の方針2004」において3兆円規模の税源移譲を目標に掲げ、地方六団体は、総理の求めに応じ、全国知事会などの議論を経て、国庫補助金廃止案をとりまとめ、平成16年8月に総理に提出しました。国が地方に国政上の改革案の作成を求め、それに対して地方が答えをまとめた点については、画期的な出来事であったといえます。

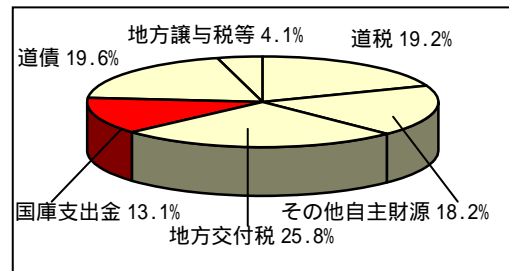
しかし、平成16、17年度を通じた三位一体改革に関する政府の最終的な決定は、3兆円規模の税源移譲は行われたものの、補助金の削減については、多くを単なる国の負担率の引き下げ等で必要額を生み出す対応に終始し、多くの補助金の手つかずのまま存続することとなり、地方の裁量拡大という観点からは不十分な内容となっています。

このため地方では、真の地方分権改革の実現に向け、第2期地方分権改革の実施を国に強く働きかけた結果、平成19年4月に地方分権改革推進法が施行され、地方分権第2ステージの幕が開けられました。地方としては、三位一体改革など、これまでの改革の内容を十分に検証した上で、この改革を地方の側から積極的にリードしていくこととしています。

## 国と地方の税収と支出



## 北海道における歳入の内訳 (平成18年度ベース)



## 平成16年8月に地方六団体が取りまとめた三位一体改革に係る提案の概要

### (1) 地方分権推進のための「三位一体改革」

第1期改革(18年度まで)に続き、第2期改革(19~21年度)が必要

### (2) 「三位一体改革」の全体像

国から地方への税源移譲 【8兆円程度】

第1期改革(18年度まで): 所得税から住民税へ 個人住民税を10%比例税率化(3兆円程度)

第2期改革(19年度から21年度): 地方消費税分を1%から2.5%に引き上げ(3.6兆円程度)

第1期及び第2期を通じて: 道路目的税である揮発油税の一部(税収見込みの50%)の譲与税化(1.4兆円程度)

国庫補助負担金の見直し 【9兆円程度】

地方交付税の見直し

## 平成16・17年度を通じた三位一体改革に関する政府の決定内容

### (1) 国庫補助負担金の改革

平成18年度までに4兆円程度の国庫補助負担金改革を行う

(主な改革内容)

- ・義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を1/3に引き下げ
- ・児童扶養手当(3/4 → 1/3)、児童手当(2/3 → 1/3)の国庫負担割合を引き下げ
- ・国民健康保険に都道府県負担を導入
- ・公営住宅家賃対策等補助、消防防災施設等整備費補助金、公立学校等施設整備費補助金等の補助金を廃止
- ・施設費については、廃止・縮減分の5割の割合で税源移譲

### (2) 税源移譲

税源移譲は3兆円規模とする。この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。

### 【偏在する税源】

地方における財政面での自主性、自立性を高めるためには、国庫補助金を廃止して、地方税の割合を高める必要がありますが、移譲の対象となる税源は全国にバランスよく存在するわけではありません。

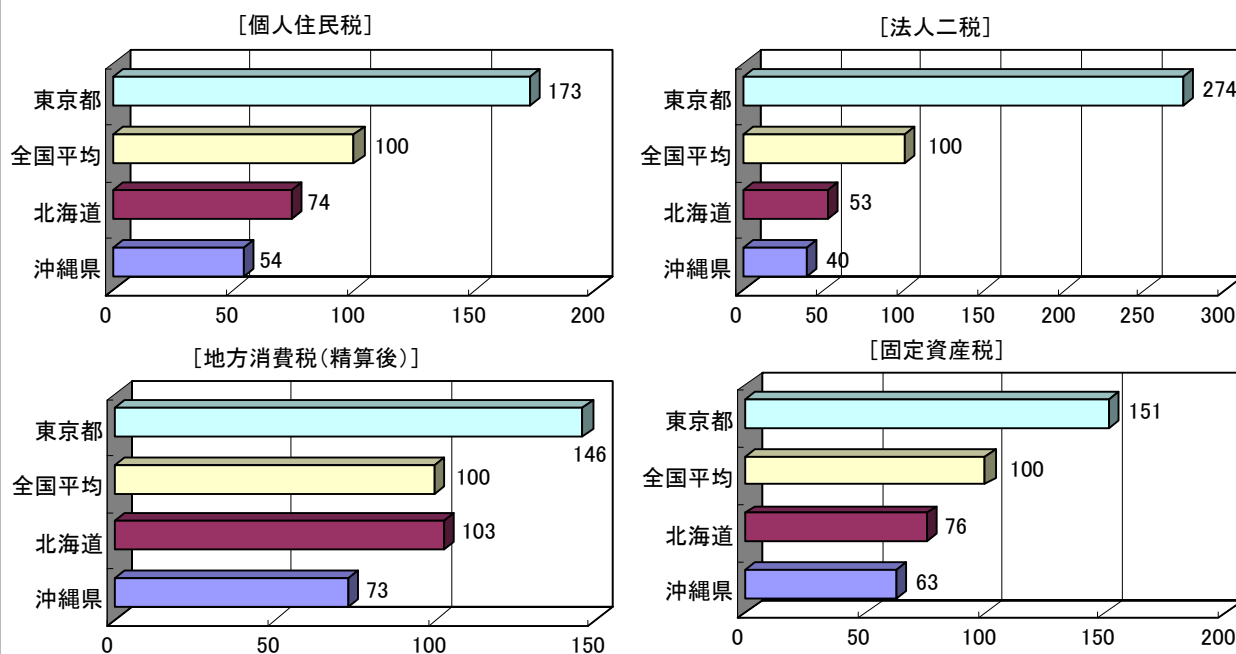
例えば、住民1人当たりの税額の全国平均を100とすると、地方消費税は、北海道が103、東京都が146、固定資産税は、北海道が76、東京都が151であるのに対して、法人二税は、北海道は53、東京都は274（指数は平成17年度の数値）と税源の偏りがかなり大きくなっています。法人二税は企業の本店等が集積している大都市圏に偏っており、このような税源を移譲すれば、財政面での地域間格差をさらに広げる結果となることから、国から地方への税源移譲を進めるに当たっては、法人税のような偏在度の高い税源ではなく、偏在度の低い消費税を中心とする必要があると言えます。

### 【道州制における税財政制度】

地方自治体の自主性、主体性を最も発揮させ、地域のことは地域で決めることができる行政を実現するためには、地方自治体が、その役割分担に見合った財源をすべて地方税でまかなうことができることが理想ですが、税源の偏在などもあり、現実的には我が国の全ての地方自治体が財政的に完全に自立することは困難と考えます。

そのような状況においては、各地方自治体が標準的な水準の行政が行える総額を確保した上で、その使い道は各地方自治体の自由とするのが地域主権型の税財政制度と考えます。そのためには、できる限り、税源の偏在度が小さい消費税、固定資産税や、所得税の比例税率部分を道州や市町村の税とし、それでも役割を担うに当たり財源が不足する地方自治体については、必要な財源保障・財政調整を実施する必要があると考えます。

## 主要地方税に係る税源の偏在度（平成 17 年度）



(注 1) 数値は、住民 1 人当たりの税額の全国平均を 100 とした場合の平成 17 年度における全国最高・最低の都府県と北海道の指数である。

(注 2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税、個人市町村民税の合計額である。

(注 3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額である。

(注 4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含む。

(注 5) 地方消費税（精算後）は、国からの払込時期による影響の平準化のため過去 3 年間（平成 15～17 年度）の平均値を計上している。

## 道州制検討懇話会が行ったシミュレーション

各地域で納付される国税を地方の収入とする代わりに、国から交付されている地方交付税、国庫支出金を廃止した場合のブロック別の財源変動状況は下記のとおりです。

区分	国税収入額（億円）		地方交付税収入額（億円）		国庫支出金収入額（億円）		差引（億円） A - (B + C)
	(A)	構成比%	(B)	構成比%	(C)	構成比%	
北海道	14,977	2.7	16,416	9.6	10,249	7.2	11,688
東北 6 県	24,243	4.4	25,146	14.7	14,722	10.3	15,625
関東 7 都県	257,956	46.5	17,654	10.3	27,939	19.6	212,363
北陸 4 県	17,188	3.1	12,216	7.1	8,670	6.1	3,698
中部 6 県	70,524	12.7	17,150	10.0	16,284	11.4	37,090
近畿 6 府県	98,768	17.8	19,021	11.1	22,835	16.0	56,912
中国 5 県	25,180	4.5	16,835	9.8	11,077	7.8	2,732
四国 4 県	11,726	2.1	11,628	6.8	6,383	4.5	6,285
九州 8 県	34,196	6.2	35,210	20.6	24,405	17.1	25,419
合計	554,758	100.0	171,276	100.0	142,564	100.0	240,918

(備考) 「道州制 北海道発・分権型社会の展望」(平成 13 年 2 月)による。数値は平成 9 年度のもの。

国税のうち、法人税や消費税は、本社所在地で納付されており、支店における営業活動の実態は、本表の国税収入額には反映されていない。



#### (4) 市町村、道州の組織

##### 【首長及び議会の公選】

地域の多様なニーズや課題を踏まえた上で、住民に対して責任をもって政策を具体化していく市町村や道州の首長や議会議員は、住民による選挙で選ばれることが必要と考えます。戦前の都道府県知事は、選挙で選ばれた政治家ではなく、国の役人から任命されていました。また、同じく戦前に北海道で採用されていた二級町村制では、町村長は北海道庁長官が任免することとされていました。広範な権限と責任を持つ地方自治体の首長や議会議員が、選挙ではなく国などによる任命で決められることは、地域のことは地域で決めるという観点から大きな問題があると考えます。

##### 【基礎自治体としての市町村】

道州制のもとで地域における行政サービスの主役を担うのは、基礎自治体である市町村です。市町村は、これまで以上に多様な行政サービスの提供を行うとともに、地域の自己決定を的確に果たすことができるよう、地域主権型社会の基礎自治体としてふさわしい、充実した組織体制と効率的な行財政基盤を備えることが望まれます。

そのような組織体制と行財政基盤は、市町村の規模と密接に関わってきます。道州制のもとにおける市町村の規模については、例えば、次のような観点から考えることができます。

##### 住民に適切な行政サービスを提供するために望まれる規模

医療サービスの提供や保険の運営など、一定量の行政需要がなければ必要な専門的職種の確保や運営の安定などが実現できず、期待される行政サービスを実施することが難しい分野があります。そのような分野で適切な行政サービスを提供するためには、一定量の行政需要が発生する人口規模が必要です。

##### 効率的な行財政運営を行うために望まれる規模

行政サービスが税金によって賄われるものである以上、行政サービスの提供に当たっては最大限効率的に行うことが求められます。職員1人当たりが行う仕事量に限界はあっても、同じ仕事量で多くの住民や施策対象に効果を及ぼすことが可能な分野では、一定規模以上の人口を対象に業務を行うことで効率的な行政運営が可能になります。



## コラム「一級・二級町村制における町村長・議会議員の選任」

明治21年に制定された「市制町村制」は北海道には適用されず、明治30年に「北海道区制」、「北海道一級町村制」、「北海道二級町村制」が制定され、制定後の大改正を経て、明治32年10月に区制が札幌、函館、小樽に、明治33年7月に一級町村制が亀田郡大野村ほか15町村に、明治35年4月に二級町村制が札幌郡札幌村ほか61町村に施行されました。

一級町村では、町村長は町村会の選挙により選ばれるとはいえ、北海道庁長官の認可が必要とされていました。二級町村では、町村長は北海道庁長官が任免することとされており、その給料等も北海道庁長官が定め、北海道地方費から支払うこととされていました。また、議会となる町村会についても、一級町村では選挙により選ばれることとされていましたが、二級町村では選挙ではありませんでした。このように、当時の町村、特に二級町村は、今日の目で見ると、とても「自治体」とは言えない存在でした。

その後、昭和2年に一級町村制、二級町村制の大改正があり、一級町村の町村長の選任に対する北海道庁長官の認可は廃止されましたが、二級町村の町村長を北海道庁長官が任免する仕組みは変わりませんでした。昭和18年には北海道一級町村制、北海道二級町村制は廃止され、北海道についても全国と同様「町村制」が施行されることとなりましたが、従来の北海道二級町村は「指定町村」として、町村長を北海道庁長官が任免する仕組みが引き続き維持されました。

昭和22年5月3日の日本国憲法及び地方自治法の施行に先立つ昭和21年9月に、ようやく指定町村制が廃止され、北海道の町村に対する特別扱いも終了することとなりました。

参考：「北海道一、二級町村制度の変遷（一）～（三）」

（柴田啓治『北海道自治』（昭和39年4～6月号））

## 道内民間団体からの道州制に向けた市町村の姿に関する具体の提言例

<道州制道民臨調（2004年3月）>

「北海道において効率的な自治体運営をするための最適規模について人口、歳出額、面積の視点から分析し・・・北海道における一自治体の最適な人口は134,290人、面積311km<sup>2</sup>と考えられる。もしこのような基準で道内の自治体が形成されるとすると、北海道は20～25程度の市によって構成されることになる。」

<社団法人日本青年会議所 北海道地区協議会 道州制検討会議（2004年度）>

「・まずは政令市の権限をすべて道内市町村に段階的に委譲し町村を廃止する。

・道の権限の受け皿とする

・市町村合併を促進（最低20万人規模の市とする）し20市とする」

## 第28次地方制度調査会における道州制に向けた市町村の姿に関する議論

<平成17年6月27日第24回専門小委員会資料>

「道州制が担うべき市町村に対する補完事務の範囲については、一般に、道州制の下における市町村が、少なくとも現在の特例市並の事務を処理できることを前提として検討することとする。このため、現在の都道府県の事務のうち、特例市（ないし中核市）に移譲されている事務（及び類似の事務）は、道州制の下では市町村が処理することとし、道州はその他の事務を処理することとする。」

## 【基礎自治体として望ましい規模と区域】

平成18年7月に策定した「北海道市町村合併推進構想」では、各種行政分野における道内市町村の実態に基づき、北海道における望ましい基礎自治体の規模について検討を行いました。この結果、住民に適切な行政サービスを提供するために目安となる人口規模としておおむね人口3万人、効率性の観点から目安となる人口規模としておおむね人口5万人という目安が導かれました。これらを踏まえ、地域主権型社会の下における「将来の市町村の姿」として、おおむね人口5万人から10万人程度という目安を示しています。

また、北海道では全国を上回る速さで少子化・高齢化が進展し、今後は全国平均を上回る本格的な高齢社会の到来が予想されています。医療、保健、福祉分野のサービスは、かつては年金や生活保護給付などの画一的な基準に基づく金銭給付が主体でしたが、現在、保育サービスや介護サービスのよう一人一人に必要なサービスの内容が異なる対人的サービスへと、求められるサービスの質が変化しつつあり、個人や家庭になるべく近い段階でそのあり方を決定し、供給することが必要になっていきます。したがって、北海道の将来を見据えた場合、これからの基礎自治体は、現在市町村が担っている行政分野に加えて、医療、保健、福祉といった地域に最も密着したサービスを総合的に担っていくことが想定されます。

北海道では、これらの分野において、比較的高度で専門性の高いサービスを提供し、おおむね保健医療福祉サービスの完結を目指す地域単位として、第2次保健医療福祉圏という圏域が既に存在しています。この圏域では、地域の住民がこれらのサービスを受けるために必要な医療機関や福祉施設、交通機関などの様々な地域資源が長い年月を経て蓄積され、地域に深く根付いた圏域を形成しています。このようなことから、「北海道市町村合併推進構想」では、将来の基礎自治体の区域として、この「第2次保健医療福祉圏」を一つのイメージとして示しています。

## 【基礎自治体の充実・強化】

このように、新しい基礎自治体の体制づくりを進めるためには、市町村合併により規模を拡大することは極めて有効な手段です。一方、地域主権型社会にふさわしい市町村の姿は、市町村の規模の拡大だけではありません。特に、広大な北海道においては、NPO やコミュニティの活用を進め、地域住民と行政が協働して地域の個性を守っていけるよう、基礎自治体の内部におけるコミュニティ活動の強化を進めることが重要です。このため、市町村合併の取組と併せて、「地域自治組織」制度の積極的活用を進め、北海道の風土にふさわしい地域づくりを進めていくことが望ましいと考えます。

また、離島など地理的条件によりサービスの広域化が困難な地域については、例えば住民と医師、保健師が協力して介護予防の取組を行うなど、コミュニティ活動と行政の連携の仕組みを緊密に構築するとともに、ドクターヘリの導入など、より高度なサービスにおける広域的支援の強化に取り組む必要があります。

なお、市町村の事務の一部を広域的に共同処理し、自治体間の事務補完と効率化を図る目的で活用されている広域連合、一部事務組合などの広域行政のしくみは、基礎自治体の充実・強化を図るうえで有効な手段であり、市町村合併と並行して今後も活用されていくべきものと考えます。

## 目安となる人口規模の例（北海道市町村合併推進構想から抜粋）

これは、基礎自治体の体制を強化するという観点から、市町村の人口規模を様々な分野で考察して目安として示したものであり、現行の法律や北海道の計画に基づいたものではありません。

### <保健医療福祉>

- ・市町村内の診療科目の充足度：3万人以上でほとんどの診療科目が充足
- ・医師の給与：3万人以上で医師の平均給与はほぼ一定
- ・国民健康保険の保険料水準：3万人～6万人程度以上で保険料水準格差が縮小
- ・国民健康保険の専任職員確保：3万人以上になると担当職員を専任職員で賄うことが可能
- ・介護保険運営の安定性：5万5千人（第1号被保険者1万人）以上で望ましい安定的な保険運営が可能
- ・介護保険事務の共同処理：5万人を超える大半の市は介護認定を単独で実施
- ・生活保護事務の効率的運営：2万6千人以上（町村）、4万人以上（市）で効率的な運営が可能

### <教育>

- ・中学校の学級標準：1万7千人程度で1学級40人の12学級から成る中学校を編成することが可能
- ・学校運営経費の効率化：2万人（小学校）3万人（中学校）程度以上で、児童生徒1人あたりの教育に係る経常経費の額は低額となる
- ・指導主事の配置：10万人を超える市において、専門性を持つ職員である指導主事を配置している市が多い

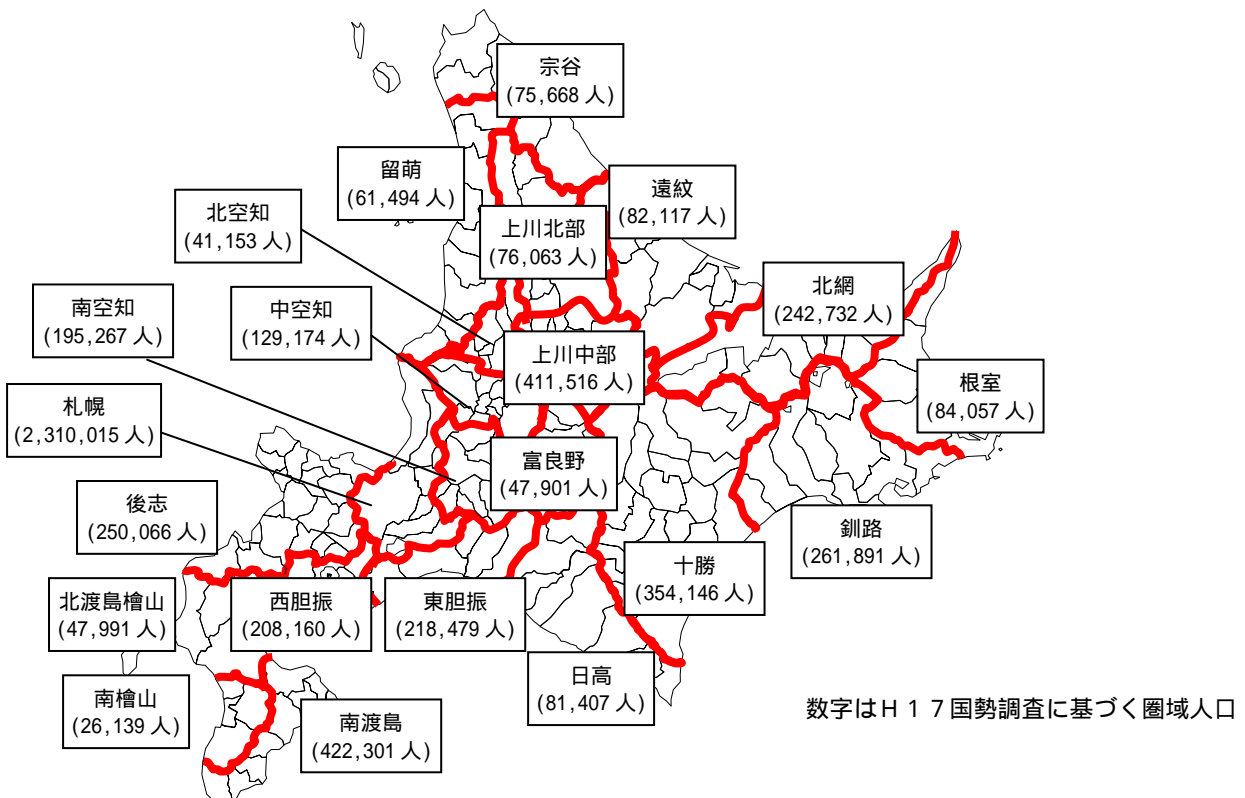
### <し尿・ゴミ処理・消防>

- ・ゴミ処理経費：2万人未満（経常経費）、1万人未満（建設改良費）では1人当たり経費が高額
- ・し尿・ゴミの共同処理：1万人～3万人未満の6割以上の市町村は共同処理を実施
- ・消防管轄人口：10万人程度が目安（H13消防庁長官通知）

### <職員の効率性・専門性>

- ・歳出の効率化：3万人程度が効率化を図る目安
- ・人件費：5万人以上の市では税収に占める人件費の割合が安定
- ・職員配置：1万人未満では専門職（司書・学芸員・保健師・建築技師等）配置率が低下  
2万人未満では専務配置が困難な分野が存在、総務部門等の効率化が困難

## 第2次保健医療福祉圏



## 【道州の姿】

道州の規模、区域を考えるに当たっても、道州が担う役割、権限から考える必要があります。また、市町村が人口5万人から10万人の規模となるということも想定する必要があります。その際、道州の役割が産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備、先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などが中心になってくるとすると、現在の47都道府県よりも広域的な区域を、産業や社会資本の一体性、つながりなどを基本に検討することが必要と考えます。

この場合、現在国の出先機関として社会資本整備を担当している国土交通省地方整備局の所管区域（北海道においては北海道開発局）、同じく国の出先機関として経済・産業政策を担当している経済産業省経済産業局の所管区域、地域別経済団体の状況、電力会社の所管区域などが道州の区域を検討するに当たって参考になるものと考えます。

いずれの場合においても、北海道は、北海道で1つの区域となっており、地理的にも、経済、生活文化、住民意識的にも一定の完結性と独自性を有することから、他の都府県と一緒にすることなく1つの道州となることが望ましいと考えます。

道州は都道府県に代えて新たに設置する広域自治体であり、北海道がこれまでどおり北海道で1つの区域であるとしても、道州政府としての北海道は、47都道府県の1つとしての北海道とは別の新しい組織になります。これまで国が担っていた役割のかなりの部分を引き継ぎ、かつ、これからの基礎自治体として強化された市町村を効果的に補完するのにふさわしい組織体制を、道州政府として整える必要があります。

## 国の出先機関等の所管区域

国土交通省地方整備局の  
所管区域

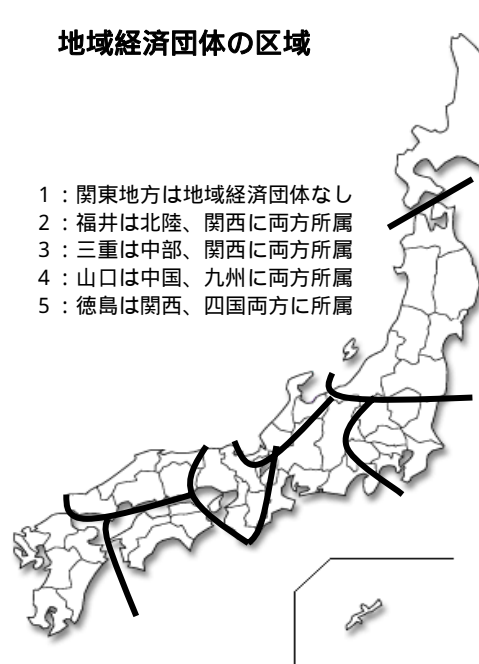


経済産業省経済産業局の  
所管区域



地域経済団体の区域

- 1 : 関東地方は地域経済団体なし
- 2 : 福井は北陸、関西に両方所属
- 3 : 三重は中部、関西に両方所属
- 4 : 山口は中国、九州に両方所属
- 5 : 徳島は関西、四国両方に所属



電力会社の所管区域



## (5) コミュニティや住民自治

### 【地域主権を実現するコミュニティ】

一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、そして行動することが重要であるとする地域主権型社会は、地方自治体のみが強化されれば実現できるものではありません。むしろ、そうした地域主権の考え方からは、まずは住民自身の議論や行動が活発化することがなにより必要と考えられます。前述した補完性の原理の考え方からも、行政より先に、地域社会や民間活動が個人や家族を補完することが求められます。

自ら考え行動する人達が多い地域には元気が生まれます。やる気と元気があるところには、創意工夫とチャレンジが生まれます。それが地域を元気に、北海道や日本を豊かにしていきます。また、これから高齢化が大幅に進む中、行政に依存せず住民同士の支え合いを高めていくことが、安心・安全な生活をもたらすためには欠かせません。地域における様々な主体が連携し、自ら地域の課題を解決し、地域の価値を創出する力である「地域力」を高めることが、地域に活気や安心をもたらすとともに、住民同士の絆を深め、地域の住み良さを高めていきます。これこそが地域主権型社会が目指す北海道の姿と考えられます。

そうした住民自身の主体的な活動や支え合いを実現する舞台になるのが地域のコミュニティです。ここでは、町内会のような地縁型のコミュニティのみならずNPOなどの個別テーマに活動の主眼を置いた団体なども含め、地域で共同の活動を行う組織やグループの総体としてコミュニティという言葉を用いています。コミュニティの活動をいかに活発化していくかということが地域主権型社会の実現に向けた重要な課題の一つと考えられます。

### 【コミュニティと市町村】

我が国が近代化を進め、経済発展を成し遂げるなかで、農山漁村から都市部への大幅な人口移動が進み、地域のコミュニティによる支え合いや協力関係は、その機能を低下させていく結果となりました。コミュニティの機能低下は、福祉、環境など様々な面で私たちの暮らしに影響します。

これまでは、コミュニティの機能が低下した分を市町村が行政サービスの中で補ってきました。しかし、人口減少社会に入り、税収も減少していくなかで、行政は、行政でなければならない専門的な仕事に、限られた財源と人手を集中していく必要があります。しかも、コミュニティの機能低下が防災や治安など、住民の安全に関わる分野にまで影響してきている今日、コミュニティが弱くなっても行政が補えばそれで十分ということにはならないでしょう。

社会のしくみも人々の価値観も変化したなかで、かつてのコミュニティをそのまま再現することは困難ですが、町内会やNPO、企業、学校などの地域の様々な主体が連携し、これからの時代に合った新しい形で人々の絆を生み出し、地域力を高め、コミュニティを再生していくことは極めて重要なことと考えます。

## 「これからのコミュニティに期待される役割と機能」

『これからのコミュニティのあり方に関する調査研究中間報告書』（平成17年3月）32頁より  
 （これからのコミュニティのあり方に関する調査研究会（北海道市町村振興協会））

### <これまでのコミュニティの特性と変遷>

- ・コミュニティ活動は、これまでの「包括的コミュニティの重視の時期」から「テーマ別コミュニティの誕生・形成の時期」、「自治的なコミュニティの芽生えの時期」といった変遷を辿ってきており、より一層の住民自治的活動の模索が生まれてきている。
- ・先進的な住民自治やコミュニティ活動に対する取り組みはあるものの、従来のコミュニティに対する多くの自治体の対応は、行政区域全体に対する均一的・画一的な基準・内容に基づく取り組みや、ばらまき型の補助金事業を実施してきている。

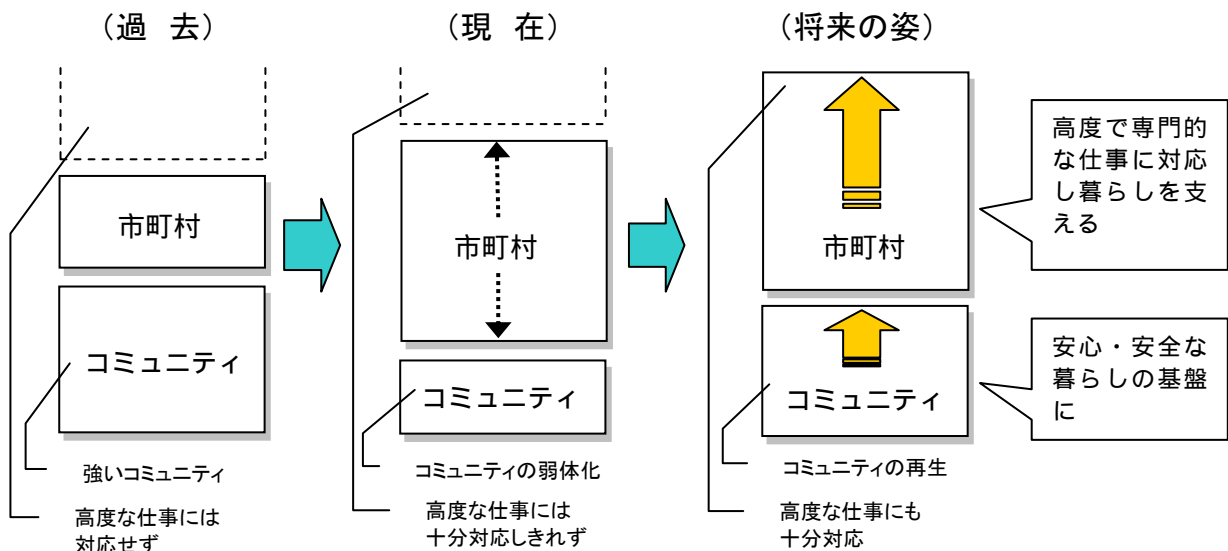
### <これからのコミュニティ像>

- ・住民自らが地域固有の特性・問題点や課題を明らかにし、地域の担い手である住民の主体的な創意工夫のもと、地域に必要で最適な活動を住民一体となって自ら実践するコミュニティ。

### <コミュニティの求められる役割>

- ・行政活動に対する個々の地域としての意見集約と提言（地域課題に即した行政需要のとりまとめ）
- ・地域課題の解決に必要な主体的な各種活動

## 市町村の強化とコミュニティ



## 【地域のなかからコミュニティ再生の芽を育てる】

人々が日々の生活を営んでいる地域の中では、生活と社会に関する新しい課題が次々に生まれています。高齢者が一人で住んでいるということそれ自体は、その人個人や家族の事情ではありますが、そうした一人暮らしの高齢者が、通院にも買い物にも不便を感じることなく生活できるまちづくりというのは、近隣の住民や行政も含めて取り組まなければならない公共的な課題です。

こうした身近な課題をそのままにしておくのではなく、そこに住む住民が主体的に考え、自らできることに取り組み、必要なことは行政に伝えていくことが重要です。こうした取組を地域で活発にしていくためには、行政は住民の主体的な活動を基本としつつ、活動のきっかけとなる機会の提供や専門的知識の提供などの点で積極的に協力していくことが重要です。行政の組織とは違い、コミュニティは住民の社会的生活そのものですので、行政がコミュニティをつくろう、再生しようとしても簡単にできるものではありません。むしろ、具体的な地域課題に対して住民が主体的に取り組むなかから住民同士の絆が生まれ、地域力が高まり、コミュニティ再生へとつながっていくことが期待されます。また、このような経験の蓄積こそが、地域のことは地域で決めるという地域主権型社会の最も根底を成す基盤をつくりあげるのです。

## 【コミュニティビジネス - 住民活動の事業化 - 】

地域の住民が地域社会の公益的なニーズに応えるために、自ら事業を起こすのがコミュニティビジネスです。コミュニティビジネスの例としては、空き店舗を活用して高齢者が経営する高齢者向けの喫茶店や食堂、歴史的建物を借りて住民手づくりの土産物を販売し、益金を建物の保存に充てるという土産物屋、公共交通機関のない過疎地で、地域のNPOなどが経営する乗合タクシーやバスなどがあります。これらの事業はある意味で、住民有志によるボランティア活動の延長でもありますが、それを収益事業化し、事業としての持続性を持たせることに意味があります。こうした事業に取り組むことで、住民の中からもチャレンジに向けた意欲が育ってきます。そしてまた、従来であれば行政が税金を投入して行ったとしても不思議ではなかった公益的な事業を、住民が自ら実施し、その運営経費を料金の形で住民や観光客に負担してもらうという新しい形の公共サービスでもあります。

## 【パートナー制度 - 行政からコミュニティへ役割を移す - 】

これまで行政が提供してきた公共サービスに町内会やNPOなどが参加し、その一部を任せられるのが「パートナー制度」です。公園の草刈りなどを町内会が行政から受託して行う、生活道路の補修工事に行政が資材を提供し施工は住民が行うなどの例があります。これらの事業については、これまでも民間への委託や請負が行われてきましたが、利用者である住民が参加し、労力を提供することで住民の目線に立ったきめ細かな公共サービス、あるいは経費を抑えた効率的な公共サービスの実現が可能になります。また、例えば公園の管理に参加した住民の間には、自分たちの公園として大切に使うという意識が育ったという効果も報告されています。

パートナー制度は、これまで市町村が担ってきた役割の一部をコミュニティに移していく取組の一環と言えます。パートナー制度を効果的に実施するには、担い手となる町内会やNPOなどの受け皿が整っていなければなりません。一方でこうしたパートナー制度を通じて住民意識が高まり、コミュニティがしっかりしたものとなっていくという側面もあります。



## コミュニティビジネスへの道の主な支援策

	事業名	事業内容
相談	創業サポート相談室	起業や新事業展開などの総合支援窓口
	北海道地域づくりアドバイザー登録事業	コミュニティビジネスをはじめとする専門的知識と経験を持ったアドバイザーを登録し、紹介
	新事業創出総合支援事業費	道内の産業支援機関が連携し創業予定者や経営革新を目指す企業等を支援
補助金	地域政策総合補助金	地域における新規成長分野を中心とした新産業創造の促進支援
	中小企業経営革新支援対策事業費補助金	知事が承認した経営革新計画に従って実施する新商品・新技術の企業化、販路開拓などに係る事業に対する助成
	地域資源活用型起業家育成支援事業	食や観光の地域資源を活かした新ビジネスに挑戦する担い手の支援
	商店街総合対策推進費	商店街の活性化に向けた商業関係団体等の取組に対して市町村とともに行う支援
	一村一雇用おこし事業	市町村が進める地域づくりと連動して一定の雇用創出を伴う新規開業・新事業展開を市町村と協働して支援
	みどりの雇用創出支援事業費	地域の森林資源を有効に活用した新たな取組に対する支援
融資	新生ほっかいどう資金 (たんぼば資金)	本道経済の担い手として経済活動を行う幅広い事業者(中小企業、公益法人、NPO等)に対して、多様な資金を円滑に供給

平成18年度北海道生活関連産業育成振興関連施策集

## パートナー制度の取組例「芽室町 公共サービスパートナー制度」

### <取組内容>

町民が自ら主体となって町政運営に参画し、活力と魅力に満ちたまちづくりを進めるために、これまで行政が行ってきた公共サービスを町民で構成する団体に担っていただく有償ボランティアの制度で平成17年度から導入。

### <仕組み>

現在町が行っている業務を町民やNPO(民間非営利組織)をはじめとする各種団体に担っていただき、町と町民との協力による行政運営を具体的に実践するもの。

町では、パートナーが提供するサービスの対価として、「町税」の一部を町民に還元することにより、町民全体が活力のある持続可能で少ない費用・きめ細かなサービス提供の芽室町を確立する。

パートナーが担う業務は、町民生活に直結した公務であり、サービスを受ける町民に不安を与えぬよう研修の機会を設けるとともに、プライバシーの保護や守秘義務等の一定の義務を協定で課している。

### <実績業務及び受託件数(平成18年度)>

#### [地縁団体が担っている業務]

- ・ 広報誌配布業務(町内会加入者) 52件
- ・ 市街地道路路面清掃 35件
- ・ 農村道路路肩草刈業務 10件
- ・ 農村道路人力草刈業務 6件
- ・ 街区公園維持管理業務 14件
- ・ 公営住宅周辺草刈業務 3件

#### [町民による活動団体が担っている業務]

- ・ 霊園草刈業務 1件
  - ・ 広報誌配布業務(町内会未加入者) 1件
  - ・ 総合案内窓口業務 1件
  - ・ 期日前投票受付事務 1件
- 合計 10業務124件

## 【地域自治区と合併特例区 - 住民自治を促進する組織体制 - 】

行政ができる限り住民の意思を踏まえて行政運営を行おうとする際にも、コミュニティの役割は大きいと考えます。市町村が住民と議論するに当たり、一人の個人として行政と議論を行うことは容易ではありません。個人と行政とを結ぶ仕組みが必要です。議会もその仕組みの重要な一つですし、行政が直接住民との意見交換会を開く、審議会などに公募委員を選ぶなどの方法も採られています。しかし、意見交換会もコミュニティとの協力なくしては開催も容易ではなく、審議会等も様々なコミュニティを代表する方に入ってもらうことにより多様な住民意見の反映を実現するということがあります。住民や行政とコミュニティとの連携が住民と行政を結ぶ際には欠かせないものと考えます。また、これからは公共に関わる事といえども、すべて行政が執行しなければならないとする必要はなく、様々な民間やコミュニティの活動をまず基本に置いて考えていくことも必要です。そのような観点からもコミュニティは行政と住民を結ぶ存在として重要と考えます。

平成17年4月から施行されたいわゆる合併3法(新しい「市町村の合併の特例等に関する法律」、「市町村の合併に関する法律の一部を改正する法律」、改正された「地方自治法」)において、新たに地域自治区と合併特例区という地域の自治組織の仕組みが導入されました。

もともとこれらは、市町村の区域が広がることにより市町村と住民との距離が遠くなるのではないかとの不安感が合併推進の障害とならないよう、一定期間、旧市町村役場が一定の機能を維持できる仕組みをつくる必要があるのではないかとの議論が出発点でした。そうした点への配慮が強く出されているのが合併特例区の制度で、合併特例区は、合併時の特例として5年以内の期間において、旧市町村の区域を単位として設けることができる特別地方公共団体です。法人格を有し、旧市町村で設置した公の施設の設置管理や、独自の予算を作成することが可能です。また、地域自治区と同様、合併特例区協議会において、諮問された事項や必要と認める事項について市町村長に意見を述べるすることができます。

しかし、地域自治組織は、合併時の経過措置というよりは、本来は住民自治を促進することを目指すものです。そのため、一般的な制度として改正された地方自治法で設けられたのが地域自治区です。地域自治区は、市町村が条例でその区域を分けて区を設け、住民の意見をとりまとめる地域協議会と、住民に身近な事務を住民との連携を図りながら処理する事務所をおく仕組みです。地域協議会は、諮問された事項や必要と認める事項について市町村長に意見を述べるすることができます。なお、合併に際して地域自治区を置く場合は、法人格は有しないものの、特例区の区長を置くことができるなどの特例が設けられています。

制度的には、一定の区域を単位として住民の意向を行政に反映させる仕組みと言えますが、住民自治の観点からは、それだけにとどまらず、特にこれまで行政以外にまちづくりの核となる組織がなかった地域などを中心に、地域協議会が、地域課題の解決に向けた住民主体の議論や取組の中核機関となり、町内会やNPO、様々な業界団体やまちづくり団体などと連携して、行政任せにしないまちづくりを自ら進めていく存在となることが期待されるものと考えます。

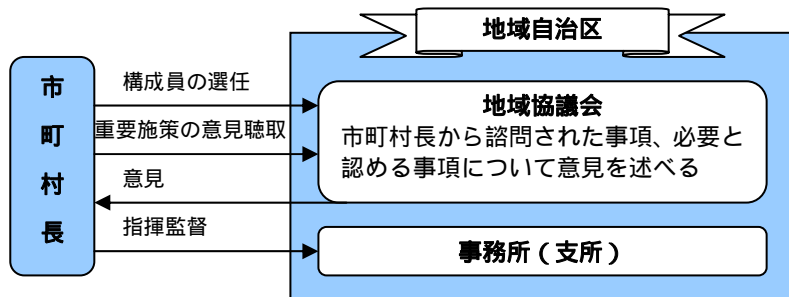
## 「小規模準自治区」

『～めざめよ北海道～道州制実現に向けての提言書』（2005年度）24頁より  
（日本青年会議所北海道地区協議会）

### 小規模準自治区

- ・住民の行政、政治への参画意識を高めるためには、「より良いまち自分たちでつくるもの」そんな意識が芽生えるための構造が必要。そのためには最小規模の準自治体の設置が必要。
- ・小規模準自治区は、合併して大きくなった市の中を細かく区分する形で設置され、その単位人口は一準自治区当たり約5千人が適切。
- ・議会は5千人の中から10人程度の代表を公選し、その中から1名の代表者が選出され市議の役割を兼ねる。そうすることにより、小さなコミュニティの事はコミュニティ内で議論され、住民にとって非常に身近な議会ができる。
- ・求める議論と諦める議論がスムーズに行うことができるようになることがメリット。草の根的な政治の原点。
- ・自治体のような大きな予算を伴う自治権はなく、あくまで生活に密着した部分の決議と市議会に対する強い影響力をもつというのが原則。

### 地域自治区のイメージ



事務所長は一般職ですが、合併特例区及び改正合併特例法に基づく地域自治区として設置する場合（期間限定）は、区長として特別職にすることができます。地域協議会の構成員は原則無給とされています。

### 地域自治区（一般・特例）と合併特例区の違いについて

項目	地域自治区（一般）	地域自治区（特例）	合併特例区
根拠法	改正地方自治法	市町村の合併の特例等に関する法律	
区の長	事務局の長として事務吏員を充てる	区長として特別職を置くことができる	区長として合併市町村の長が選任する特別職
協議会	地域協議会		合併特例区協議会
法人格	なし	なし	あり (特別地方公共団体)

### 道内における地域自治区等の活用状況

	地域自治区（一般）	地域自治区（特例）	合併特例区		地域自治区（一般）	地域自治区（特例）	合併特例区
せたな町				枝幸町			
士別市				名寄市	*		
石狩市				むかわ町			
伊達市				新ひだか町			

\* 平成19年6月1日現在未設置

## 市町村合併を契機にした地域自治組織の取組事例

### 【北海道石狩市】

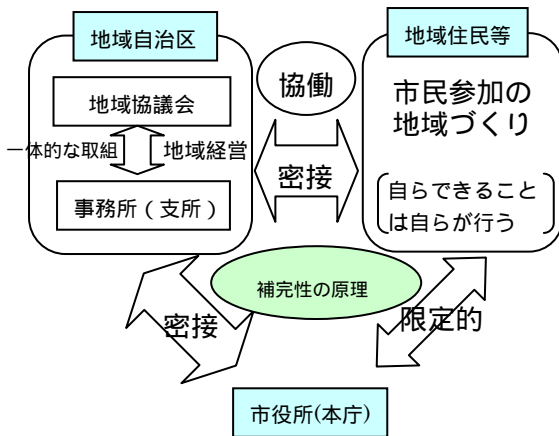
平成17年10月に、石狩市、厚田村、浜益村が合併して、新たに石狩市が誕生しました。

市民自らが地域づくりに参加する住民自治を推進し、市民に身近な地域自治を実現するため、厚田地域・浜益地域に、10年を期限として合併特例法に基づく地域自治区を設置し、さらに、その間、市全域での地域自治区設置を検討しながら、市民参加による住民自治の充実を図ることとしています。

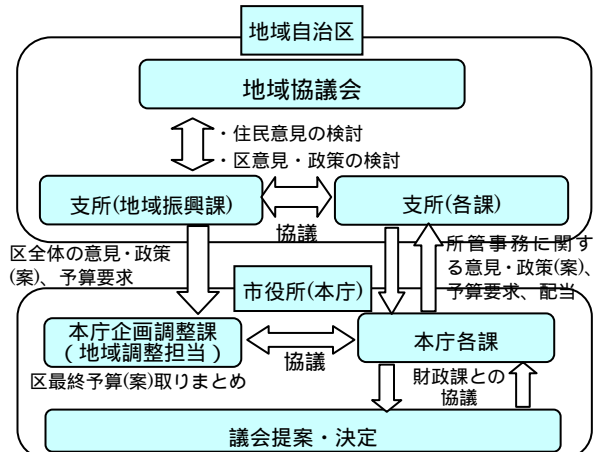
旧厚田村・旧浜益村に置かれた地域自治区は、地域特性の高い事務や地域協議会が提案する事業(地域事務)を地域づくり基金(各区一億円)を活用し実施するとともに、地域住民との密接な対応が求められる行政サービスなどの事務(一般行政事務)を担い、将来、市全域に設置することとした場合には、行政効率を考慮し、市役所(本庁)から比較的距離の近い地域自治区については、一般行政事務は本庁が行うことなども検討しています。

また、石狩市では「補完性の原理」に基づき、それぞれの行動主体が自治の役割を担うこととしています。

#### 地域自治区(厚田・浜益)のイメージ



#### 政策決定及び予算配当の流れ

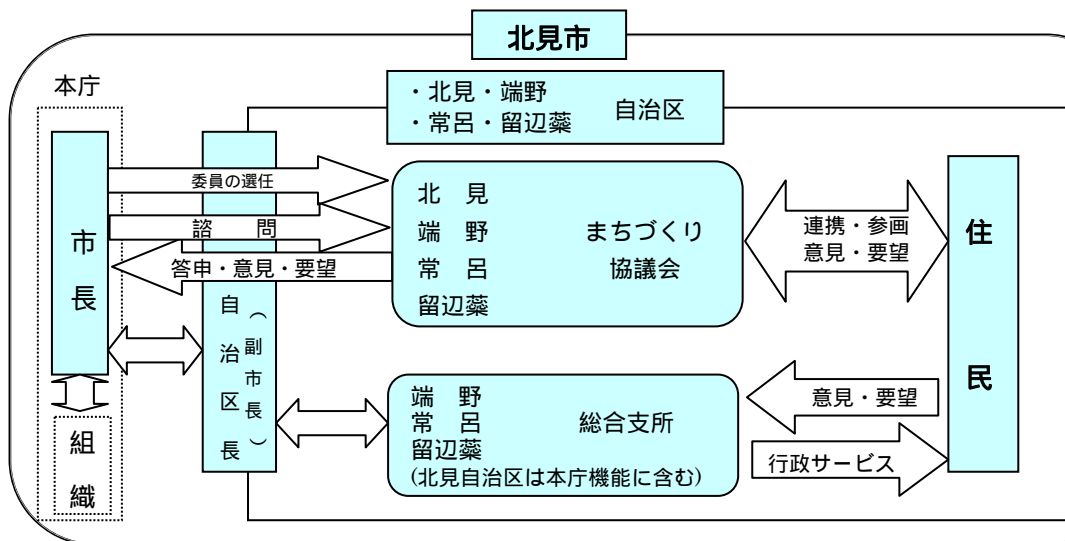


### 【北海道北見市】

北見市は平成18年3月5日に、旧北見市、旧端野町、旧常呂町、旧留辺蘂町が合併して誕生しました。

合併に伴い、地域自らの責任と選択に基づく住民参加と協働による住民自治の推進、住民の意見が市政に反映され、住民と行政が密接に連携できる体制の構築及び地域の特性を活かした個性豊かな活力あるまちづくりを目指して、合併特例法や地方自治法に拠らない独自の仕組みによる自治区を設置しました。

すべての旧市町区域に自治区を設け、各自治区に自治区長(副市長)を置いて、住民の意見を的確に市政に反映させつつ、新市の一体感を醸成させながら、さらに、将来において、より細分化されたコミュニティ自治区(仮称)を設置し、より住民に身近な住民自治の充実を図ろうとするものです。



**【新潟県上越市（旧安塚町）】**

平成17年1月、上越市をはじめとする14の市町村が合併し、新たな上越市として生まれ変わりました。そのうちの旧安塚町は、昭和30年には11,000人だった人口が、今回の合併時点ではわずか3,600人まで減少するなど、急速な過疎化・高齢化が進んでいました。しかし、これまで、雪を資源として活用して、さまざまな景観づくりや交流事業に取り組み、「心の過疎」から「自信」へつなげたいという活動が高く評価され、「まちづくりの先進地」として全国に名をはせる町となっていました。

さらに、今回の市町村合併を契機に、合併によって懸念される行政力の低下をカバーし、安塚の活力と個性あるまちづくりを継続するために、自治組織の再構築に取り組み、28の集落、9の町内会の自治活動の充実を図るとともに、「全町民を対象としたNPO法人をつくろう」という方針のもと、当時の安塚町の全世帯数1,217世帯に対して世帯換算で8割を超える1,167人が加入するNPO法人「雪のふるさと安塚」を設立し、これまで行政が取り組んできたさまざまな事業を全町NPO法人が担うと同時に、ボランティアやコミュニティビジネスなどにも取り組む新たなまちづくりをスタートさせました。

**NPO 法人「雪のふるさと安塚」の組織と事業**

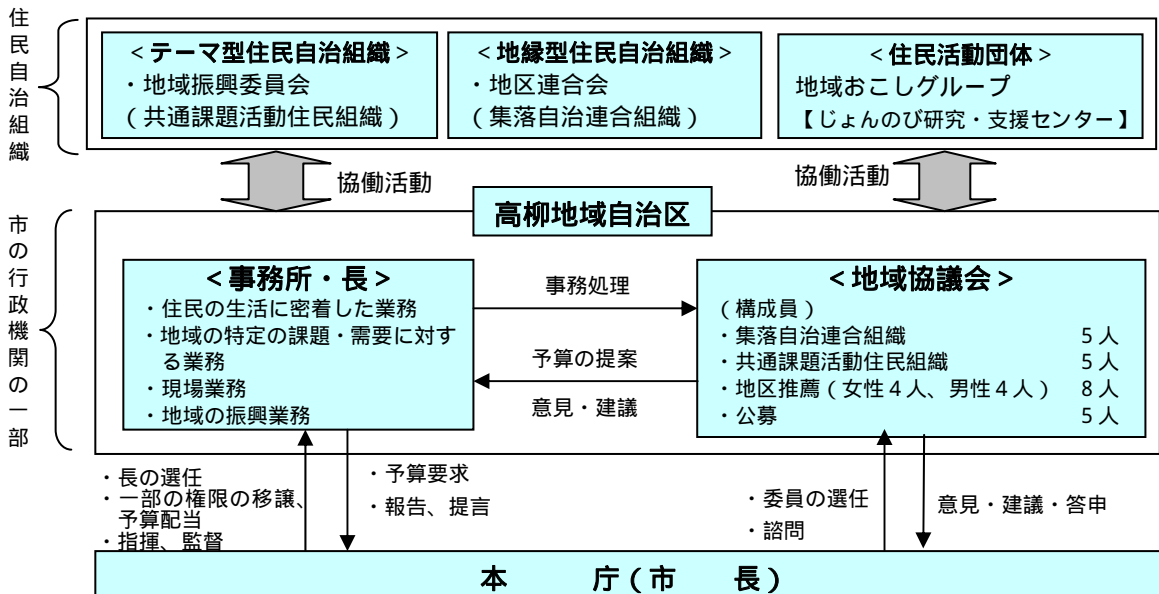
- (1) 会員数 1,181人（平成17年3月1日現在）
- (2) 理事会 理事長他18人（全員非常勤・無報酬）
- (3) 事務局 事務局長以下4人（常勤）
- (4) 事業部会
  - 支え合い、安心して暮らせる環境づくり事業（ボランティアセンター、子育て支援、安心ネットワークなど）
  - 自然と食を活かした産業を育てる事業（田舎体験事業、花苗の生産、地産地消、有機農産物生産など）
  - 豊かな心を育む事業（生涯学習、景観づくり、棚田保全など）
  - 観光・交流事業（キャンドルロードイベント、そばまつり、四季のまつりなど）
  - 情報発信事業（ケーブルテレビの番組づくり、ホームページづくりなど）
  - 施設管理事業（コミュニティプラザなどの公共施設管理）
- (5) 事業資金 1人年2,000円の会費。行政からの受託事業収入、事業収入など。
- (6) その他 これまで行政が行ってきた業務を受託し、シルバー人材などをワークシェアリング方式で活用し、広く所得の分配につなげている。

**【新潟県柏崎市（旧高柳町）】**

平成17年5月に、柏崎市・西山町・高柳町が合併して、新たな柏崎市が誕生しました。

旧高柳町では、10年以上前から、自らの地域を自前でつくるという高い意識のもとにまちづくりに取り組み、数多くの大臣表彰を受賞するなど、地域の個性を活かしたさまざまな成功事例を産み出してきました。

しかしながら、平成13年には全町の高齢化率が42%を超えるなど、超高齢化社会への対応や、周辺自治体との来るべき合併を踏まえて、これまでの集落・自治活動の活動を見直し、従来の自治組織を、競争力・連携力のある自治組織へ転換するため、平成14年度から3ヶ年にわたって新たな地域運営システムの構築に向けてのさまざまな検討を行い、住民自治組織と地域自治体の協働による新たな地域自治組織を構築しました。



### 3 地域主権型社会における将来の北海道の姿

#### (1) 道州制によって大きく変わる日本のかたち

##### 【道州制は大きな可能性を秘めた手段】

北海道は地域主権型社会にふさわしい自治のかたちを総称して「道州制」と呼んでいます。この新しい自治のかたちが実現することによって、これまでの中央集権型社会とは全く異なるしくみが生まれます。そのしくみを使って、どのような地域をつくっていくかは、北海道をはじめ、全国各地域で暮らす住民自らが決めるのです。道州制は、それ自体が目的なのではなく、あくまでも手段です。しかし、それはとても大きな可能性を秘めた手段であり、この手段を効果的に使うことにより、地域の新しい未来を切りひらくことができます。

時代はすでに人口減少社会に入っています。先送りや先延ばしが許されたこれまでの右肩上がりの時代の発想はもう通用しません。しかし、人口減少社会をただ悲観的に見るだけでは何も生まれません。右肩上がりから右肩下がりへと全く異なった局面に入っていく社会構造に上手に適應するよう、私たちの社会のしくみや考え方、行動のしかたを切りかえていけば、人口減少社会を恐れる必要はなく、そればかりか、人口が減少してもなお活力を維持し、高めることさえ可能になります。道州制によって地域主権型社会を実現し、地域を草の根から元気にしていくことは、人口減少を乗り切るための大きな原動力となります。

道州制には次のような効果が考えられます。

##### 東京一極集中の緩和

道州制により決定権限や財源が地方に移ってくることで、東京の省庁に陳情要望を繰り返す必要はなくなります。自ら決めて行動することで、地方に活気が生まれます。お金や情報を求めて、人や企業も地方に集まります。道州制は首都機能の分散にもつながるのです。同様に、道内でも札幌一極集中が緩和されていきます。

##### 地方の独自性の発揮

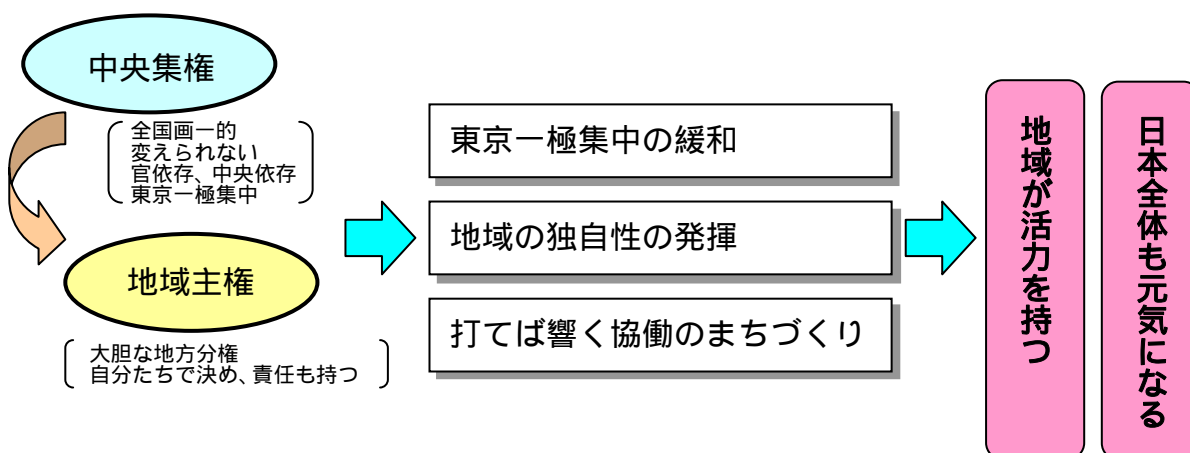
道州制により決定権限や財源が国から道に移ってくることで、全国一律ではない地域独自の「くづくりにづくり」が可能になります。例えば北海道では、空港などの交通インフラを戦略的に活用して海外をターゲットにした観光や物流の活性化を図っていくことや、北海道の四季にあわせて連休や勤務時間をずらし、ゆとりある生活を楽しめるようにすることなどが考えられます。

##### 打てば響く協働の「まちづくり」

道州制により住民に身近なところに決定権限や財源が移ってくることで、住民の声が行政に反映されやすくなります。また、住民がまちづくりに参加することで活気が生まれます。例えば、除雪においては、現在は、国道は国が、道道は道が、市町村道は市町村が除雪をしていますが、住民と行政が共同で除雪計画をつくり、その計画に従って、国道、道道、市町村道を一括して除雪を行うことで、地域のニーズにあった除雪が行われるとともに、計画段階から住民が参加することで、住民の意識も高まるのではないのでしょうか。



## 道州制によって大きく変わる日本のかたち



## コラム「道州制で北海道は自立できるの？」

### 精神的自立と経済的自立、その融合がギリギリの出発点

これまで、北海道の自立を巡る議論には、精神的自立がまず先だという考え方と、その対極として、できるだけ長い間、国から交付金や補助金をもらい続けていかなければならないという考え方がありました。

道州制が目指すのは、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会ですが、そこへと至る道筋として、しばらくの間を猶予期間として、国からのお金は使い道を道が自由に決めることができる裁量性の高い交付金として国からもらって、着実に、国から道への分権を進めていくというのが目下の進め方です。この猶予期間の間に自分たちで決めるという自由度を生かして、北海道の自立のための取組を進めることが重要です。

時代の流れは、地方に対して、精神的な自立に加え、経済的な自立も併せて求めています。この流れは、我々がコントロールできるものではありません。待ったなしの状況でも前に進んで行かざるを得ません。まさしく我々は、今その出発点に立っているのです。

### 個々の自立から北海道の自立へ

生きていくために必要なのは、衣食住やエネルギーですが、それらは、道内の各地域の中に豊富にあります。地産地消・産消協働の取組を進めていくことにより、豊かな資源を地域の中で循環させることによる経済効果を生み出すことができます。

さらに、地域のコミュニティを再生し、近所同士で何かあったら助け合い、支え合う社会を創りあげることが、地域経済の活性化のための大きな力となります。

地域主権型社会の実現には、私たち一人ひとりが自立への取組を始めることが必要であり、その積み重ねが、北海道の自主・自立へとつながっていくのではないのでしょうか。

道州制推進道民会議での議論より（道州制推進道民会議記録集「みんなでつくる道州制」）

## コラム「スコットランドの議会」

スコットランドはグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国（イギリス）を構成する4つの地域のひとつです。面積約8万km<sup>2</sup>、人口約500万人、北海道とほぼ同じ（やや小さい）です。

1707年にイングランドと合併しましたが、もともと独立意識の高い国で、法制度、教育制度、裁判制度は独自のしくみを残したままとなっていました。1997年、ブレア首相のもと、スコットランド議会が公式に成立し、スコットランドの内政にかかわる大半の行政権限や立法権が移されたのです。スコットランド議会では、老人の無料ケアやキツネ狩りの禁止、公共施設内の禁煙などスコットランド独自の、あるいは全国に先駆けた法律が制定されています。

こうした議会の創設の背景には、サッチャー保守党政権下でスコットランドの自治意識が高まったこと、地方分権がブレア政権の公約であり、住民投票によって課税権をもつ議会の設置を認めたことがあります。道州制における地方の議会のあり方を考えるうえで参考になるものと言えるでしょう。

道州制推進道民会議での議論より（道州制推進道民会議記録集「みんなでつくる道州制」）

## 道州制で私たちの暮らしはどうなるの？

## - 道州制推進道民会議での提言 -


道州制推進道民会議記録集「みんなでつくる道州制」より

### (1) 住民生活を中心にした道路管理

道路は、国が管理する国道、道が管理する道道、市町村が管理する市町村道に分かれています。

平成15年1月、北見地方で記録的な大雪が降った時に、国道、道道は十分な除雪体制を生かして比較的早く除雪が済んだのですが、市は、国や道ほど十分な除雪体制がなく、生活道路の除雪に数日を要したため、市民から多くの苦情が寄せられました。そこで、こうした不都合を解消するため、平成16年10月から、国・道・北見市で、除雪の相互協力体制の構築が進められています。

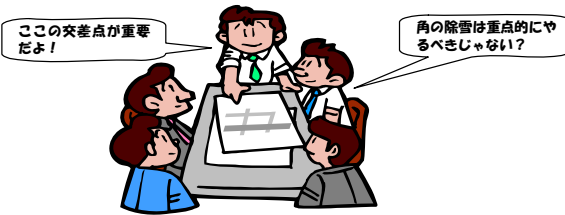
さらに、平成19年4月からは、奈井江町、浦臼町内の道道24.9km(除雪については19.6km)の管理業務が道から両町にモデル的に委託されることになりました。両町では、この道道と町道を一体的に管理し、住民参加のもと、計画的・効率的に除排雪を行うほか、両町の病院や診療所を結ぶコミュニティバスを運行し、その運行路線から優先的に除排雪を行うなど、住民サービスの向上につなげようとしています。

 **道道と町道を一体的に管理すると除雪はこう変わる！**

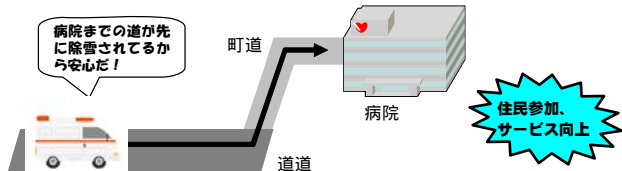
効率的に除雪ができる



住民参加で除雪の計画づくりができる




住民サービスの必要性の高い場所から優先的に除雪



### (2) 住民との協働による柔軟な福祉サービス

福祉サービスを必要としている人たちの悩みや課題はさまざまであり、また、社会状況の変化などによって、そのサービスを必要とする人はさらに増えています。しかし、福祉サービスは、障がい者福祉、高齢者福祉、こども家庭福祉、生活福祉などの分野に分かれ、現在の法定サービスの枠内で適切な支援を行うことには限界があります。最近では、「共同生活資源の活用」や「地域密着サービス」が制度化されつつありますが、行政の縦割りの制約などもあり、特に小さな規模の地域では活用しにくいものとなっています。

そこで、障がい者、高齢者、こどもなどさまざまな種類の福祉サービスを必要としている人たちが一緒に暮らせるような「コミュニティハウス」をつくらうという取組が始まっています。その実現のためには、行政、公益法人、企業、住民などが連携し、まさしく地域ぐるみで取り組んでいかなければなりません。

 **柔軟な福祉サービスを実現させよう！**  
(道州制の芽発見モデル事業)

現在の制度では・・・



制度も住む施設もみんなバラバラ。一緒にできない。小さな町ではそんなにたくさん施設をつくれないう。

そこで・・・

制度、分野を超えて共同生活ができる社会資源を作りたい！

小さな町にでも作れるし、地域の支え合いの場になるよ。



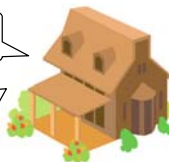
みんな一緒に生活できたら楽しいわ！

**コミュニティハウスプロジェクト案 (= 道州制の芽)**

地域に共同生活スペースつきの多機能、多様な地域支援拠点(コミュニティハウス)の創造、運営を地域の関係者が連携、協力することで実現します。

①コミュニティハウスができることで新たな支援拠点が地域に出来る。

③実践を通して既存制度の見直し、新しい制度設計など、地域政策の企画力がアップする。



②実現する過程で「地域協働」の手法を模索し、体系化、ネットワークもできる。

④多くの住民、当事者が参画することで、住民主権の成功体験が得られる。



### (3) 医療過疎の解決に取り組む

道内各地の過疎化が進む中で、医師をどう確保するかは大きな課題です。病院には、国が決めた全国一律の基準により、一定の人数の医師を確保しなければならないのですが、過疎地に来てくれる医師は少なく、国の基準を満たすために「名義貸し」の不正が行われるなど、深刻な問題となっています。

そこで、道では、病院が十分な役割を果たすために必要な医師の数は、それぞれの地域の事情によって異なるものであり、全国一律の基準で定められるべきではないと考え、平成16年8月に、道州制に向けた取組として、国に対して基準の緩和を求めたところ、若干の緩和が行われました。

しかし、過疎地の医師不足という根本的な課題は依然として残されており、たとえば、道内大学の医学部に「地元枠」を設け、少しでも多くの道内出身者に医師になってもらい、卒業後は道内で勤務してもらうなどの方策を考える必要があります。

そして、このような方策を実現するために、国に陳情要望を繰り返すのではなく、道民自身の判断でスピーディーに実行していけるのが道州制です。



#### 地域の实情にあった医療体制をつくろう！

##### 病院にいる医師の数について

現在、病院に配置されているお医者さんの数は、全国一律で、病院に来る患者さんの数と入院している患者さんの数で決められています。この数のお医者さんが確保できない場合は、国から厳しく指導されるのだけれど、



毎日、色々な病気の新しい患者さんが来る都会の病院



顔なじみの慢性疾患の患者さんが多い地方の病院



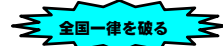
たとえ、患者さんの数が同じでも、この2つの病院のお医者さんの数は同じでなくても良いのでは？  
もちろん、お医者さんがたくさんいればそれに越したことはないんだけど、過疎地で基準を満たせない病院もその实情にあったお医者さんの数があればよいと思いませんか。

##### 過疎地で働く医師を増やすために



たとえば、札幌医科大学などでは、地元出身の学生のために「地元枠」をつくり、卒業後、道内で勤務したいというお医者さんを養成するような取組が進められています。

やったー！！  
夢の医大に合格したぞ！  
将来は地方の病院で働くぞ〜



全国一律を破る



### (4) 空港を戦略的に活用

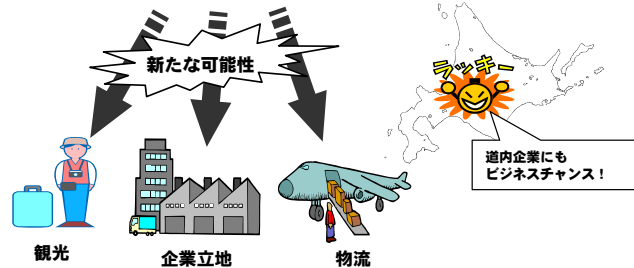
北海道内の空港のうち、新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港、丘珠空港は国が管理しています。そして、女満別空港、中標津空港、紋別空港、利尻空港、礼文空港、奥尻空港は道が管理しており、旭川空港、帯広空港は市が管理しています。

これらを道州で一元的に管理すれば、着陸料が道州の収入となるだけでなく、効率的な整備や、赤字空港を切り捨てるのではなく、生かして使うことも考えられるようになります。また、着陸料の値下げによる国際旅客便や貨物便の誘致などにより、北海道商品の輸出増大も可能となります。つまり、北海道の過疎対策や観光戦略など、総合的な観点から、空港を戦略的資源として活用することが可能となるのです。



#### 空港を戦略的に活用してビジネスチャンス！

##### 道内空港の管理を一元化することで・・・



## (2) 道州制を活用して北海道の未来をひらく

### 【北海道の潜在力と可能性】

北海道には大きな潜在力と可能性があります。国土の22%を占める雄大な大地と世界自然遺産の知床をはじめとする優れた自然環境、食料自給率200%をもたらす豊かな農林水産資源、開放的な道産子気質と進取の気風に富んだ勤勉な人材などです。

道州制により、東京一極集中が緩和され、地域が大胆に独自性を発揮できるようになり、草の根からの住民活動の盛り上がりにより、打てば響くまちづくりができるようになるなかで、北海道の持つ大きな潜在力と可能性を存分に活かしていくことが重要です。

### 【未来に向けてチャレンジする】

何もしないとところには何もおきません。「なせばなる なさねばならぬ 何事も ならぬは人のなさぬなりけり」という言葉も昔から伝えられています。どんなに可能性があっても、チャレンジすることがなければ活かせません。地域主権型社会は、まさに住民や地域のチャレンジを大切にする社会です。道州制はそうした地域のチャレンジを、地域に権限がないからとか、全国一律で規制されているからといった理由で制約することがないようにするための仕組みです。北海道は、創意工夫とチャレンジ精神にあふれる道民で一杯です。いわば、そうした道民気質こそが、北海道の持つ最大の資源であり、可能性と言えるのではないのでしょうか。

### 【北海道の未来をひらく考え方】

北海道の潜在力と可能性を活かしてチャレンジする際の発想の切り口として、「自立」、「持続」、「支える」の3つを考えてみます。

第1は、自立する北海道です。ものづくり産業の振興や農林水産業の強化・発展、産学官連携による新事業、新技術、新産業の創出などにより自分の足で立つ経済の発展をめざすことが重要です。こうした北海道経済の自立と、自立の気概とは車の両輪のように関係します。意識の面、発想の面からも北海道の独自性を追求し、ねばり強い努力で前進させていくことが重要です。

第2は、未来に夢と希望が持続する北海道です。豊かな自然を守り、人と自然が共生する環境負荷の少ない持続可能な社会をつくって、北海道のこの恵まれた環境を未来のために残していかなければなりません。また、安心して暮らせる強い絆のある社会をつくり、夢と希望を持ち続けられる社会のモデルとして、次の世代に引き継いでいかなければなりません。そして、そうした自然と調和した心豊かな生活環境のなかで未来を担う人材を育てていくことが重要です。

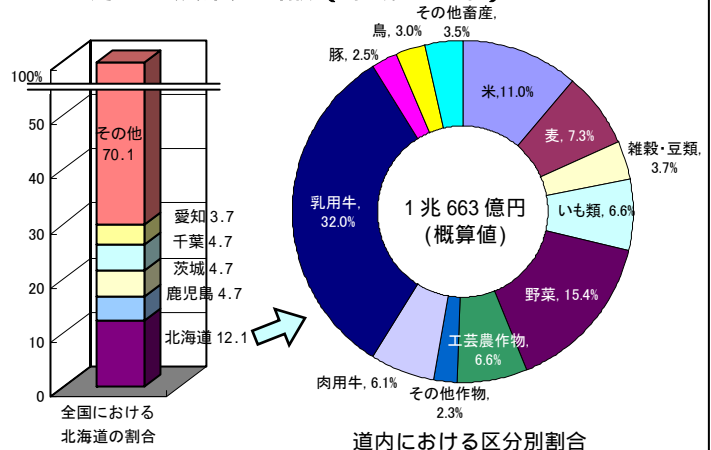
第3は、日本を、そして世界を支える北海道です。北海道の資源や人材を活かして、北海道が日本や世界のために大きな役割を担っていくことが北海道へと資金や人材を呼び寄せることにつながります。安全、安心、おいしい食料を提供し、国民の健康と豊かな食生活を支えるとともに、世界に対しても、食の安全性を発信していくことが重要です。また、世界中から人々が訪れる国際観光拠点として、あるいは人材育成・交流拠点として、観光立国日本を北海道が支えるという立場を一層確かなものとしていくことが重要です。

### 都道府県別食料自給率（かりべーす(%)）

順位		16年度 (確定値)	17年度 (概算値)
	全国	40	40
1	北海道	200	201
2	秋田	141	164
3	山形	122	127
⋮	⋮	⋮	⋮
45	神奈川	3	3
46	大阪	2	2
47	東京	1	1

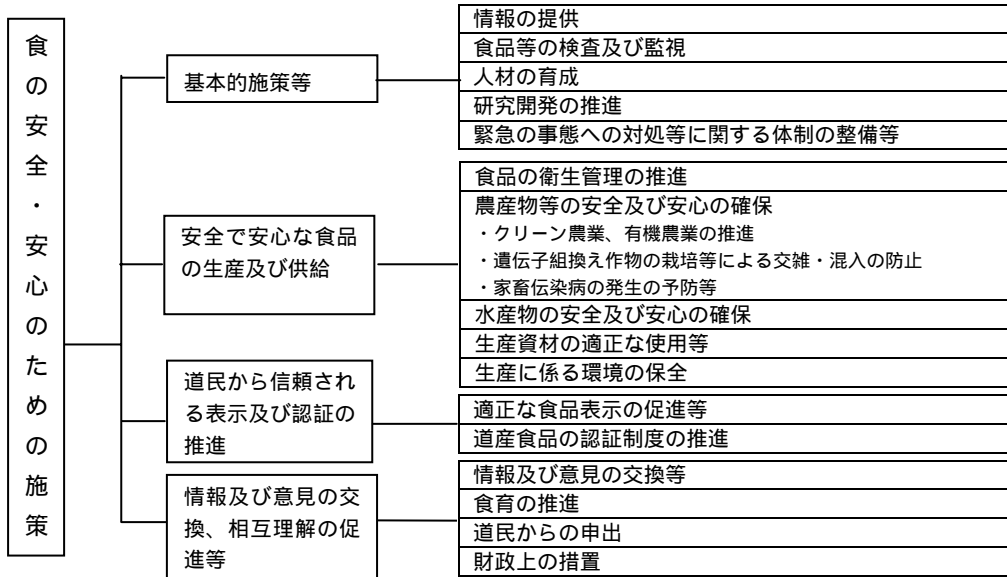
(農林水産省平成17年度食料自給率レポート)

### 北海道の農業産出額（平成17年）

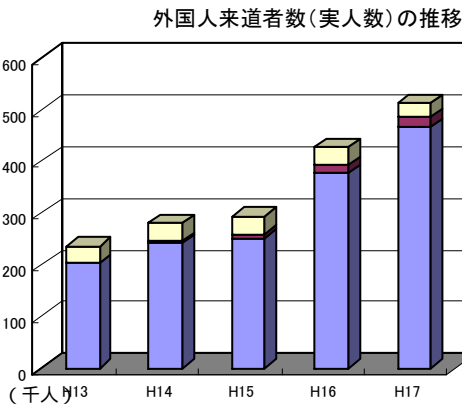


道内における区分別割合  
(農林水産省生産農業所得統計)

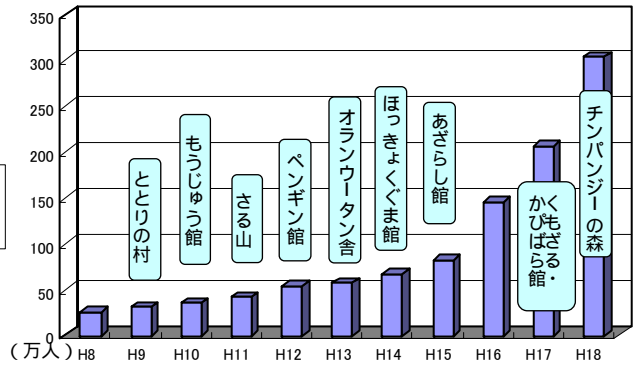
### 「北海道食の安全・安心条例」施策等の体系



### 北海道の観光データ



### 旭山動物園入園者数推移



<旭山動物園全国一の入園者数に>

昭和39年に「日本最北の動物園」として開園した旭山動物園は、昭和58年の約60万人をピークに入園者数が減少し、平成8年には約26万人まで落ち込んだ。

しかしながら、動物本来の行動や能力を見せる旭山動物園独自の「見せ方」を工夫していくことで、入園者数が再び始め、平成16年の7、8月には月別入園者数が、東京の上野動物園を抜いて全国一となり、平成18年には年間入園者数は300万人を突破し、動物園としては全国2位の入園者数となった。



### 【北海道の優位性 - 食 - 】

北海道の食料自給率は200%を超えており、日本の自給率の2割を支えている農林水産業などの一次産業は、これまで本道の基幹産業として発展を続けてきました。担い手の減少、輸入品との競争の激化などにより、取り巻く環境は厳しいものがありますが、今後も北海道の地域経済を支え、安全・安心な暮らしを食の面から実現する大切な役割を担っていくと考えます。

また、農林水産業は、森林や農地の持続的な維持・管理などを通じて、豊かな自然環境の保全に大きな役割を果たしています。未来の子供達にこの優れた環境を継承していくためには、農林水産業のこうした側面を忘れることはできません。

### 【北海道の優位性 - 観光 - 】

豊かな自然環境は、観光の面でも大きなアピール力をもっています。平成17年7月に世界自然遺産に登録されたことを契機に、素晴らしさが再発見され観光客が増加している知床地域をはじめ、オーストラリア人にその魅力が認められたニセコ・倶知安エリア、その創造性で多くの人を引きつけてやまない旭山動物園など、北海道の魅力はやむことなく国内外の人々を捉え続けています。

観光は、産業としてもこれからの北海道のリーディング産業として大きな期待を背負っています。既存の観光資源の高度化だけではなく、自然・アウトドア志向やファミリーレジャー志向など多様な旅行形態や目的に対応した観光資源の開発や、近年飛躍的に増加している東アジアを中心とする外国人観光客の多様なニーズに応えるための施設やサービスなどの受入体制の充実などを図ることにより、世界の中の北海道としてまだまだ発展する大きな可能性をもっています。

### 【新しい芽 - 新産業の創出 - 】

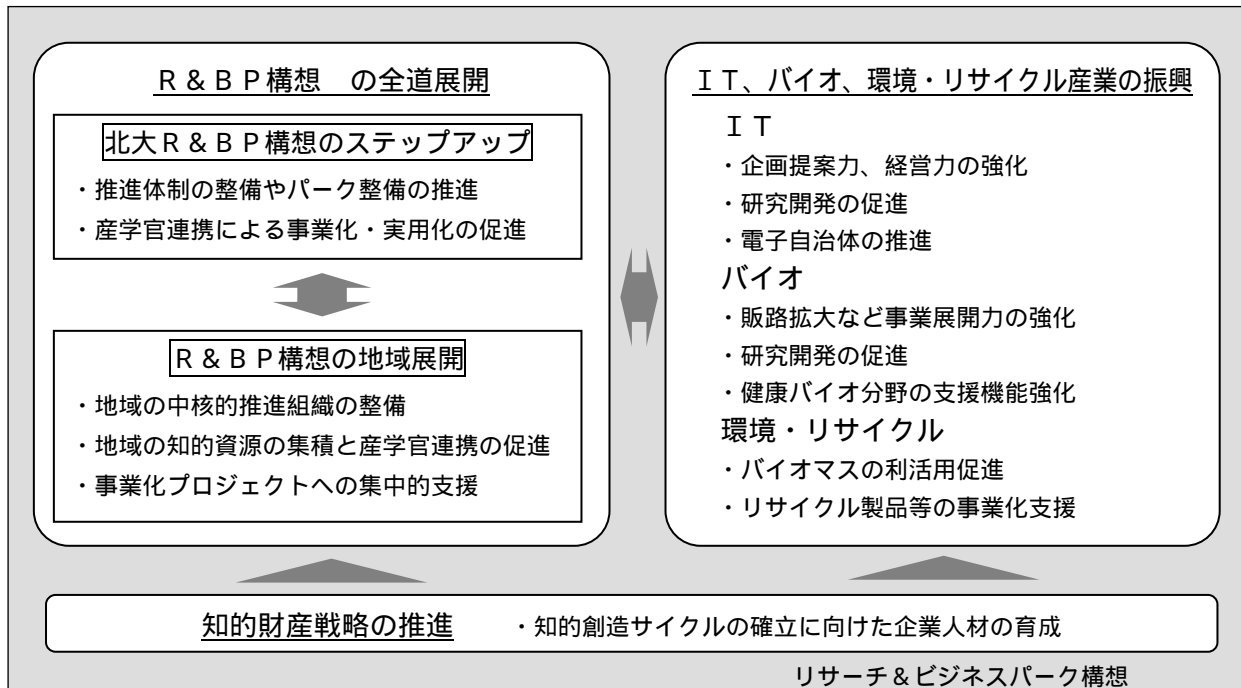
さまざまな芽が育ちつつある知的資源を活用した新産業の創出も大きな可能性を秘めた分野です。北海道が比較的優位にあると言われるITやバイオの分野を始めとして、新エネルギーや環境リサイクル分野なども成長が期待されます。北海道も、産学官の連携や、これらを支える基盤技術の開発支援などに積極的に取り組んでいます。

### 【新しい芽 - 「産消協働」 - 】

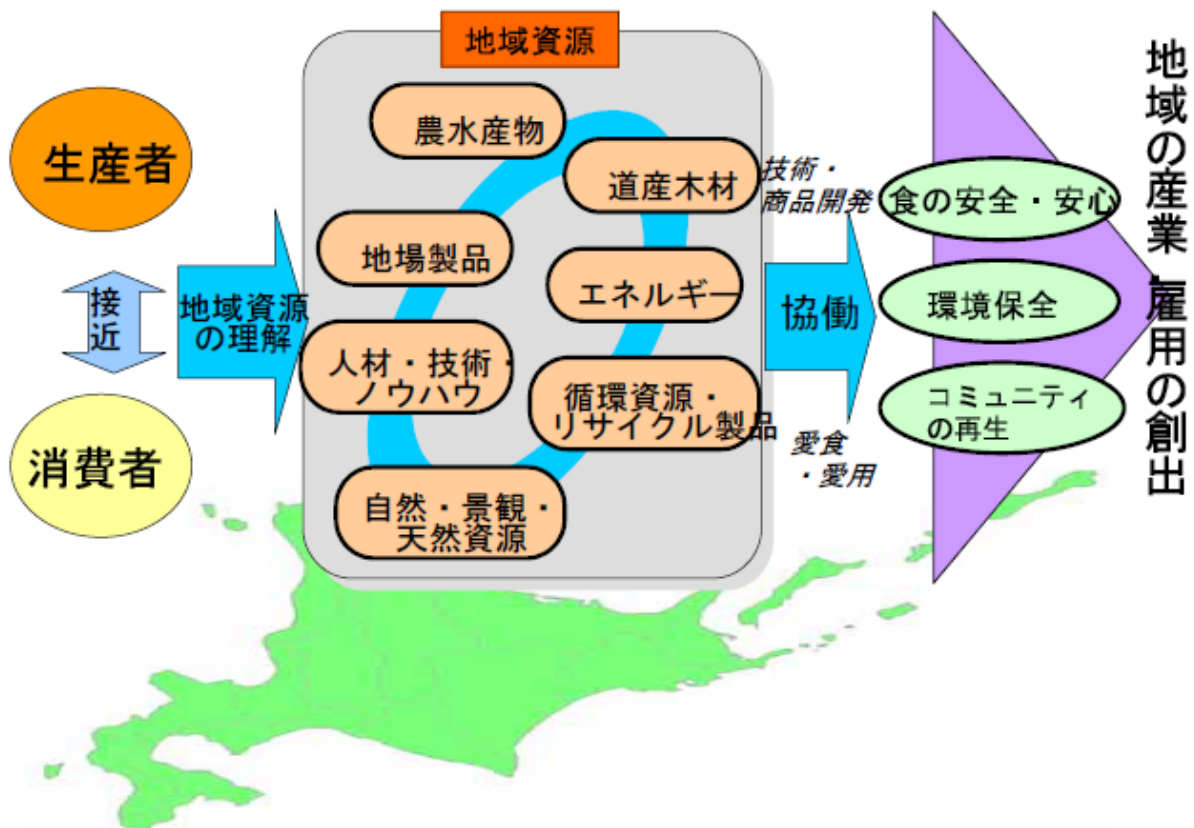
幅広い人たちの参加によって北海道の可能性を活かしていくための取組の一つとして「産消協働」があります。北海道の道内需要約38兆円のうち、約9兆円は、道外の生産活動による「移輸入」で賄われています。そうした道外の生産物に代わって、地元にある資源、生産物を消費・活用することにより、人やもの、お金の域内循環を高めることが地域経済の活性化には欠かせません。

そのためには、地域に住む「消費者」と「生産者」が緊密な連携をとることが必要です。域内循環の向上を両者の連携で進めることは、単に経済活動を活発化するだけではなく、互いの信頼を育て、地域の豊かな恵みを活かした、暮らし、文化、産業の新たな関係を築きあげることが可能になります。こうした考え方や取組を称して北海道では「産消協働」と呼び、道民と一体となって進めています。

知的資源の活用等による新産業・新事業おこし



産消協働のイメージ



## 【まちづくりの主角は住民・コミュニティ】

まちづくりで最も大事なものは、地域の住民でありコミュニティです。特に地域のコミュニティの活動の活発化は、住民同士の絆や支え合いを強め、心の豊かさを高めることにつながっていきます。また、人口減少などの社会情勢の急激な変化によって、これまで当然のように提供されてきた生活に関する行政サービスが維持されなくなる可能性があるなかで、住民同士が力をあわせて、地域課題の解決や生活の安全・安心を確保するための基盤となるのもコミュニティです。「自分たちでできることは自分たちで行う」ことを基本として、様々な主体が参画するコミュニティ機能の形成が、これからますます重要になってきています。

コミュニティを活発化していくためには、人と人が交流・関係するための多様な場が必要です。そうした場を通じた、地域特性の共有化や共通体験の積み重ねがコミュニティを育てていくとともに、さらに地域の一体感を高め、互いの絆や支え合いを深めていくのではないのでしょうか。

これからの北海道は行政が中心ではありません。様々な地縁的な団体や、NPO、ボランティア団体、企業などが、それぞれの関心や抱えている課題に応じて役割を分担し、連携・協働し、地域力を高めることによって、心豊かに安心して暮らすことのできる、多様な包容力のある地域社会が形成されるものと考えます。

北海道におけるこれからのまちづくりを考えるに当たっては、急速な人口減少や高齢化の進展、行政の投資余力の低下を前提にせざるを得ません。そのような中でも、高齢者を含めた住民の方の誰もが、生き生きと安心して生活でき、心の豊かさが実感できる地域をつくりあげていかなければなりません。そのためにはコンパクトなまちづくりということも考えていく必要があります。

## 【道民の皆さんと、ともに描きともに実現する北海道の将来像】

北海道のそれぞれの地域は、四季折々の自然、先人たちが築き上げてきた歴史、地域資源を活用して培われてきた産業など、北海道の魅力の源泉となる様々な特性を持ち合わせており、北海道は多様で個性豊かな地域の集合体で出来上がっているといえます。北海道が目指す地域主権型社会は、住民の主体的な発想や行動が生きる社会にしようとするものであり、北海道の将来像も、道庁だけでなく、地域における活動の主体である道民の皆さんと、ともに描き、ともに作り上げていくものです。

幅広い発想で、北海道の将来について、行政や経済界はもちろん、道民一人ひとりが考え、家庭、職場、学校、町内会など様々な場所で、道民あがての議論が活発に行われることが大切であり、こうしたことを通じて、互いの共通認識が生まれ、新しい北海道をつくりあげていくための様々な試行錯誤やチャレンジが生まれてきます。道民の皆さんとともに、各地域の魅力あふれる個性が活かされ、活気にみちた北海道の実現に取り組んでいきたいと考えています。

## コラム「コンパクトなまちづくり」

人口の大幅な減少と高齢化が進むと、広い北海道の中では人口密度が一層低くなり、高齢者の世帯がポツンポツンと孤立してしまうことが危惧されます。こうした事態に先手を打って、人々が集まって住むまちづくりを進めようというのがコンパクトなまちづくりです。

コンパクトなまちづくりは、人々を強制的に移転させるものではなく、長期的計画的なビジョンのもとに、人々が徐々に集まるよう誘導していくものです。

また、コンパクトなまちづくりは、人々が集まって住むことで人々のつながりが強くなり、住民同士の支え合いの活動が活発化するというソフト面の効果を重視します。この点で、地域主権型社会にも合ったビジョンと考えられます。

コンパクトなまちづくりは、全てを一つの点に一極集中させるというものでもありません。いくつかの極が機能を分担する配置や、中心となる極と副次的な極がある配置など、様々な空間配置が考えられ、それぞれの地域に合った形を地域の人々が考えていくことが大切です。

## コミュニティの活動事例

(北海道市町村振興協作成「広がれほっかいどうの底力」(平成17年2月)特集レポートより)

### 小樽雪あかりの路実行委員会

小樽の冬のイベントである「小樽雪あかりの路」を開催する地元企業や商店街の有志を中心に構成された実行委員会。現在では40万人をこえる参加者が集まる小樽の冬の風物詩として定着。閑散期となっていた冬の小樽で大きな経済波及効果を生むとともに、回を重ねるごとに、スノーキャンドルやアイスキャンドル作りに参加する小学校や町内会、企業などが増え地域コミュニティの輪の広がりに大きく貢献している。

### NPO法人くりやまコミュニティネットワーク

地域通貨というツールを通して、まちや地域にある課題を発見し、必要に応じて地域課題をコミュニティビジネス化に向けていくなどの取り組みを実践するNPO法人。地域通貨のクリン流通事業は、参加者が自分のできることを登録し、「クリン」を使ってお互いに助け合いながら人と人とのつながりを深めていくことを目指すもの。

### 協同組合高齢者こんに

中心市街地の空洞化が進む美幌で、商店街に「賑わいの場」「憩いの場」を作るために設立。ワークショップ形式で議論を重ね、地域密着型のコミュニケーション広場として、高齢者コンビニ「ば・じ・る」を運営。買い物途中や病院帰りなどに気軽に立ち寄る人も多いほか、各種のイベントも多彩に開催されており、憩いの場としての役割はもちろん、まちの情報が集まり、発信されるインフォメーション基地としても役立っている。

### NPO法人浪花町十六番倉庫

釧路の歴史的建造物である煉瓦造りの倉庫をまちの遺産として守り、市民が自由に利用できるコミュニティスペースとして再利用できるように設立。十六番倉庫は、展示やフリーマーケットなど様々な活動のための広場としてよみがえり、幅広く市民に利用されている。

### ぶなの森自然学校運営協議会

黒松内町に広がる豊かな北限のブナを背景に、廃校になった小学校の建物を活用して、体験学習事業、人材育成事業、地域間交流事業を実施。ぶなの森自然学校の設立は町であるが、運営は民間人によるネットワークである協議会が担っている。ブナの里としての知名度を高めるほか、地域の交流拠点としての活動も担っている。

## 第3章 地域主権型社会の実現に向けた取組

道州制は、この国のかたちを根本からつくり変える非常に大きな改革です。このような大きな改革を一気に進めようとしても無理があるので、ひとつずつ課題を解決しながら一步一步着実に進めていくことが大切です。

一方、道州制を単なる制度論、行政システム論として構築していくだけでは十分ではありません。制度をいくら変えても、地域の人たちがそれを自分たちの発想で使いこなせなければ意味がないのです。地域の人たちが、自分たちで決めて行動する気概を持つ、中央ではなく地域で決めさせて欲しい、その代わり責任も持つ、という気概を持つことが重要なのです。そうした道民運動、国民運動としての側面と、行政システム改革としての側面の両方が相まって、はじめて地域主権型社会が実現するものと考えています。

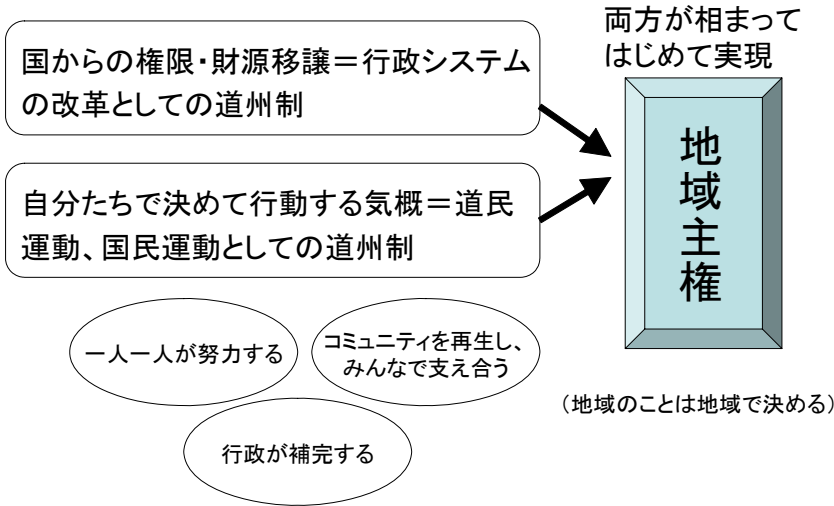
道州制については、政府の第28次地方制度調査会が答申を行ったほか、道州制担当相のもとの道州制ビジョン懇談会、全国知事会などでさらに具体的な検討が進められています。北海道はこうした全国の動向も見据えながら、先行的・モデル的な取組を積み重ね、そこで得られた成果や浮かび上がった課題を全国的な検討に反映させていきます。北海道での具体的な取組が道州制についての道民の議論を喚起し、理解を促進することで、北海道以外の地域への波及をうながし、道州制へのうねりを国民的なものとしていくことが可能になります。

こうした観点から、道では、道州制に向けて以下の取組を互いに整合性を図りながら進めています。

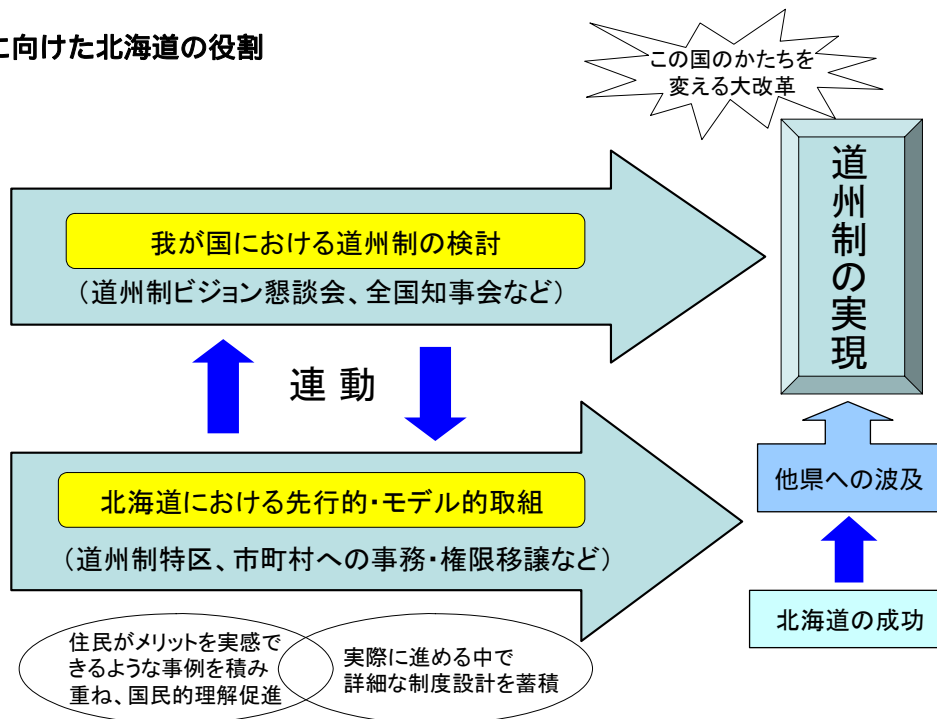
- 1 道州制特区
- 2 道から市町村への事務・権限の移譲
- 3 市町村合併の推進
- 4 支庁制度改革
- 5 道州制北海道モデル事業
- 6 道民や市町村との議論



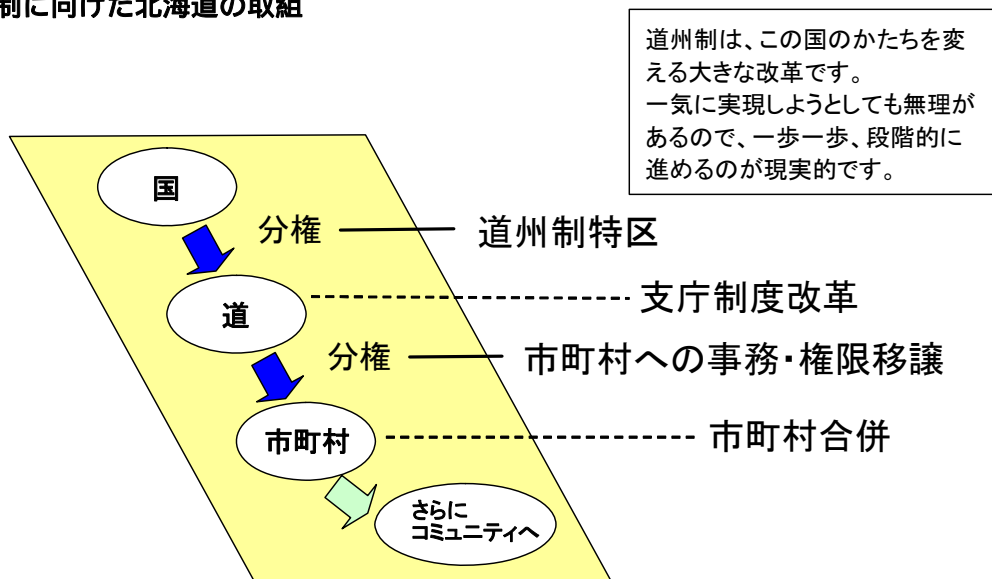
### 制度改革プラス運動論としての道州制



### 道州制に向けた北海道の役割



### 道州制に向けた北海道の取組



## 1 道州制特区

### 【道州制特区とは】

道州制特区は、道州制を展望して、国から道への権限移譲等を先行的、モデル的に積み重ね、北海道の特性を踏まえた住民サービスの充実や経済の活性化等につなげることにより、地域が権限や裁量をもって行政を行うことのメリットを道民や国民の方々に実感してもらおうという取組です。

### 【道州制特区に向けた北海道の提案】

道は、平成16年4月に道州制特区に関する道の考え方や具体の提案を「道州制プログラム」、「道州制特区に向けた提案（第1回）」として示すとともに、同年8月にはそれらを補足するものとして「道州制特区に向けた提案（第1回）の具体化について」を作成して政府に提案しました。提案に当たっては、市町村との意見交換を重ねるとともに、道州制推進会議を開催して道内の有識者に幅広く参加いただき、そこでの意見を踏まえて提案を作成したところです。

道の提案の概要と実現状況は次頁のとおりです。提案の内容は[具体的な権限移譲等の項目]と、[権限移譲等を進める基本的な仕組み]に大きく分けられます。

具体的な権限移譲等の項目としては、生活や経済に身近な規制緩和や国からの権限移譲として、福祉、環境、観光など9分野で51項目を提言しています。また、道州制を見据えた場合、現在国の地方支分部局が実施している仕事の多くが道州や市町村に移ると考えられることから、国の地方支分部局と道との段階的統合のプロセスと、その第一歩としての連携共同事業20項目、権限移譲13項目を提案しています。

国からの権限移譲等を進める基本的な仕組みとしては、基本的ルールとなる「権限移譲の3原則」（権限と財源はセットで移譲する、移譲にあたっては自由裁量を拡大する、組織のスリム化は各々で努力する）や、法令の適用範囲を縮小して条例の制定範囲を拡大する「法令面での地域主権の推進」、総理大臣、関係大臣、北海道知事などによる「推進本部の設置」、権限移譲に伴う自由度の高い財源、などを提案しています。

これらの提案に対しては、数次にわたり国から回答があり、徐々に実現を見ていきました。こうしたなかで、道州制特区をさらに強力に推進していくため、権限移譲等を進める基本的な仕組みを中心に据えた「道州制特区推進法」が平成18年12月に制定されました。基本的な仕組みが確立されたことにより、今後はこの法律に基づいてさらなる提案を国に対して行い、道州制特区を推進していくこととなります。

## 道州制推進会議

### < 目的 >

道州制特区における具体的な取組について議論し、道の提案に反映させる

### < 開催状況 >

平成15年度から平成16年度にかけて計8回開催

### < 構成員 >

役職はいずれも当時

宮脇 淳（座長、北海道大学大学院教授）、井上 久志（北海道大学大学院教授）、小磯 修二（釧路公立大学教授）、五十嵐 智嘉子（北海道総合研究調査会常務理事）、寺島 光一郎（乙部町長）、岡部 三男（北海道経済連合会常務理事、～H16.8）、大和田 勲（北海道経済連合会常務理事、H16.8～）、谷 一之（地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長）

## 道州制特区に向けた北海道の提案と実現状況

道がこれまで国に行ってきた提案  
(平成16年4月及び8月)

### 【具体的な権限移譲等の項目】

- 生活や経済に身近な規制緩和や権限移譲  
福祉、環境、観光など51項目
- 国の出先機関と道との段階的統合をめざす第一歩としての  
連携共同事業 20項目  
権限移譲 13項目  
及び統合の最終形

### 【権限移譲等を進める基本的な仕組み】

- 権限移譲の3原則
- 法令面での地域主権の推進
- 総理大臣、関係大臣、北海道知事などによる推進本部の設置
- 権限移譲に伴う自由度の高い財源

平成16年9月、規制緩和の一部が実現(構造改革特区、地域再生)  
身体障害者入所授産施設等における分場の指定基準緩和 など

平成17年10月、連携共同事業の全部が実現(内閣府回答)  
国・道・市町村が連携した除雪体制構築 など

平成17～18年度の個別の制度改正により権限廃止または手続き簡素化  
NPOが過疎地で行う有償運送の許可 など

道州制特区推進法  
(平成18年12月成立)

○道からの提案に基づき、国から道への権限移譲や規制緩和、条例への委任等を行う仕組みが確立

○総理大臣を長とし、北海道知事も参画する推進本部を設置

○権限移譲に伴う財源は自由度の高い交付金として措置

○併せて、8項目の権限を移譲  
調理師養成施設の指定権限の移譲、開発道路の事業移譲 など

詳細な実現状況は巻末に資料として掲載しています。

## 【道州制特区推進法】

道州制特区推進法は、その目的として「地方分権の推進」が掲げられ、基本理念として、広域行政の推進に当たっては、地域の特性に配慮することや自主性・自立性が十分に発揮されることを旨として行うこととされています。

この法律の対象となる「道州制特別区域」は、「特定広域団体」の区域をいうものとされており、北海道が平成19年1月に政令により特定広域団体とされているほか、法律上は3以上の都府県が合併した場合もこの法律の対象となる道が開かれています。こうしたことによって、全国的な道州制議論の広がりが期待できるものとなっています。

道州制特区推進法の内容は[国から特定広域団体への権限移譲等を進める基本的な仕組みとなる部分]と[権限移譲等を行う具体の事務を列挙した部分]に大きく分けられます。

この法律に基づき、政府は道州制特別区域における広域行政の推進に関する基本方針を定めることとされ、基本方針では、政府が講ずべき措置（権限移譲等を行う具体の事務の範囲の見直し、その他の法令の制定または改廃に係る措置等を含む）などを定めることとされており、この基本方針について、特定広域団体は変更提案ができることとされています。北海道は、この変更提案の仕組みを使って新たな権限移譲や法令の制定改廃を国に提案することができます。

この法律では、道州制特別区域における広域行政の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に道州制特別区域推進本部を置くこととされています。この推進本部は内閣総理大臣を本部長とし、すべての大臣が参画します。また、北海道知事及び全国知事会を代表する知事が参与としてこの推進本部に参画します。前述の変更提案はこの推進本部に提出され、審議されることとなります。

また、この法律に基づき、国からの移譲に伴う財政的措置としては、補助金ではなく、国が要していた経費を交付金として措置されることとなっています。

以上のような基本的な仕組みに加え、この法律では、権限移譲等を行う具体の事務として、指定医療機関の指定等に関する事務（児童福祉法の特例、生活保護法の特例、母子保健法の特例）、商工会議所の監督に関する事務（商工会議所法の特例）、調理師養成施設の指定に関する事務（調理師法の特例）、危険猟法（麻酔薬の使用）の許可（鳥獣保護法の特例）、その他政省令の特例措置、砂防事業の一部、治山事業の一部、開発道路、2級河川が列挙されています。これらは、平成16年に道が提案した中から盛り込まれていますが、今後、この法律に基づく変更提案を道が行い、実現した場合は、この列挙されている部分に項目がさらに追加されることとなります。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（道州制特区推進法）のイメージ

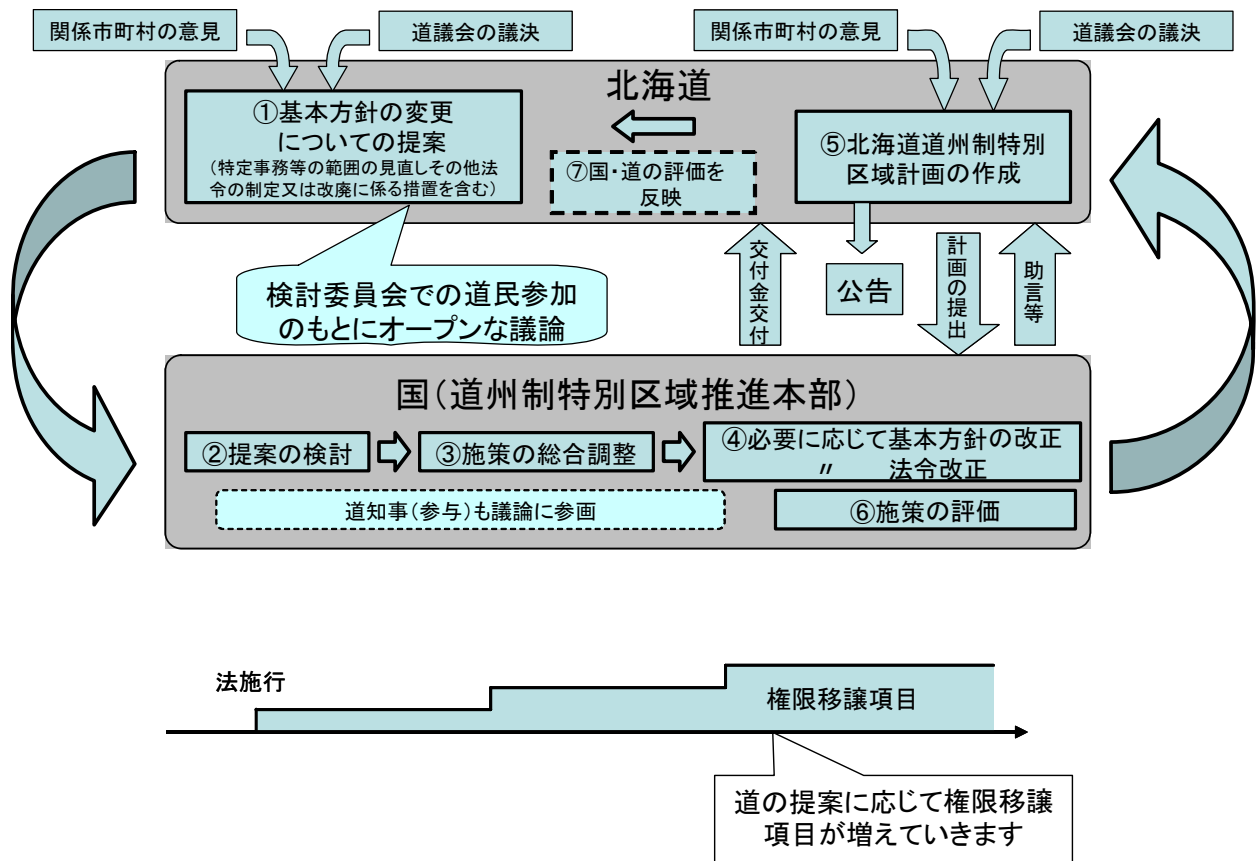
目的：広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域計画に基づく特別の措置等を定め、地方分権の推進と行政の効率化に資するとともに、北海道地方等の自立的発展に寄与

基本理念：広域行政の推進は、各地域の特性に配慮しつつ、住民の福祉の向上、経済・社会の発展に寄与すること、特定広域団体の自主性・自立性が十分発揮されること等を旨として実施

努力義務：国・特定広域団体は、道州制特別区域における広域行政を総合的かつ効果的に推進するよう努める

移譲される事務事業の内容

- 1 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
- 2 商工会議所に対する監督の一部
- 3 調理師養成施設の指定
- 4 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
- 5 直轄通常砂防事業の一部
- 6 民有林の直轄治山事業の一部
- 7 開発道路に係る直轄事業
- 8 二級河川に係る直轄事業



## 【北海道道州制特別区域推進条例】

道州制特区推進法に基づく提案は、国から道への権限移譲や法令の制定改廃を求めるものであるため、提案にあたっては、道内で十分に議論を重ね、道民の理解と強い後押しのもとに国に提案を行っていくことが重要です。このため、道は、道民議論のもとに提案を取りまとめるプロセスを定めた「北海道道州制特別区域推進条例案」を道議会に提案することとしています。

この条例では、道が道民から、国からの権限移譲や法令の制定改廃についてのご意見やアイデアを広く募集すること、また、そのために必要な情報提供等を道が行うよう義務づけます。また、国への提案内容を道民からいただいたアイデアを踏まえて練り上げていくため、外部有識者を交えた検討組織を設置します。さらに、その検討組織での議論は幅広い議論が道民の間で喚起されるよう、公開の場で行うこととします。

## 【道州制特区推進法に基づく今後の提案の考え方】

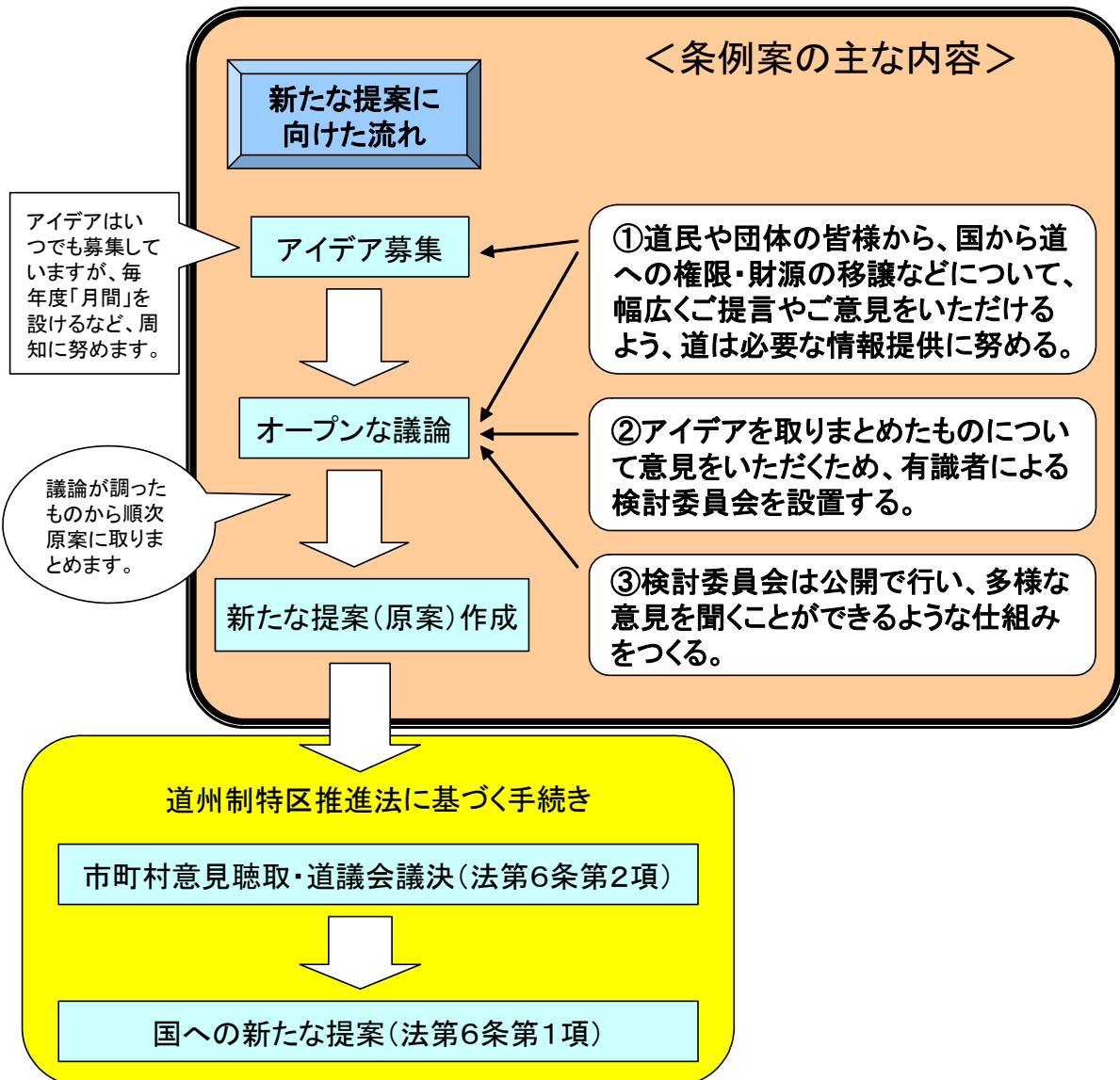
道州制特区推進法は、道が行った提案をきっかけとして制定された法律です。この法律は将来の道州制を視野に、道からの提案に基づき、国から権限移譲等を一步一步積み重ねていくという道の基本戦略が国に採用されたものと考えられます。そして、この法律には、国から道への権限移譲等を進める基本的な仕組みが、道の提案に沿った形で盛り込まれています。

この法律に基づいて提案できる事項は、国から道への権限移譲であり、さらには法令の制定改廃です。国に権限を残したまま、一部の規制を緩めるなどの制度はこれまでもありましたが、権限そのものを国から移すための手法が定められたのは初めてのことです。法令の制定改廃の提案は「法令面での地域主権の推進」を具体化するものであり、法令の規定を大綱化するなどして、北海道議会の定める条例で北海道独自のルールを定めることに道をひらくものです。

このように、道州制特区推進法で設けられた仕組みはこれまでに例のないものであり、北海道の将来と地方分権の推進のために、大変大きな可能性を秘めていると言えます。道では、この構想の第2章3で述べた考え方に沿って、幅広い道民議論のもと国への提案を積み重ねていく考えです。

## 北海道道州制特別区域推進条例の基本的考え方

北海道では、道州制特区推進法に基づく国から道への権限移譲等の提案（新たな提案）に向け、道民の皆様から幅広くご意見をいただき、道民参加のもとにオープンな議論を積み重ねるための条例を制定し、国への提案を積極的に行っていきたいと考えています。



## 2 道から市町村への事務・権限の移譲

### 【移譲の必要性】

第2章2(1)で市町村、道州、国の役割分担について示しましたが、こうした役割分担の考え方を踏まえて、道から市町村への事務・権限の移譲を進めており、こうした取組を進めることが道州制が目指す地域主権型社会に向けての着実な歩みを進めるものとなり、住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながっていくものと考えています。

権限移譲を受けることによる地域や住民、そして市町村にとってのメリットとしては、次のような効果が期待されます。

- ・ 住民の利便性の向上

市町村で事務処理が行われることにより、手続きが自分の住む市町村でできるようになるなど、住民の利便性の向上を図ることができます。

- ・ 市町村の自主性、自律性

地域住民の意向を反映した市町村の主体的な意思決定や地域の特色を活かした行政を展開することができます。

- ・ 総合的、効率的な行政運営

市町村で処理している事務と関連する事務を移譲することにより、市町村において総合的かつ効率的な行政を実施することができます。

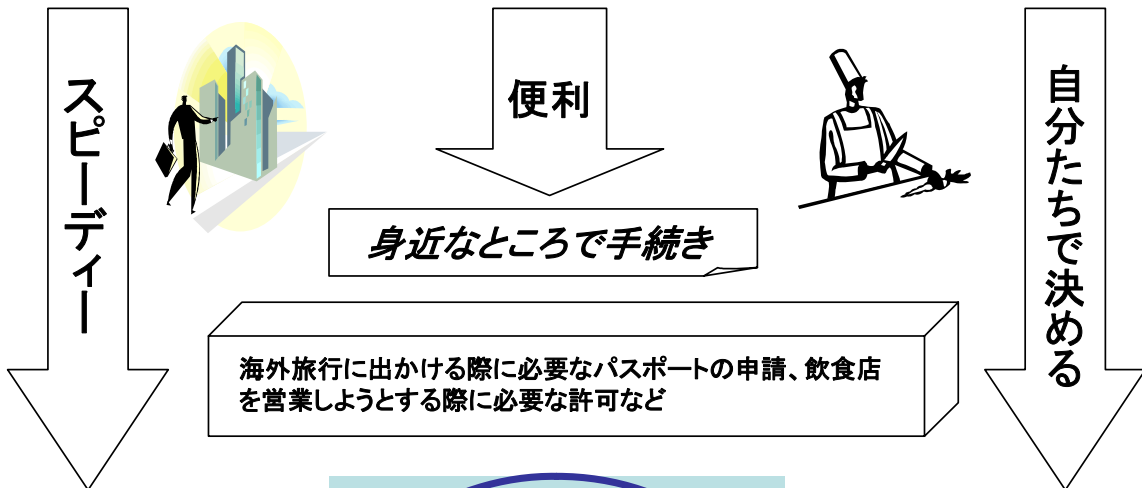
- ・ 迅速で的確な対応

市町村が地域の実態に即して処理することにより、事務処理の迅速化や、よりの確な対応をすることができます。



### 事務・権限移譲による効果のイメージ図

住 民



事務処理の迅速化

総合的なまちづくり

市 町 村

2ha以下の農地を宅地、道路などに転用する際に必要な許可や介護保険の居宅サービスを提供する事業者の指定など

効率的な除排雪を行うための生活道路の管理や商店街再開発を進めるための都市計画法に基づく開発行為の許可など

包括的な事務・権限の移譲



## 【移譲の取組】

道ではこうした考え方に立って、市町村が果たすべき役割について、市町村自らが事務・権限を担う道州制の実現に向けて、道から市町村への事務・権限の移譲を推進しています。全国的にも、平成16～17年度にかけて青森県、岩手県、秋田県、群馬県、埼玉県、山梨県、三重県、岡山県、広島県、高知県、佐賀県、熊本県、鹿児島県など多くの県において、事務・権限の移譲を推進するための計画、指針やプログラムが策定されています。

地方分権一括法が施行され、条例による事務処理の特例制度が創設された平成12年から5年経過したひとつの節目の時期といった事情もありますが、道州制の議論や市町村合併の進展による市町村の行政体制の充実・強化もひとつのきっかけとして、都道府県と市町村の役割の見直しの機運が高まったものと考えられています。

## 【移譲の方法】

「移譲」には「条例による事務処理の特例」と「法定移譲」の2つの仕組みがあります。

### 条例による事務処理の特例

法律、政省令等において都道府県の事務とされたものについて、都道府県の条例で定めるところにより、都道府県から市町村への団体間における事務の再配分を可能とするものです。

実際の移譲の検討に当たってはそれぞれの権限の内容や趣旨、他の規定との関係等についての詳細な検討が必要になりますが、地方自治法（第252条の17の2）という一般法に規定されていますので、個別法において「地方自治法の規定を適用しない」旨が規定されている場合を除き、法律、政省令等に定められた都道府県知事の権限を移譲対象とすることができます。

### 法定移譲

大きく次の2つに分けられますが、いずれも事務の内容に応じて地方交付税算定の対象となり、地方財政措置が行われます。この点が、地方財政法に基づき都道府県から交付金のかたちで必要な経費が措置される「条例による事務処理の特例制度」と大きく異なる点です。

#### 大都市等に関する特例

市町村のうち市については人口規模に応じて特例市、中核市、指定都市に移行することができ、それぞれ都道府県が処理してきた事務を処理することができます。

#### 個別法による移譲

都道府県が事務を処理しているもののうち、市町村が法令上で定める有資格者を設置する場合に権限が移譲され、当該市町村が事務を処理するケースです。例えば、建築主事を置く市町村は建築基準法に基づき建築確認に関する事務を処理します。（法令上で定める有資格者を設置していない市町村においては、引き続き都道府県が事務を処理します。）

また、町村が市になった場合に、生活保護の実施に関する事務を処理することになることも、生活保護法に基づく移譲といえます。

## 道の取組の経緯

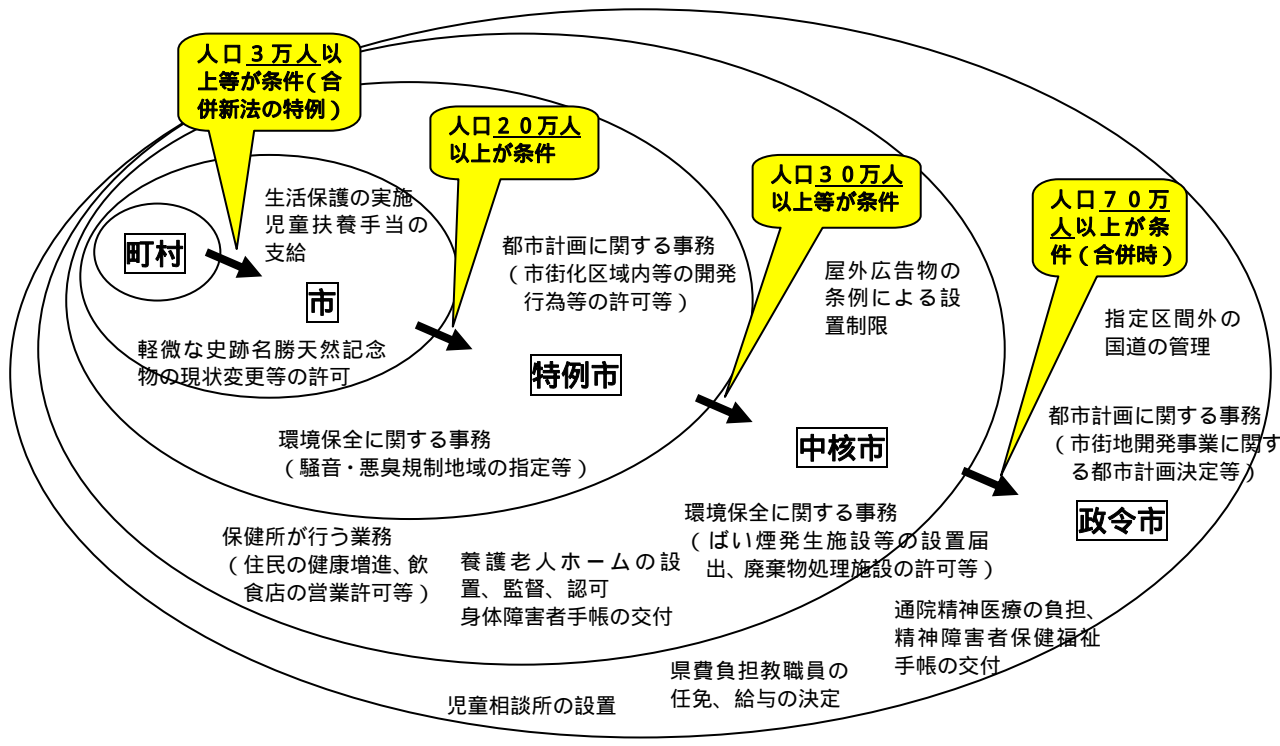
昭和 25 ~ 平成 11 年度	・ 59 事務 301 項目 (平成 11 年度現在) を移譲
平成 12 年度	・ 地方分権一括法施行、各別の特例条例として 34 事務 319 項目に整理 ・ 「道から市町村への権限移譲計画」を策定(13 年 2 月)
平成 13 ~ 16 年度	・ 計画に基づき 20 事務 386 項目が追加され、17.4.1 現在で 33 法律、10 条例に係る 54 事務 705 項目を移譲済み
平成 17 年度 ~	・ 「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定(17 年 3 月) ・ 移譲方針に基づく取組を推進

## 機関委任制度と条例による事務処理の特例制度

事務権限の配分自体は、昭和の時代から、旧地方自治法第 153 条第 2 項の規定に基づく「機関委任制度」があり、都道府県知事から市町村長への事務の委任という形式で行われていました。しかしながら、この制度は市町村の意思に関わらず、都道府県知事の判断で市町村長に一方的に事務処理を行わせることが可能で、都道府県知事は(委任した事務が都道府県知事に国から機関委任された事務であれば)市町村長に委任した事務について包括的な指揮監督権を有していました。

これに対して、現行の「条例による事務処理の特例制度」は、地方分権一括法により大改正された地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定により平成 12 年度に創設されたものです。市町村に事務を移譲するに当たっては、市町村長との協議が必要であり、移譲を受けた事務は当該市町村の事務となり、都道府県知事には包括的な指揮監督権がないなど、旧法下の「機関委任制度」とは大きく様変わりしています。

## 特例市、中核市等への移行に伴う権限移譲事項の例



## 【移譲の推進】

### 移譲方針の策定

道では平成17年3月に「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定しました。将来における道州と市町村の役割分担の考え方を整理し、次の3点を原則として考えながら、道から市町村への事務・権限の移譲を進めています。

市町村と十分協議し、同意を得た上で移譲

権限等は必要な財源（人件費を含む）とセットで移譲

市町村から求めがあるときは、道職員を派遣（基本的に2年間）

### 移譲に当たっての措置

事務処理の特例制度においては、地方財政法上、都道府県は市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じることとされています。道の移譲方針においても次のように財政的、人的措置についてお示ししています。

#### ・ 財政的措置

「北海道権限移譲事務交付金交付要綱」（昭和57年度、各部で個別に実施していた財源措置を統合）に基づき、原則として、事務処理に要する時間に応じた人件費、旅費、諸経費から積算した事務処理1件当たりの単価に、前年度の事務処理件数を乗じた金額を交付します。

#### ・ 人的措置

市町村自らが組織体制を整備し、必要な人材を措置することが原則（市町村から道職員の派遣について求めがある場合は、事前に調整・協議した上で対応）です。移譲される事務について市町村職員が習熟するために研修等が必要な場合は、市町村職員の研修員としての受入れにより対応します。

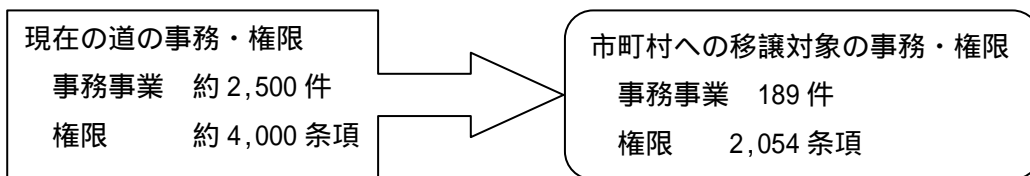
### 移譲の状況

「事務・権限移譲リスト」を予め市町村に示した上で要望をいただき、翌年度の移譲に向けて協議を行うという移譲方針に基づく取組を平成17年度からスタートしました。その結果、平成18年度からは55市町村に360権限を移譲し、平成19年度からは180市町村に491権限を移譲することとなりました。例えば、住民に身近な権限としては、旅券法に基づくパスポートの発給申請受理・交付に関する権限を平成18年度には6市町に、平成19年度からは12市町に移譲しています。このほか、この2年間で農地法に基づく農地転用の許可権限を17市町村に、屋外広告物法等に基づく屋外広告物の許可や監督の権限を9市町村に移譲しているなど、市町村への権限移譲が進んでいます。

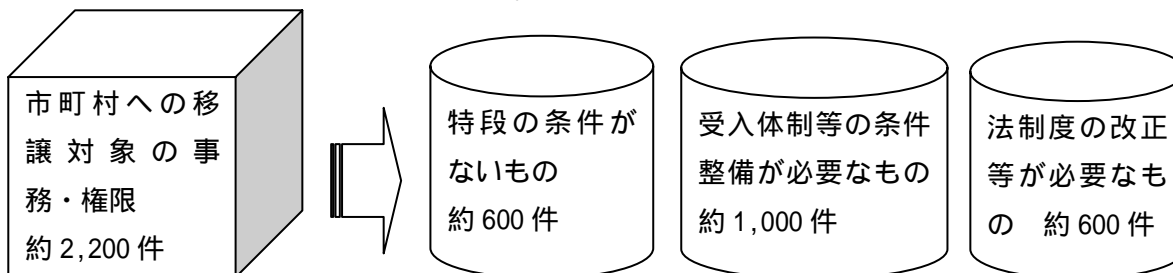
道では、今後とも、市町村と具体的な協議を進め、協議が整ったものから順次市町村に移譲することとし、移譲方針に基づく取組を推進していきます。

### 移譲方針で移譲対象としている事務・権限

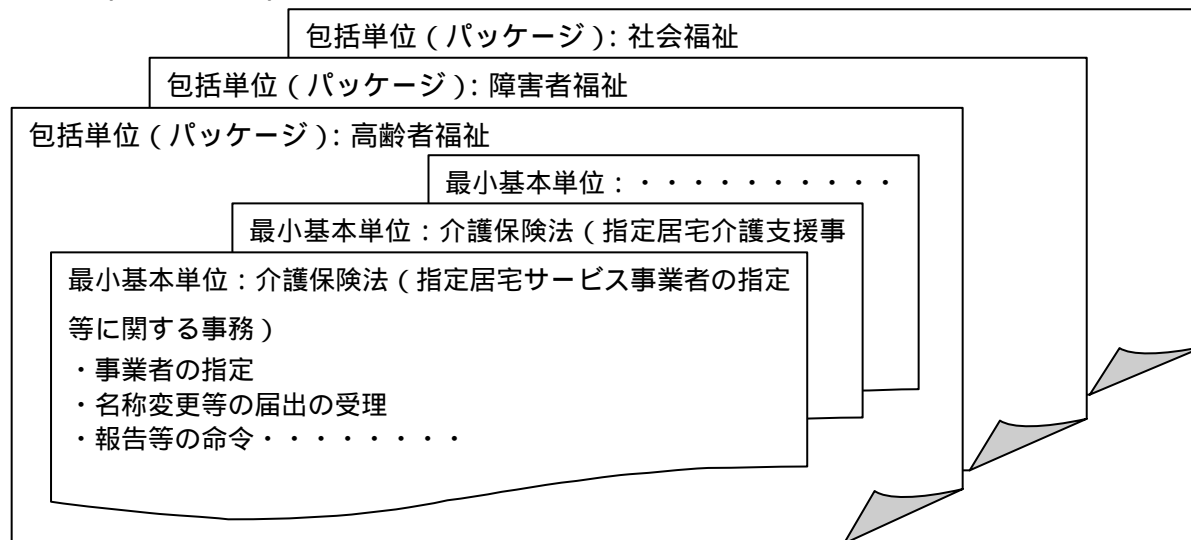
将来の目指す方向として道州制を念頭におき、道州制における市町村と道州の役割分担を具体的に明示の上、市町村が要望しやすいように移譲可能な事務・権限を網羅的にリスト化し、提示しています。



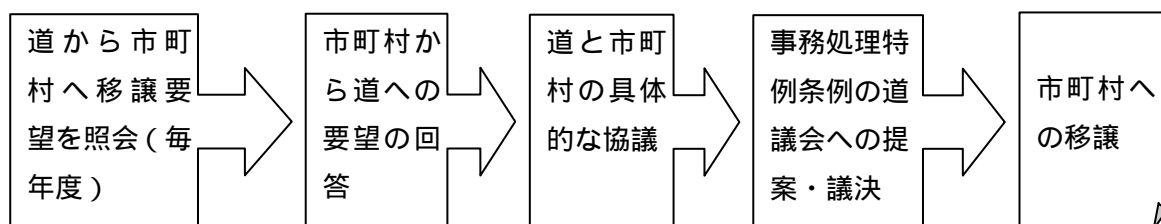
市町村への事務・権限の移譲に際し、受け入れ体制の整備や法制度の改正等の必要性の有無により、事務・権限を特段の条件がないもの、受け入れ体制等の条件整備が必要なもの、法制度の改正等が必要なものに3区分しています。



移譲に当たっては、同一の法令における一連の権限を「最小基本単位」とし、住民の利便性や効率的な行政の推進という観点から、原則として関連する複数の最小基本単位を包括化した「包括単位（パッケージ）」ごとに移譲を推進しています。



### 移譲までの流れ



### 3 市町村合併の推進

#### 【これまでの経過】

近年の地方分権改革の進展により、市町村は、住民に最も身近な総合的行政主体として位置付けられ、高度化、多様化していく役割や権限を担っていけるよう、行政体制を整えることが必要になってきました。また、少子・高齢化の進展や広域的な行政需要の拡大、国・地方を通じた厳しい財政状況などを背景に、市町村の行財政基盤の強化や効率的な行政体制の構築の必要性が高まり、平成11年の合併特例法改正に始まる「平成の大合併」によって、自主的な市町村合併が進展することとなりました。この結果、平成11年3月末から平成18年3月末までの期間に、全国では3,232市町村から1,821市町村に、北海道では212市町村から180市町村に減少しました。

平成17年4月には、いわゆる合併新法（「市町村の合併の特例等に関する法律」）（平成16年5月26日公布）が施行され、平成22年3月末までの5年間、引き続き自主的な市町村合併を推進することとされました。北海道においては、合併新法の施行を受け、「北海道市町村合併推進審議会」を設置して審議を行い、平成18年7月に、市町村合併に関する道の考え方や市町村合併の組合せなどを内容とする「北海道市町村合併推進構想」を策定しています。

#### 【北海道市町村合併推進構想とは】

合併新法第59条では、「都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村合併の推進に関する構想を定めるものとする。」とされ、構想の中で、市町村合併に関する都道府県の考え方や自主的な市町村合併に係る組合せなどを示すこととされています。

「北海道市町村合併推進構想」は、本道の市町村や住民生活の実情を踏まえた分析に基づき、道として市町村合併の推進に関する考え方を示すものであり、併せて、道から市町村や道民に対する情報提供の役割を持つものとして策定しています。このため、構想で示す組合せなどは、市町村や住民が、地域における自治のあり方について自主的、主体的に検討を行うための議論の出発点と位置付けており、構想策定後も、地域住民の意向に基づく自主的な合併協議の取組は最大限に尊重し、組合せの追加などにより対応することとしています。

#### 【市町村合併についての道の基本的な考え方】

人口減少や少子・高齢化、厳しさを増す財政状況など、市町村を取り巻く環境変化に対応し、今後とも住民に必要な行政サービスを提供し続けていくためには、行政体制そのものの充実・強化を図って足腰の強い基礎自治体を作り上げていくことが極めて重要であり、そのための手立てとして、市町村合併は最も有効な手段と考えます。

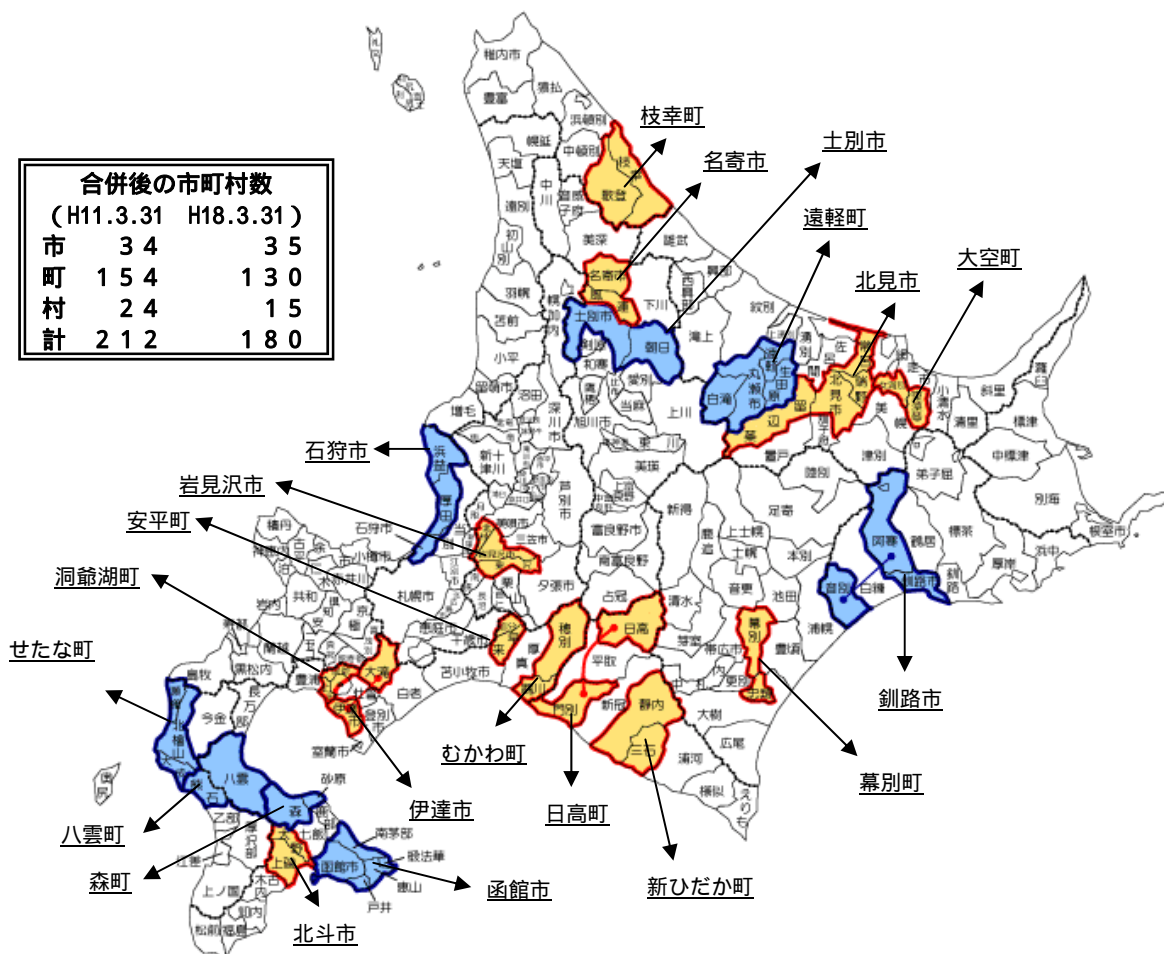
道としては、合併新法が5年間の時限の下で自主的な市町村合併を推進するものであることを踏まえ、道内各地域で市町村合併の検討や議論が円滑に行われるよう、情報提供や合併に向けた話し合いのための環境づくりなど、道としての役割を積極的に果たしていく考えです。

## 市町村合併の経緯と市町村数の変遷

年月	市	町	村	計	備考
明治 21 年			(71,134)	71,134	
<b>「明治の大合併」</b> 近代的な地方自治制度である「市町村制」の施行に伴い、約 300 戸～500 戸を標準規模として全国的に行われた町村合併					
22 年	39		(15,820)	15,859	
昭和 22 年 8 月	210	1,784	8,511	10,505	市町村制施行
28 年 10 月	286	1,966	7,616	9,868	地方自治法施行
<b>「昭和の大合併」</b> 戦後、新たに市町村の事務とされた新制中学校の設置管理などの事務を能率的に行うため、町村の標準人口を 8,000 人以上とし、「町村数を約 3 分の 1 に減少することを目標」とすることを旨としたもの					
31 年 4 月	495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行
40 年 4 月	560	2,005	827	3,392	市町村の合併の特例に関する法律施行
平成 11 年 3 月末	670	1,994	568	3,232	地方分権一括法において市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正（平成 11 年 7 月施行）
<b>「平成の大合併」</b> 少子高齢化の進展や広域的な行政需要の増大、地方分権の推進を踏まえた市町村の行財政基盤の強化や厳しい財政状況を踏まえた効率的な行政体制の構築の必要性等を踏まえ、平成 11 年に合併特例法が大幅に改正され、自主的な市町村合併が積極的に推進された。また平成 17 年 4 月には合併新法が施行され、平成 22 年 3 月末までの 5 年間、引き続き自主的な市町村合併が推進されることとされた。					
18 年 3 月末	777	846	198	1,821	旧合併特例法における経過措置期限（3 月末）

## 北海道における市町村合併の状況

市	34	35
町	154	130
村	24	15
計	212	180



## 【北海道市町村合併推進構想の組合せ】

「北海道市町村合併推進構想」で示している市町村の組合せは、次のような考え方に基づき作成しています。

### ・組合せの基本的な考え方

北海道の構想は、住民生活の視点に立ち、総合的な行政サービスを適切に提供できる基礎自治体の形成を目標とした上で、全ての道民が望ましい基礎自治体の住民となることを基本原則としています。また、構想の組合せは、地域のあり方について市町村と地域住民がオープンな議論をするための出発点と位置付けているため、透明性や客観性を重視した手法で作成しています。

### ・市町村合併を目指す期間と規模

構想の組合せは、合併新法で定められた5年の期間内に実現を目指すべき市町村の姿として示しています。第2章2(4)でも記載した目安となる人口規模の検討を踏まえ、合併構想において、その実現を目指すべき自治体の規模は、住民が適切な行政サービスの提供を受けることができる、おおむね人口3万人程度の規模を目安としています。また、合併新法に基づく国の基本指針で示された人口1万人未満という小規模市町村の考え方にも十分留意する必要があると考えます。

### ・北海道の地理的特性に関する配慮

北海道は面積、人口密度、市街地間の距離などの地理的特性に関し、他府県にはない特徴を有していることから、これらの地理的特性に関しては、市町村合併の推進に当たり一定の配慮が必要と考えます。このため、「合併後の効果的なまちづくり」や「合併後の周辺地域を寂れさせないための配慮」といった観点から検討を行い、最も遠い市町村間の時間距離がおおむね80分以内となることを目安としています。

### ・市町村の結びつきの状況

市町村の結びつきの状況を明らかにするため、住民の日常生活圏や地域産業の経済圏、行政活動の区域、地勢的特性などの実態に基づき、「クラスター分析」と呼ばれる統計的手法を用いて分析を行いました。その分析結果は、デンドログラムという図で構想に示しています。

### ・構想で示した組合せ

構想の組合せは、基本的に、上で述べた「市町村の結びつきの状況」、「目標とする人口規模」、「北海道の地理的特性に関する配慮」という客観的な基準に基づき決定しています。ただし、旧法下で合併を行った市町村や離島に所在する町など、地域の実状に配慮すべき市町村については、市町村の意向調査を行い、その結果を踏まえて組合せに反映させています。

## 【北海道市町村合併支援プラン】

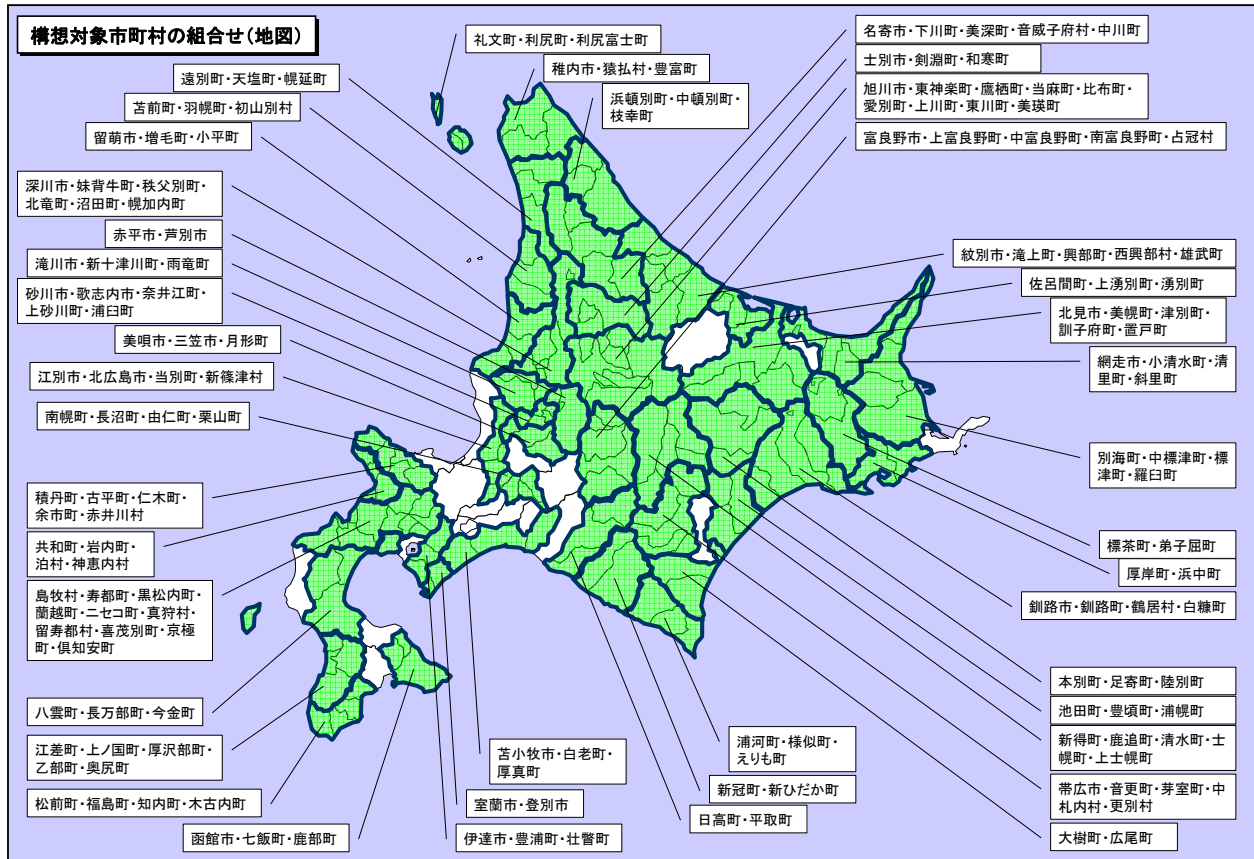
北海道では、平成14年4月に「北海道市町村合併支援プラン」を策定し、旧合併特例法下における合併協議や合併後のまちづくりに対し、財政支援や人的支援を講じてきました。合併新法の下においても、構想の策定と合わせて、平成18年7月に新たな支援プランを策定しており、引き続き同様の支援を行うこととしています。



# 北海道市町村合併推進構想における市町村の組合せ (H18.7.31 現在)

支庁名	区分	市町村名	人口	面積	摘要
石狩	A	江別市 北広島市 当別町 新篠津村	209,975	807.06	特例市移行
	B	函館市 七飯町 鹿部町	327,547	1,004.93	
	C	松前町 福島町 知内町 木古内町	27,490	898.86	
	D	八雲町 長万部町 今金町	33,604	1,834.87	
後志	A	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町	46,653	2,441.61	市制施行
	B	共和町 岩内町 泊村 神恵内村	26,358	605.66	
	C	積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村	34,889	1,015.25	
	D	美唄市 三笠市 月形町	45,782	731.08	
空知	A	南幌町 由仁町 長沼町 栗山町	42,794	587.55	市制施行
	B	砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町	39,313	363.72	
	C	滝川市 新十津川町 雨竜町	56,548	802.35	
	D	芦別市 赤平市	33,299	994.90	
	E	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町	41,154	1,834.10	
	F	旭川市 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町	411,498	3,471.09	
上川	A	士別市 和寒町 剣淵町	31,598	1,475.32	市制施行
	B	名寄市 下川町 美深町 音威子府村 中川町	44,459	2,722.08	
	C	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村	47,901	2,183.68	
	D	留萌市 増毛町 小平町	36,799	1,294.24	
留萌	A	苫前町 羽幌町 初山別村	14,454	1,207.01	市制施行
	B	遠別町 天塩町 幌延町	10,235	1,518.44	
	C	稚内市 猿払村 豊富町	49,385	1,871.47	
宗谷	A	浜頓別町 中頓別町 枝幸町	16,680	1,915.76	市制施行
	B	礼文町 利尻町 利尻富士町	9,600	263.48	
	C	北見市 美幌町 津別町 訓子府町 置戸町	167,970	3,300.95	
網走	A	網走市 斜里町 清里町 小清水町	66,254	1,897.66	市制施行
	B	佐呂間町 上湧別町 湧別町	17,151	909.50	
	C	紋別市 滝上町 興部町 西興部村 雄武町	41,317	2,903.41	
	D	苫小牧市 白老町 厚真町	198,743	1,391.74	
胆振	A	伊達市 豊浦町 壮瞥町	45,311	882.86	市制施行
	B	室蘭市 登別市	151,508	292.76	
	C	日高町 平取町	20,903	1,735.84	
日高	A	新冠町 新ひだか町	33,298	1,733.61	市制施行
	B	浦河町 様似町 えりも町	27,202	1,342.47	
	C	帯広市 音更町 芽室町 中札内村 更別村	238,649	2,068.08	
十勝	A	大樹町 広尾町	14,731	1,412.52	市制施行
	B	士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町	35,562	2,822.23	
	C	池田町 豊頃町 浦幌町	17,993	1,638.07	
	D	本別町 足寄町 陸別町	20,343	2,408.89	
	E	釧路市 釧路町 鶴居村 白糠町	225,392	2,960.90	
釧路	A	厚岸町 浜中町	18,532	1,162.50	市制施行
	B	標茶町 弟子屈町	17,959	1,873.94	
	C	別海町 中標津町 標津町 羅臼町	52,849	3,027.43	
根室	A	別海町 中標津町 標津町 羅臼町	52,849	3,027.43	市制施行
合計	43	163市町村			

※構想対象外となった市町村数は17市町村



## 4 支庁制度改革

道では総合出先機関として道内に14の支庁を設置しています。14支庁の原型は明治43年に形づくられましたが、昭和23年からは道の条例に基づき現行の14支庁体制となり、現在に至っています。

### 【支庁制度改革の趣旨】

支庁を取り巻く環境の大きな変化、地方分権改革の進展や現在の支庁の課題を踏まえ、道州制の導入を視野に入れた将来的な支庁の姿を明らかにした上で、地域の個性や主体性を一層発揮させる「地域主権型社会」の実現に資するために支庁制度改革を実施します。

### 【改革の基本的な考え方】

改革に当たっては、地方分権の進展に伴う将来的な支庁の姿を明確にし、それに向けた取組を進めるとともに、その過渡的な取組として、市町村体制の充実の状況に応じた、地域における効果的な道行政を推進する支庁の確立に向けた改革を行います。

過渡的改革（市町村の体制が整うまでの間において取り組む改革）

支庁は、市町村の状況に応じた地域における道行政の執行、所管区域内の調整及び市町村へ移譲予定の事務を担います。

将来的改革（市町村が、地域における総合的な行政主体としての役割を十分果たせる段階における改革）

支庁は、地域における最小限の道州行政の執行を担う出先機関へ移行します。

### 【過渡的改革の概要】

支庁の体制

支庁を4部門（地域振興・管理、道民生活、産業振興、社会資本）に集約するとともに、2つの機能で構成します。

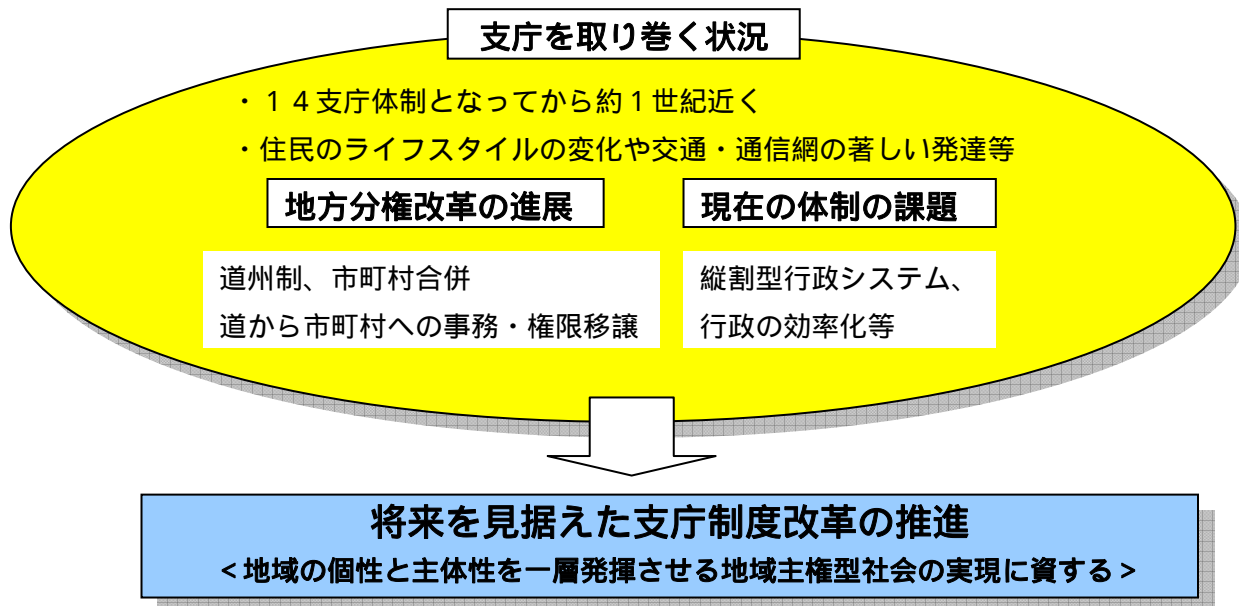
支庁（本体）機能

- ・内容～地域の実情に応じた道行政の執行事務、所管区域内の調整事務を主体
- ・配置～集約化の上、地域における道行政が効果的・効率的に執行できるよう設置場所を検討（集約化の趣旨）
  - ・より広域的な観点から道の施策、事業を展開する。
  - ・業務の専門性を向上させ、より柔軟で機動的な対応を可能にする。
  - ・簡素で効率的な執行体制を実現する。

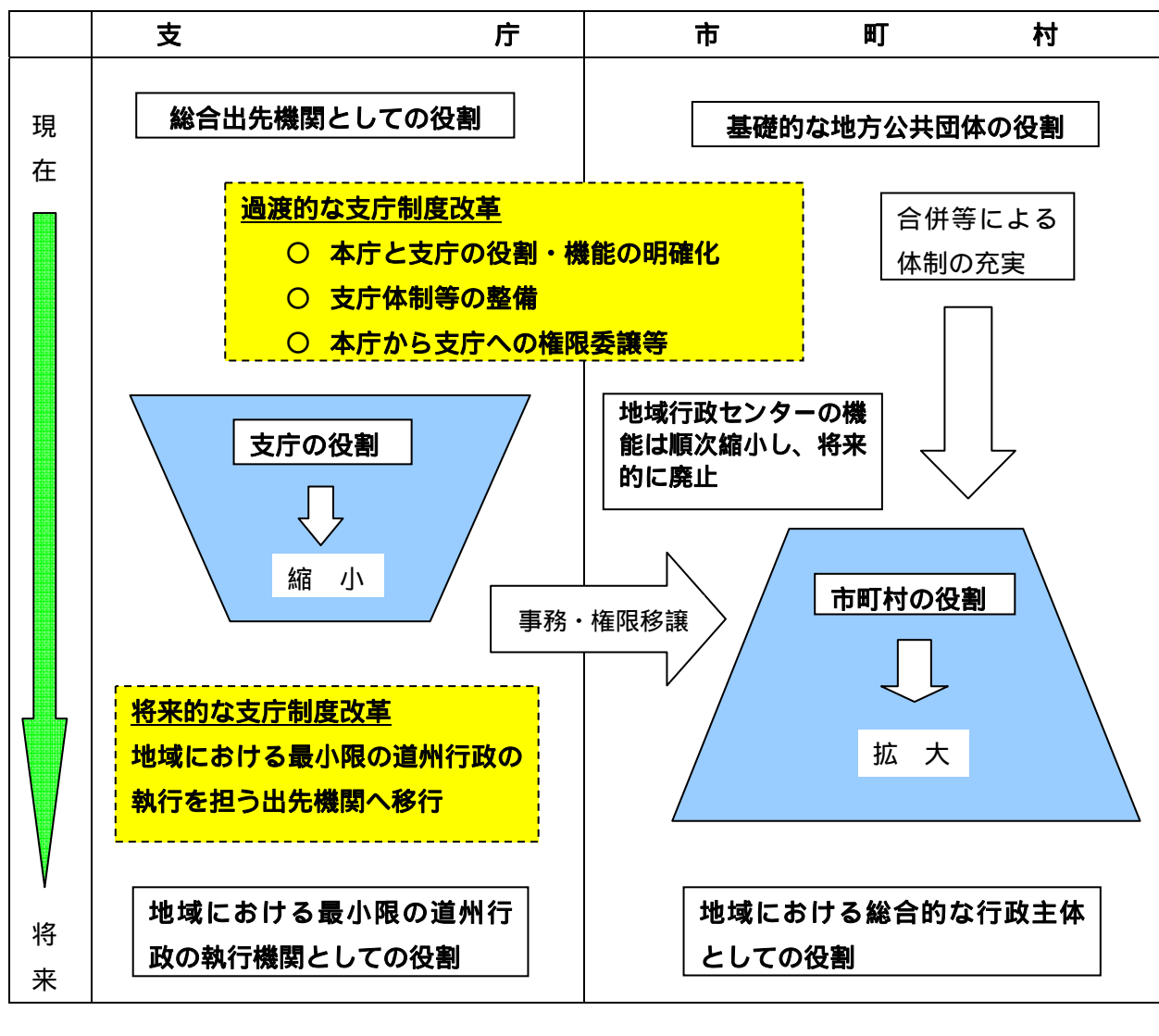
地域行政センター機能

- ・内容～市町村へ移譲予定の事務を主体
- ・配置～行政サービスの低下を招かないよう、現在の支庁エリアを基本に、その機能を確保
  - ・支庁所在地の変更のあった場所 過渡的な支庁の出先機関として設置
  - ・再編後の支庁所在地 支庁（本体）の組織体制の中で機能を確保

## 支庁制度改革の趣旨



## 長期的な支庁制度改革の方向



## 支庁の所管区域

地域における道行政の効果的、効率的な執行を行う観点から、所管区域の再編を行います。

所管区域は、道の地域政策を展開する区域（現行の総合計画では地域生活経済圏）を基本に設定します。

所管区域の設定に当たっては、市町村合併の動向、市町村の意向などに十分配慮します。

## 新たな支庁における地域の道行政の展開

地域が主体となった効果的な道行政を推進する

地域課題に的確に対応するため、地域が主体となった効果的な道行政を推進します。

地域における政策を地域主体でつくる

市町村の体制が充実するまでは、支庁は市町村の状況などを考慮しながら、地域と一体となって地域政策をつくり、実施します。

本庁から支庁への権限委譲を推進し、支庁が地域課題に柔軟かつ機動的に対応できるようにします。

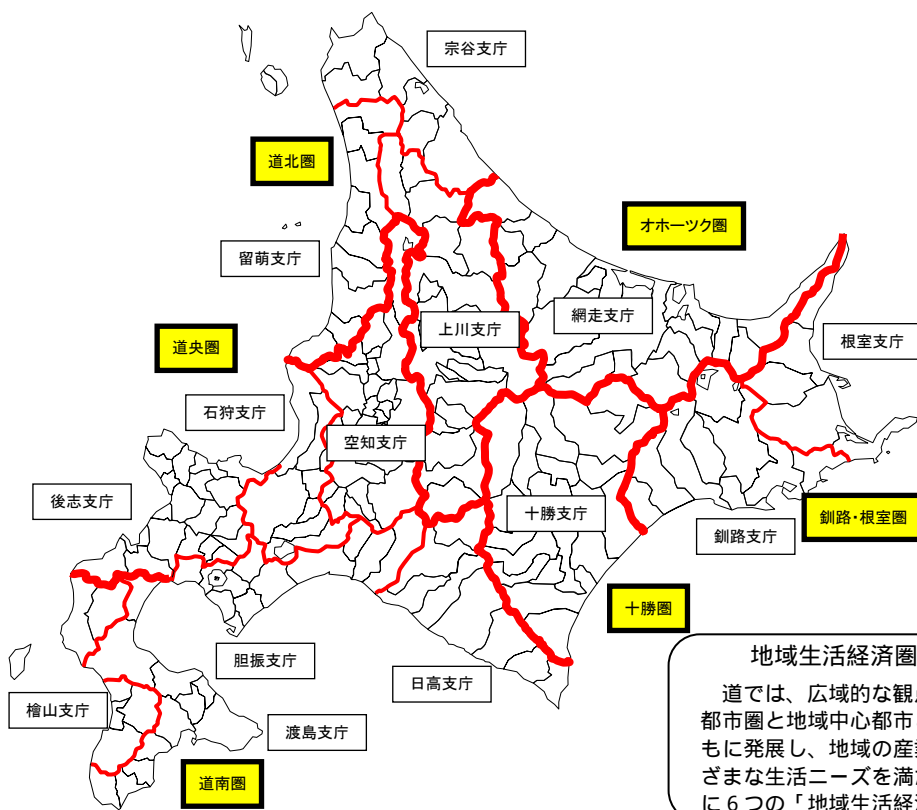
地域の総合的な行政主体としての市町村の確立に向けた支援を行う

市町村の体制整備に向けた支援や市町村への事務・権限移譲などを進めます。

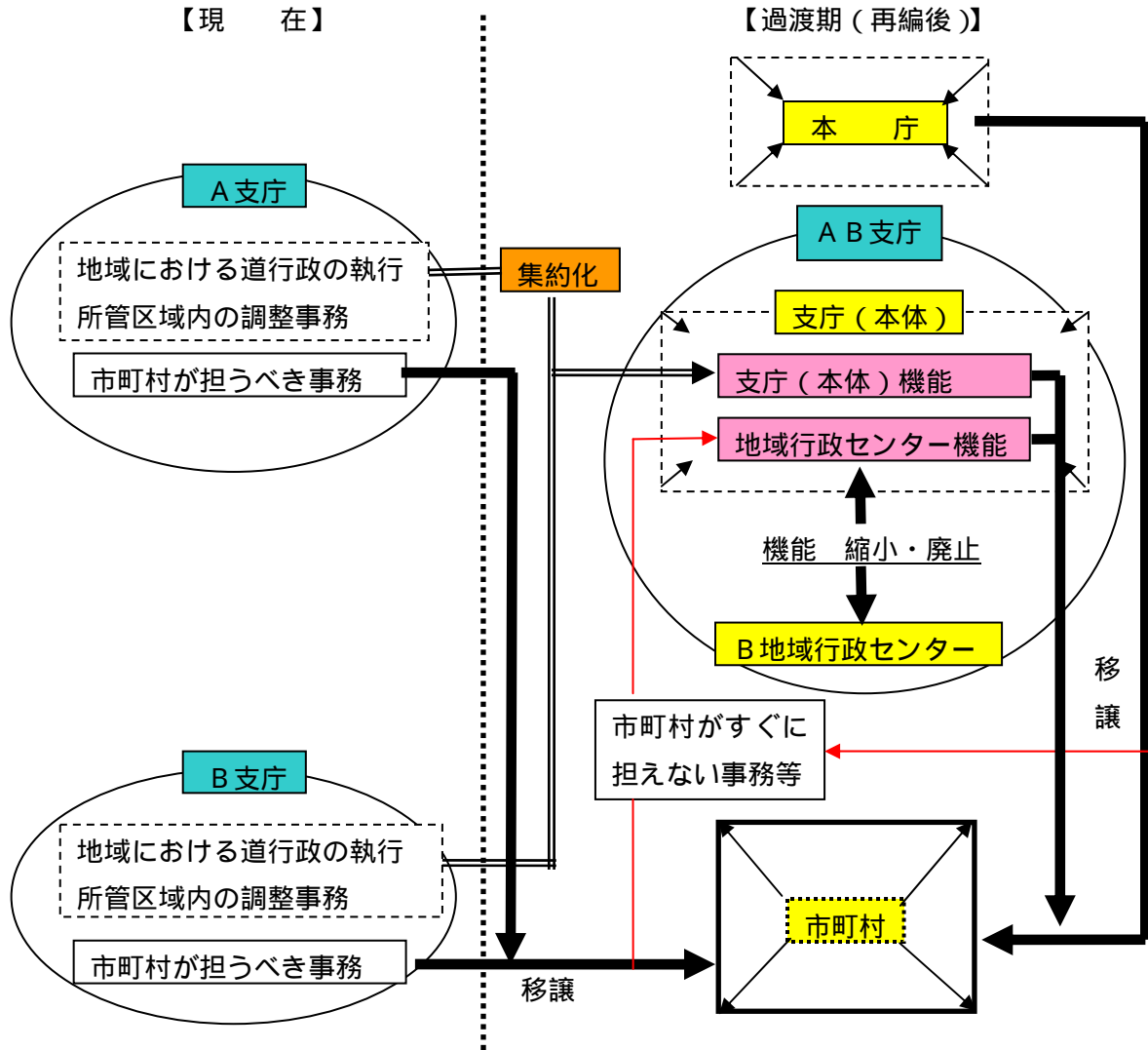
## 【今後の取組など】

平成18年6月に策定した「新しい支庁の姿（骨格案）」に対する地域の意見や道の新しい総合計画における圏域議論などを踏まえながら検討を進め、支庁設置条例を改正の上、支庁制度改革を実施します。

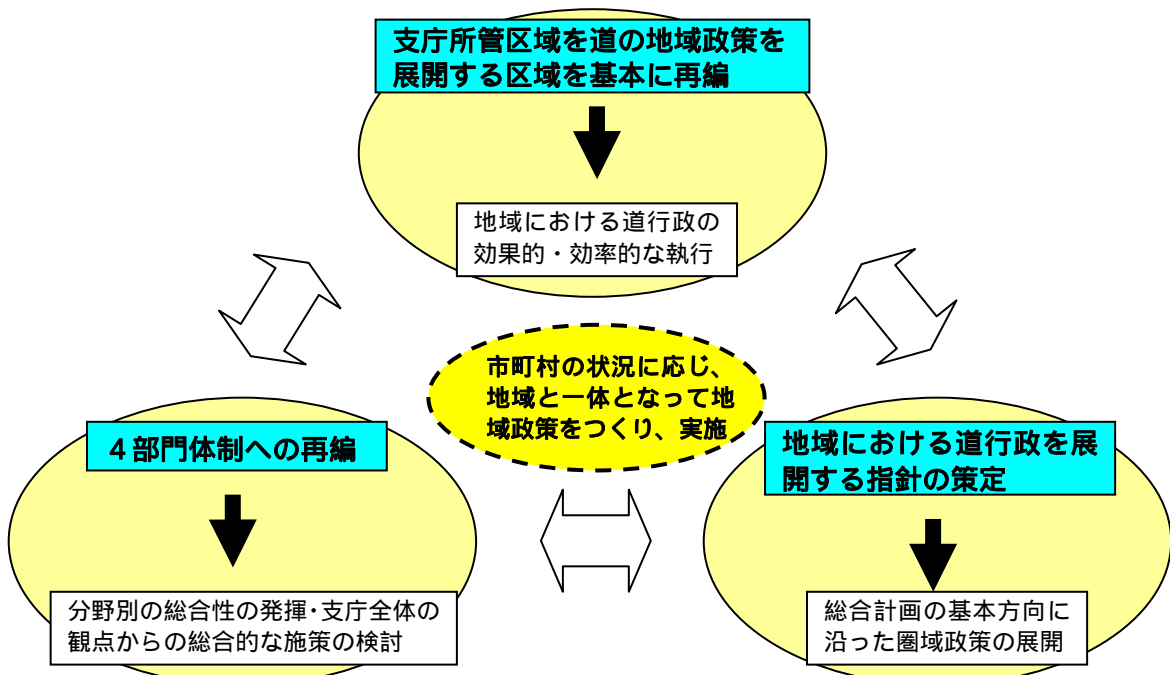
## 【現在の支庁所管区域及び地域生活経済圏】



# 支庁体制の方向性



## 過渡的な改革における地域の道行政の展開イメージ



## 5 道州制北海道モデル事業

### 【道州制北海道モデル事業とは】

道州制北海道モデル事業とは、国の平成16年度予算において、北海道開発事業費として計上されている補助事業を対象として、事業区分にとらわれずに、地方の自主性・裁量性を最大限に活かした広域的な地域づくりが可能となるよう試行的に創設された事業です。

対象事業は、北海道開発事業として計上されている補助事業に限定されており、道が策定する4年間の事業計画にも国の同意が必要とされている点で、裁量性の拡大という点では限界がありますが、どのような事業をどこで実施するかが地方の裁量に任されている点で従来の仕組みより一歩前進していると考えます。

### 【事業計画のポイント】

道は平成16年8月に事業計画を策定しました（平成17年6月に一部計画変更）。テーマの設定に当たっては、平成15年度に発生した台風10号、十勝沖地震など近年大規模災害が頻発している状況や、知床が世界自然遺産登録候補地（当時）とされるなどの自然環境保全の動きの活発化や外国人観光客の増加などを踏まえ、地域の実情、近年の課題等を踏まえつつ、公共事業の実施により広範な効果が期待される分野として、「豊かな自然環境の保全」、「魅力あふれる北海道観光の形成」、「災害に強い地域づくり」の3テーマを設定しました。

また、事業計画の策定に当たっては次の点に配慮して作成しました。

事業分野にとられない予算の執行

- ・地域特性を反映させた重点テーマの設定
- ・緊急的に必要な事業への配分

各種施策を組み合わせた複合的な施策の展開

- ・分野が異なる各種公共事業の連携や各事業者の連携による、効率的・効果的な事業の実施

事業効果の早期発現

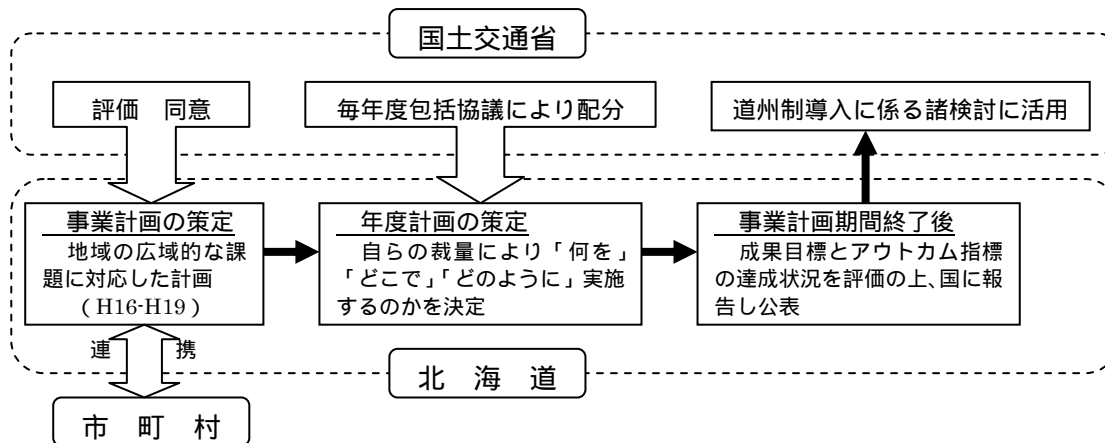
- ・集中的な事業の実施

その結果、従来とは異なる事業別シェアを実現しています。

### 【関連調査の実施】

道州制北海道モデル事業に関連して、地域の実情に応じた主体的な社会資本整備の推進に資することを目的とし、平成17年度から新たに関連調査を実施しています。

## 制度スキーム



## 事業計画の概要

### < 豊かな自然環境の保全 >

良好な生物の生息・生育環境の保全・復元 ～ 標津川

健全な水環境の保全・復元に向けた流域からの取組 ～ 十勝川、天塩川、網走川

環境に優しい地域資源循環システムの形成（家畜排せつ物処理施設の整備） ～ 全道

### < 魅力あふれる北海道観光の形成 >

北海道の魅力を活かしたツーリング環境づくり ～ 千歳 - ニセコ、旭川 - 占冠

### < 災害に強い地域づくり >

防災危険箇所の解消、緊急輸送路の隘路整備、市街地や洪水頻発区域の河川整備等 ～ 全道

## 事業費別内訳

(単位：百万円)

区分	治水	治山	海岸	道路整備	港湾整備	農業農村整備	森林整備	その他	計
モデル事業総事業費 (国費:計画変更後)	10,132	769	4,007	19,296	42	1,570	4,184	0	40,000
構成比	25.3%	1.9%	10.0%	48.3%	0.1%	3.9%	10.5%	-	100.0%
補助事業構成比 (国費:H16当初予算)	11.7%	2.6%	1.5%	26.2%	0.4%	19.1%	3.2%	35.3%	100.0%

## 関連調査の概要

- ・有機系一般廃棄物の循環利用促進に向けた基礎調査（H17）
- ・バイオマス利活用実態調査（H17）
- ・除雪連携シミュレーション調査（H17）
- ・新たな周遊観光ルート形成のための調査（H17）
- ・公共土木施設の有効活用に向けた調査（H17～）
- ・農村における小河川の環境に配慮した整備手法調査（H17～）
- ・家畜排せつ物の有効利用促進に向けた処理・散布手法調査（H18～）
- ・河畔林の環境保全に対する効果調査（H18～）

## 6 道民や市町村との議論

### 【道州制は誰のために】

「道州制になったら私たちの生活はどう変わるのですか？」これは道州制についての講演会や意見交換会などでよく出される質問です。しかしながら、道州制になることで自動的に生活が変わるのではなく、生活を自ら変えることができる手段を私たちが手にするのであり、あくまで主体になるのはそこに住む住民なのです。

第2章の2でも述べたように、地域主権の出発点は個人や地域住民の主体的な思考、決断、行動であり、地域主権型社会を実現するためには、制度的なものはもとより、我々道民の意識も変わっていかなくてはなりません。そこで、道では様々な機会を捉えて道民の皆さんと議論や意見交換を行い、道州制や地域主権型社会とはどのようなものか、どういう社会を目指したら良いのかを、道民の皆さんと一緒に考えていくことに努めています。

### 【道民や市町村との議論】

#### 道州制推進道民会議

この会議は知事が有識者と幅広く意見交換を行うことによって、道としての検討を深めるとともに、会議自体が広く道民への発信となり、道内における道州制等の議論の活発化を目指すために設置しました。この会議を通じて、より多くの道民の皆さんに道州制について議論していただくための論点やメッセージを発信してきました。

道州制というと、国と都道府県、そして市町村の役割分担や、行政の仕組みにばかり目がいきがちですが、道州制はあくまで制度を変えるためのツールであり、本来の目的は、道民生活を豊かにし、明るい北海道の将来をつくることにあります。そのために、将来の北海道の可能性や、自治体のあり方、住民の活動・自治のあり方など、幅広い観点から道民の皆さんに議論していただき、行動に移していただくにはどうすればよいかという観点から議論を重ねてきました。そして、2年間の議論の成果として記録集「みんなでつくる道州制」を発行しました。この記録集は、6名の有志委員による記録集編集委員会を設置し、内容の検討及び文章の作成、編集を行い、道民の皆さんに身近な問題としての「道州制」についてまとめたもので、今後の講演会や意見交換会等で活用し、道州制について理解を深めていただこうと考えています。

また、会議をより多くの道民の皆さんに視聴していただくために、会議の様様を道庁のテレビ回線で生中継し、本庁舎や支庁のロビーで放送し、道のホームページ上でも会議の映像を配信するという、道庁初の試みを実施してきました。



## 道州制推進道民会議

### <記録集「みんなでつくる道州制」>

いかがでしたか？この記録集「みんなでつくる道州制」は、  
 ①道民会議の報告書(委員の発言を抜粋、趣旨を盛り込みました)  
 ②道民の皆さんへの解説本(「暮らしやしごと」を切り口として道州制をわかりやすく説明、道州制の活用法を広げるきっかけに)  
 ③道庁・国への提言書(道州制具体化に向けて道民サイドの発想を)の3つの役割・性格があります。



新聞で読んだ道州制は遠い世界の話だと思ってたけど、私たちの生活や、地域づくりに関係の深い話だったのね。



わしらの力だけでは限界があるなあ。

安心して暮らしたいんです。

僕たちが大人になるころの北海道はどうなっているのかな？



商売がうまくいくのも大事なことです。

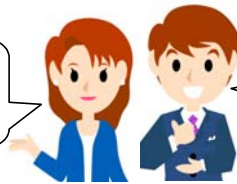
私たちが目指す道州制とは、そういうみなさんの思いを基本にしてみんなと一緒に地域の資源を発見したり、使い方を考え、作り上げたりすることなのです。  
 だって、みなさんが「地域や暮らしのプロ」なのですから。



私たちがフロカあ。そう思えば行政に任せてばかりじゃダメね。行政と私たちと力を合わせて進めることが大事なんじゃないかしら。

そう！それを協働と言うんですよ。そうやって、自分たちで自分たちのことを決めて、取り組んでいくことが、北海道全体の将来を作り上げていくということになるのです。そのための道州制なのです。

みなさんも一緒にいかが？



自分が住む地域のことは自分たちで決めたいからね。僕たちの北海道をもっと良くしていくために、みんなで取り組もう！

### <委員名簿>

分野	氏名	所属・職	分野	氏名	所属・職
学識者	☆井上 久志	北海道大学大学院経済学研究科長	市町村	上田 文雄	札幌市長
	山崎 幹根	北海道大学公共政策大学院助教授		神田 孝次	北見市長
	☆五十嵐智嘉子	北海道総合研究調査会常務理事		北 良治	奈井江町長
経済界	南山 英雄	北海道経済連合会会長	地域振興等	逢坂 誠二	ニセコ町長(～H17.9)
	宮田 勇	北海道農業協同組合中央会会長(～H17.8)		☆谷 一之	地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長
	飛田 稔章	北海道農業協同組合中央会副会長(H17.9～)		中田 和子	北海道女性団体連絡協議会会長
	☆稲村 健藏	北海道観光連盟副会長		☆湯浅 優子	北海道スローフード・フレンズ常広リーダー
	川南 忠士	日本青年会議所北海道地区協議会会長(～H17.12)		☆日置 真世	NPO法人地域生活支援ネットワークサロン事務局代表
	渡邊 武志	日本青年会議所北海道地区協議会会長(H18.1～)			

(順不同・敬称略) ☆:記録集編集委員

## 講演会・意見交換会

道州制を始めとする地域主権推進に関する取組を、広く道民に発信し理解を深めていただくために、道職員が市町村や各団体、大学等の主催する各種講演会や意見交換会等に参加し、講演や意見交換を行っています。

### <開催実績>

平成16年度	全223回	延べ参加者数	10,341名
平成17年度	全137回	延べ参加者数	11,222名
平成18年度	全221回	延べ参加者数	10,106名

また、平成17年6月に開催した第1回道州制推進道民会議において、「道州制のあるべき姿を学生の目線で議論してもらおうというような仕掛けづくりも効果的なのではないか」との提言をいただいたことを踏まえ、大学や、次代を担う学生の間で、道州制やこれからの自治のあり方について研究や議論が行われ、その成果が大学から道内外に発信されることを支援するため、「道州制研究サポート事業」を開始しました。各大学で行われる研究や講義、ゼミへの資料提供や、道職員が参加して議論や講演を行うことで研究をサポートしています。これまでに道内外の7大学で講演等を行ったほか、研究にも積極的に協力しています。

### 【ホームページでの積極的な情報発信】

道では、ホームページを使って、道が考える道州制についての考え方や取組内容について積極的に発信に努めています。有識者会議の映像をインターネット配信するなど、できる限り分かりやすい情報発信を心がけるとともに、全国の経済界や地方自治体の道州制に関する提言や報告書などを豊富に集め、北海道のホームページにアクセスすれば、道州制に関する資料を誰でも容易に集めることができるようにしています。

道州制のページは、検索ソフトでも上位に位置づけられていて、毎月5,000件以上アクセスされるページとなっています。今後とも、積極的に内容の更新に取り組み、さらに利用しやすいページにしていきます。

北海道のホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

トップページの注目情報から入っていただけます。

## 道州制推進道民会議

### <会議での提言による新規企画>

#### (1) 道州制研究サポート事業

平成17年6月に開催した第1回道州制推進道民会議において出された、「道州制のあるべき姿を学生の目線で議論してもらおうというような仕掛けづくりも効果的なのではないか」との意見を受けて、道において、各大学で行われる研究や講義、ゼミへの資料提供や、道職員が参加して議論や講演を行う「道州制研究サポート事業」を開始しています。

#### (2) 地域意見交換会

平成18年3月に開催した第3回道州制推進道民会議において、「道州制の道民議論を深めていくために、我々委員も出席してそれぞれの地域で道民と意見交換するべき」との発言があり、道州制推進道民会議委員と知事、副知事、道民の皆さんが直接意見交換する場として、全道6カ所(函館市、岩見沢市、釧路市、旭川市、北見市、帯広市)で地域意見交換会を開催しました。

#### (3) 道州制の芽発見事業

「地域のありふれた生活や活動・仕事の場面にある困り事や改善点である「道州制の芽」を発見し、それを住民が、コーディネーターや行政と協働で解決していくことが、道州制を住民に身近なものにしていくのでは」という提案が出され、有志委員と検討を重ねてこの提案を具体化することとしました。

また、具体的な事例に取り組みながら、この事業の効果や課題を検証し、ノウハウを得ていくため、「道州制の芽発見モデル事業」を実施することとし、「コミュニティハウス」の実現をテーマに取り組み始めました。

#### (4) 道道の維持、除雪業務の委託

「道州制を地域住民に身近なものにするためには、地域の住民が実感できるものをやることが重要である。国や道からの権限と財源の移譲を進め、住民に身近なところで決めて、事業を行うことが大切。そのためには、除雪業務などが住民に分かりやすい。」という発言を受けて、道において、平成19年度から、奈井江町、浦臼町に道道の維持、除雪業務をモデル的に委託することとなりました。

## 【全国的に議論の進む道州制】

道州制については、全国的にも様々な自治体や団体が検討し、報告書や提言書をまとめています。

都道府県がまとめているものとしては、例えば、青森県、岩手県、秋田県がまとめた北東北3県の連携等に向けた報告書や、滋賀県や愛知県の分権時代の県のあり方についての報告書があります。また、静岡県は国から府県に権限を移譲して「政令県」を作るという「静岡政令県構想」を打ち出しています。九州では、九州地方知事会と九州経済連合会とが共同で、平成15年10月に「九州地域戦略会議」を設立し、官民一体となって九州独自の発展戦略の研究や具体的施策の推進に取り組んでいます。

道州制に関する検討や提言は、都道府県等自治体だけでなく、民間の各団体からも行われています。代表的なものとしては、日本経済団体連合会が平成19年4月に「道州制導入に向けた第1次提言 - 究極の構造改革を目指して - 」をまとめ、わが国が抱える課題を、国・地方を通じて解決するため道州制の導入が不可欠と提言しているほか、関西経済連合会など六団体が「分権改革における関西のあり方」をまとめており、各地域の経済連合会等も道州制や地方分権時代の行政や経済社会について提言をしています。

## 【道内経済界や市町村からの提言】

同様の動きは道内でも起きています。北海道経済同友会や日本青年会議所北海道地区協議会、北海道観光連盟、北海道経済連合会等、道内の様々な団体から、道州制や地域主権時代に向けた北海道の将来の姿、市町村や道州等の自治体のあり方、経済社会のあり方等に関する提言が発表されています。

また、道内の市町村においても、第3章の2で述べた道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲や第3章の3で述べた市町村合併の取組が進められていることもあり、将来の基礎自治体の姿や、道から市町村への事務・権限移譲に対する考え方、市町村合併を見据えた広域連携のあり方、地域主権型社会に向けての住民自治のあり方等、様々な検討がされています。

## 【進む国の検討と道のこれからの取組】

こうした中、平成18年9月に発足した安倍内閣においては、初めて道州制担当相が置かれるとともに、3年以内に「道州制ビジョン」を策定するとされ、有識者から成る「道州制ビジョン懇談会」が設置されました。この「道州制ビジョン懇談会」には北海道知事も参画しており、こうした「道州制ビジョン懇談会」の検討状況とも相互に連動させながら、北海道の取組を進めていきます。

### 道内経済団体からの道州制に関する提言例

提言団体 (提言日時)	提言内容(総論)	提言内容(道州制について)
道州制道民臨調 (H16.3)	経済的自立なくして地域の自立はなく、道州制の意義もない。15年で道州制特区を活用して経済的自立を実現。	市民自治の観点から基礎自治体が重要。北海道の自治体は15万人程度の規模を持つ市に合併。 国の出先機関は北海道地方庁として再編する。
北海道経済同友会 (H16.6)	道州制導入に当たって持続的な発展・地域づくりが重要。経済発展と環境の維持保全を同時に達成。	地域の活性化と住みよいまちづくり。 産業創生・企業誘致に当たっての産業廃棄物処理システム構築。 農林・水産一次産業の振興。 観光産業の振興。 将来の人(財)づくり。
北海道観光連盟 (H17.2)	道州制のもとに自立した地域を実現するためには経済的自立が必要であり、観光が大きな柱。	アジアの中のヨーロッパを目指す。(モデル地域の設定、サマータイムの設定、観光道路の設置) 海外から観光客を迎える。(観光ビザの排除、公共施設の多言語表示、CIQ体制の整備等) 安全に楽しめる魅力ある観光地づくり。(グリーンツーリズムなど新たな観光地づくりの推進、カジノ設置等) 総合的な観光政策の展開と北海道的カウンティ制度の導入。
北海道経済連合会 (H17.6)	目指す姿を実現する具体的方策を進めるには行政システムの改革が必要であり、道州制が包括的解決策。	補完性の原理で市町村、道州、国の役割分担。 役割分担に応じ権限移譲。北海道道州制特区で条例制定範囲拡大。 税源移譲による地方税の充実。 市町村合併が進むまで市町村を支庁が補完。支庁の管轄区域は広域経済圏にあわせて再編。 北海道版エージェンシー制度の導入。等
日本青年会議所 北海道地区協議会 (H17.11)	北海道経済の活性化や自立のためには、地域自らが権限と自主財源を持つことが必要。	民意の反映できる政治システムにするために小規模準自治区を設置。 自立した経済社会を目指した循環型経済社会の確立。 北海道独自の教育システムの創造。

### 道内自治体等からの道州制や自治のあり方に関する提言例

自治体名(提言日時)	提言書名	提言内容
札幌市 (H16.3)	札幌発道州制北海道特区への試み	道州制北海道特区の先導的な役割を担う。 地域同士のつながりを強化する役割を担う。 内発型産業の創出による経済的自立モデルの構築。 北海道型の実践による生活の質向上モデルの構築。
北見地域一市四町 (H16.8)	道から市町村への権限移譲の考え方について	市町村合併により一定規模以上となった自治体(中核的 <sub>地方都市</sub> )へ権限・財源をモデル的に大幅に移譲。 道営施設の移譲、道の出先機関と市町村の現業部門の一体化。
富良野地区広域市町村圏 振興協議会 (H17.10)	5つ星の自治を求めて	持続可能な自治の姿として、団体自治の強化を検討。 手法として、市町村連携、広域連合、市町村合併、5市町村と道の行政組織の一元化した広域都市の4手法について検討。
後志町村会 (H17.12)	今後の後志自治体のあり方(後志グランドデザイン)	将来的には管内市町村が合併して一つになることを視野に、合併も含め、効果的な広域行政体制を整備。 道の支庁制度改革や権限移譲の受け皿の役割も想定。
十勝地方政府研究会 (H18.3)	新しい「十勝の自治」のあり方 十勝地方政府構想	住民自治の充実と団体自治の効率化を両立するために、基礎自治体と連合自治体を並立。 連合自治体は国や道からの権限移譲を見据えて、専門性のある事務・事業を担う。

# 参 考 資 料

- 1 道州制に関する北海道の取組の経緯
- 2 道州制特区に向けた提案事項の具体の実現状況（平成19年6月現在）
- 3 市町村への事務・権限移譲リストのパッケージ・最小基本単位一覧表  
（事務・権限移譲リスト 平成19年4月改訂版より）
- 4 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」（平成18年2月）の骨子

# 1 道州制に関する北海道の取組の経緯

年 月	内 容
H12.4月	(地方分権一括法施行)
H12.5月	「道州制検討懇話会」(有識者による会議)を設置し、道州制に関する検討を開始
H13.2月	「道州制検討懇話会」から知事に対して報告書「道州制 北海道発・分権型社会の展望」を提出
H15.8月	<p><b>総理からの要請</b>(8/26)</p> <p>(知事が総理に面談した際、道州制の先行的な取組を要請される)</p> <p>「分権型社会のモデル構想」を策定して、道内外に発信(8/29)</p>
10月	<p>「道州制推進会議」(有識者による会議)を設置して、道州制の先行的な取組に関する国への具体的な提案内容に関する検討を開始(H15~H16で計8回開催)</p> <p>衆議院選挙の自民党政権公約に「北海道道州制特区」の創設が盛り込まれる</p>
12月	<p>知事が、経済財政諮問会議において、道州制に関する提案に向けた基本的な考え方を説明(12/19)</p> <p>〔地方分権改革の「先行実施モデル地域」として「北海道道州制特区」を創設 ・内閣府等に担当組織を設置し、2004年度中に「道州制先行プログラム」を作成〕</p>
H16.1月	<p>総理が施政方針演説の中で、道州制に向けた北海道の取組について言及 (「道州制については、北海道が地方の自立・再生の先行事例となるよう支援してまいります。」)</p>
4月	<p>道庁内に<b>道州制推進本部</b>を設置(4/23)</p> <p>〔道州制の先行実施を総合的かつ効果的に推進するため、知事をトップとした全庁横断的な庁内推進組織を設置〕</p> <p>「道州制プログラム」を策定し「道州制特区に向けた提案(第1回)」を国に提出(4/26)</p>
5月	<p>知事が、経済財政諮問会議において「道州制プログラム」、「道州制特区に向けた提案(第1回)」を説明(5/28)</p> <p>(国の地方支分部局との機能等統合についてさらに具体的な案の作成を依頼される)</p>
6月	<p>閣議決定された「骨太の方針2004」において、道州制特区の政府の推進体制の設置が盛り込まれる</p> <p>〔「地方分権推進のモデル的な取組としていわゆる「道州制特区」について、地域からの提案を受け止めつつ、その趣旨を活かす推進体制を整える。〕</p>
8月	<p>「道州制特区に向けた提案(第1回)の具体化について」を国に提出(8/10)</p> <p>全国知事会道州制研究会に参加(8/26)(H16~H17で計4回開催)</p>
10月	<p>内閣府特命担当大臣主催の第1回道州制特区に関する懇談会に参加(10/26)(H16に計2回開催)</p>

年 月	内 容
H17.1月	小泉総理が施政方針演説の中で、道州制に向けた北海道の取組について言及 (「北海道が道州制に向けた先行事例となるよう支援いたします」)
3月	全国知事会道州制研究会が策定した「道州制研究会における審議経過」の中で、北海道における道州制特区の取組に関し、速やかに提案内容の実現に着手するよう政府に求める意見が盛り込まれる(3/29) <b>「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」を策定(3/31)</b>
4月	内閣府内に『道州制特区』推進担当室が設置される(4/1) 『道州制特区』関係省庁連絡会議設置(4/13)
6月	<b>「道州制推進道民会議」</b> (有識者による会議)を設置して、道州制など地域主権推進のための取組について幅広い意見交換を開始(6/9)(~H19.3までに全体会議5回、分科会3回、地域意見交換会6回開催)
7月	<b>道州制特区に関する国からの第1次回答が示される(7/1)</b> 全国知事会道州制特別委員会に参加(7/4)(~H19.3までに計10回開催)
8月	<b>「道州制特区に関する国からの回答(7/1)に対する北海道の意見」を国に提出</b> (8/4) 衆議院議員選挙の自民党政権公約の中に、北海道道州制特区の推進が盛り込まれる。(「地方自治および国の統治のシステムを効率的でスリムなものに再構築するため、道州制導入を検討する。また、その先行的試みとしての北海道道州制特区を推進する」)
10月	<b>道州制特区に関する国からの再回答が示される(10/6)</b> 自由民主党の道州制調査会北海道道州制検討小委員会の中間報告において、「 <b>北海道道州制特区推進法案</b> 」の次期国会への提出が明記される(10/28) 全国知事会道州制特別委員会で <b>北海道道州制特区推進法の早期制定などを求める緊急アピール</b> が採択される(10/31)
11月	<b>「道州制特区に関する国からの再回答(10/6)に対する北海道の見解」を示す</b> (11/17)
12月	道議会で「 <b>北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書</b> 」が採択される (12/9)
H18.2月	自由民主党道州制推進議員連盟が北海道道州制特区推進法の試案を発表(2/1) 自由民主党道州制調査会北海道道州制検討小委員会において、知事が道の考え方を説明(2/21) 第28次地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」を出す(2/28)
3月	内閣府から「 <b>北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(検討素案)</b> 」が示される(3/6) <b>「北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(検討素案)」に対する道の考え方を発表(3/7)</b>



年 月	内 容
H 1 8 . 4 月	内閣府から <b>北海道道州制特別区域推進法案の基本的な考え方</b> が示される( 4 / 5 ) 第 1 回道議会臨時会で「 <b>北海道道州制特別区域推進法の制定に関する意見書</b> 」が採択される( 4 / 6 ) 自由民主党道州制調査会において「 <b>北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(素案)</b> 」が了承される( 4 / 1 2 )
5 月	「 <b>道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(道州制特区推進法)</b> 」が閣議において了承され、国会に提出される( 5 / 1 9 )
6 月	全国知事会道州制特別委員会で「 <b>道州制特区推進法の早期成立を求める緊急アピール</b> 」が採択される( 6 / 1 )
9 月	安倍内閣が発足し、道州制担当相が置かれる( 9 / 2 6 ) (政権公約「党総裁として一期目の3年間に「道州制ビジョン」を作成する」)
10 月	地方分権推進北海道総決起大会において「地方分権改革に資する「 <b>道州制特区推進法案</b> 」の早期成立を図ること」等を求める「 <b>真の地方分権改革の実現に向けた緊急決議</b> 」が採択される( 1 0 / 2 0 )
11 月	平成 1 8 年度北海道東北地方知事会議において「 <b>道州制特区推進法の今国会での成立を求めるアピール</b> 」が採択される( 1 1 / 7 ) 第 1 6 5 回国会(臨時会)衆議院本会議において「 <b>道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(道州制特区推進法)</b> 」が可決される( 1 1 / 2 8 )
12 月	同参議院本会議において「 <b>道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(道州制特区推進法)</b> 」が可決される( 1 2 / 1 3 ) 自由民主党道州制調査会に5つの小委員会が設置され、検討が進められる 「 <b>道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(道州制特区推進法)</b> 」が公布される( 1 2 / 2 0 )
H 1 9 . 1 月	<b>道州制特別区域推進本部(第1回)</b> が開催され、北海道知事が参与として参画する( 1 / 2 9 ) 「 <b>道州制特別区域基本方針</b> 」が閣議で決定される( 1 / 3 0 )
2 月	道州制ビジョン懇談会に参加( 2 / 2 1 )( ~ H19.6 までに計7回開催)
3 月	第 1 回定例道議会において「 <b>北海道道州制特別区域計画</b> 」が議決される( 3 / 7 )
4 月	<b>北海道道州制特別区域計画</b> が施行される( 4 / 1 ) 全国知事会道州制特別委員会に「道州の組織・自治権に関するプロジェクトチーム」「道州制における税財政制度」に関するプロジェクトチームが設置される
6 月	第 2 回定例道議会に「 <b>北海道道州制特別区域推進条例案</b> 」が提案される

## 2 道州制特区に向けた提案事項の具体的実現状況（平成19年6月現在）

### 【道州制特区に向けた提案の概要】

平成16年4月「道州制特区に向けた提案（第1回）」

平成16年8月「道州制特区に向けた提案（第1回）の具体化について」の概要

#### 道州制推進プラン

具体の権限移譲や規制緩和、補助金の統合化・交付金化、連携・共同事業を9つの分野ごとにパッケージで提案

#### 総合的推進事項

道州制に向けて総合的、制度的に北海道をモデルに先行的な取組を検討、実施する提案

### <道州制推進プラン>

#### 子育て環境充実プラン

- ・幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準緩和
- ・子育て施設としての学校の利用要件の緩和 等



#### 高齢者・障害者暮らし安心プラン

- ・医師標準数の算定基準の設定権限の移譲
- ・介護サービスの指定基準等の緩和 等



#### 地域一体型除雪・防災プラン

- ・異常気象時における除雪体制の確立
- ・国と道の気象・河川・道路情報等の共有化 等



#### 行政のワンストップサービス推進プラン

- ・税務に係る相談や広報事業の一元的実施
- ・共同データベースの構築・届出の一本化 等



#### 新事業・新産業創出プラン

- ・外国人研究者の入国・在留規制の緩和
- ・最低資本金規制特例手続きの実施 等



#### 地域雇用環境創造プラン

- ・地域雇用開発促進法の地域指定等の要件緩和
- ・職業訓練科目における設置基準の緩和 等



#### 外国人観光客倍増プラン

- ・C I Q業務への地方公共団体職員の派遣
- ・東アジア等外国人観光客の短期滞在に係る査証免除 等



#### 活力ある農業・農村新生プラン

- ・農地転用許可権限の移譲
- ・環境に調和した農用地内での河畔林の整備 等



#### 野生動物保護管理プラン

- ・狩猟鳥獣の種類・捕獲頭数等の決定権限の移譲
- ・独自の狩猟制度、資格制度の創設 等



### <総合的推進事項>

国の地方支分部局との機能等統合

国の地方支分部局と権限移譲や連携・共同事業を積み重ねて段階的に統合を図る取組

（第一弾として提案した事項）

凡例：■連携・共同事業、○権限移譲

#### 子供や高齢者が元気に暮らせる地域社会

- 医師の臨床研修体制の充実
- 過疎地域におけるNPO等に対する機能 等

#### 豊かな自然環境をまもる環境重視型社会づくり

- 国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携
- 民有林の整備に関する機能 等

#### 冬や災害に強い地域づくり

- 農作物被害調査の共同実施
- 砂防施設の整備に関する一部の機能 等

#### 世界に通ずる北海道観光の形成

- 道路管理者が連携した案内標識の整備
- ビジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携 等

#### 経済再建に向けた産業・雇用政策の推進

- IT・バイオ産業クラスターの創出
- 雇用創出関係助成機能 等

#### 日本の食・北海道を支える持続型農業、漁業の確立

- 国営農地再編整備事業の共同実施
- 3・4種の特定漁港漁場整備事業計画作成に係る事務の共同実施 等

法令面での地域主権の推進

国の法令を改正してその適用範囲を縮小し、道の条例で基準等を設定する取組

推進組織の設置

道州制特区を推進するための政治主導の推進組織を設置する取組

等

【個別事項の実現状況】

<道州制推進プラン>

提案事項	提案事項の実現状況等
1. 子育て環境充実プラン	
<p>多様な子育てサービスの提供</p> <p>幼稚園と保育所の一体的運営に向けた基準の緩和</p> <p>市町村立幼稚園の設置等手続の簡素化</p> <p>市町村の実施する子育て支援事業に対する支援等</p>	<p>幼稚園・保育所における幼稚園児及び保育所児等の合同活動が可能となった（H17に措置済み）。</p> <p>保育の実施に係る事務の教育委員会への委任が可能となった（H17に措置済み）。</p> <p>幼稚園と保育所の保育室の共用化が可能となった（H17に措置済み）。</p> <p>保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例が認められた（H17に措置済み）。</p> <p>保育士として一定の在職経験を有する者が、幼稚園教諭免許状を取得できる幼稚園教員資格認定試験が新設された（H17から実施済み）。</p> <p>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が平成18年10月1日に施行され、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」を設置することが可能となった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>道内における事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東川町、稚内市において、「幼稚園児と保育所児等の合同活動」、「保育事務の教育委員会への委任」を実施している</li> <li>上記2地域については、従前より構造改革特区で措置</li> <li>・認定こども園：10施設認定（平成19年6月現在）</li> </ul> </div> <p>-</p> <p>保育、子育て支援に係る国庫補助金の一部が「次世代育成支援対策交付金」として国から市町村への交付金とされた（H17より）。</p>
<p>地域での子育て環境の充実</p> <p>子育て支援施設としての学校の利用要件の緩和</p> <p>児童養護施設等における調理業務に係る規制緩和</p> <p>地域特性に応じた児童福祉施設の運営等に対する支援</p>	<p>-</p> <p>児童養護施設等における調理業務の外部委託が可能となった（H18に措置済み）。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>道内における事例</p> <p>小樽市、仁木町</p> <p>上記2地域については、従前より構造改革特区で措置</p> </div> <p>-</p>
2. 高齢者・障害者暮らし安心プラン	
<p>地域事情に即した医療の確保</p> <p>医師標準数の算定基準の設定権限の移譲</p>	<p>へき地等に所在し、医師の確保が相当程度困難な病院については、一定の条件を満たす場合、都道府県知事の許可を得れば、許可時から特例的に3年間、当該病院の医師標準数の90%を標準数にすることとされた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>道内における特例措置の適用病院</p> <p>美幌町立国保病院（美幌町）、津別病院（津別町）、鹿追町国保病院（鹿追町）、稚内禎心病院（稚内市）、利尻島国保中央病院（利尻町）、JA北海道厚生連美深厚生病院（美深町）、八雲町熊石国民健康保険病院（八雲町）、国民健康保険町立和寒病院（和寒町）、市立根室病院（根室市）、遠軽共立病院（遠軽町）、足寄町国民健康保険病院（足寄町）</p> </div> <p>現在、国において、医療法に基づく人員配置基準について検討している。</p>

自治体病院等の再編整備に向けた病床基準の緩和	<p>病床過剰地域であっても、自治体病院の再編整備を行う場合については、民間医療機関を含むものであっても、再編に係る医療機関の病床が全体として減少するときは、二次医療圏内だけでなく、二次医療圏を越える場合も含め、個別に厚生労働大臣あて協議することによって、再編整備が可能とされた。</p> <p>道内における取組状況 北海道医療対策協議会において、地域における自治体病院等の広域連携・ネットワーク化に向けた検討・協議を行っているところであり、今後地域における検討を進める中で、地域の実情に応じて今回の制度改正の活用についても提案していくこととしている。</p>
過疎化に対応した地域福祉の推進	
地域の実情に即した介護サービスの指定基準等の緩和	<p>H18介護保険制度改正で新たに創設された「地域密着型サービス」については、市町村が国の基準の範囲内で介護報酬等を定めることが可能とされた（H18に措置済み）。</p> <p>「地域密着型サービス」～利用者が住み慣れた地域を離れずに利用できるよう、市町村が必要な整備量等を定め、市町村の権限で事業者を指定するサービス。小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム等、6種類のサービスがある。</p>
障害者支援費制度における事業者指定基準等の緩和	<p>障害者支援に係る入所施設に関し、本体施設とサテライト施設の両施設合わせて規模や設備等の基準を満たすことを前提とし、本体施設との密接な連携を図ることなど、一定の条件を満たす場合には、施設・人員の基準を緩和し、小規模サテライト施設を設置することが可能とされた。法改正に伴う省令改正により、平成18年10月から特例措置が全国展開された（H18に措置済み）。</p>
<b>3. 行政のワンストップサービス推進プラン</b>	
ワンストップサービスの実現	
共同データベースの構築による法人設立届出の一本化	地方支分部局との連携・共同事業として実施。（93ページ参照）
共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化	地方支分部局との連携・共同事業として実施。（93ページ参照）
税務に係る相談や広報事業の一元的实施	地方支分部局との連携・共同事業として実施。（93ページ参照）
自動車税の車検時納入制度の導入	-
<b>4. 野生動物保護管理プラン</b>	
本道の特性に応じた野生動物保護管理制度の確立	
狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定	-
狩猟の期間の決定	-
独自の新たな猟区制度	-
銃による夜間捕獲の実施	-
危険猟法の許可	麻酔薬の使用による捕獲許可について、道州制特区推進法における特例措置として平成19年4月1日より道に移譲された。
国指定鳥獣保護区内での捕獲許可権限の移譲	-
道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る国への協議	-
鳥獣捕獲許可の一部の手続の簡素化	鳥獣捕獲の許可事由の内、特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とするものについては、捕獲の年次計画書を提出するなど一定の条件のもと、許可期間を複数年とすることが可能とされた（平成18年3月31日）。

保護管理を担う人材の育成・配置	
独自の狩猟免許区分の設定	-
独自の狩猟者登録区分の設定	-
<b>5. 地域一体型除雪・防災プラン</b>	
異常気象時における除雪体制の確立	
異常気象時の、国と道・市町村との相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	地方支分部局との連携・共同事業として実施。(97ページ参照)
気象・河川・火山観測情報や道路管理情報等の一元化・共有化	
国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	地方支分部局との連携・共同事業として実施。(97ページ参照)
防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	地方支分部局との連携・共同事業として実施。(97ページ参照)
<b>6. 新事業・新産業創出プラン</b>	
優れた人材による研究環境づくり	
研究者等外国人高度産業人材の入国・在留規則の緩和	外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長することとされた(H18措置済)。
外国人研究者等の入国、在留申請の優先処理	-
地域科学技術振興のための補助要件等の緩和	知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業について、企業への試作品開発が補助対象とされるなど、補助要件が緩和された。  道内での実施状況 下記2事業(3地域)において、企業等の研究費(備品費等)を補助対象としている ・知的クラスター創成事業(札幌地域) ・都市エリア産学官連携促進事業(函館地域、十勝地域)
起業化しやすい環境づくり	
最低資本金規制特例手続の移譲	商法が改正され(H18施行)、最低資本金規制そのものが撤廃されることとなり、資本金の制限なく起業化が可能となった。
<b>7. 地域雇用環境創造プラン</b>	
地域の主体的な取組による雇用対策の推進	
雇用創出に向けた連携の推進	地方支分部局との連携・共同事業として実施。(94ページ参照)
地域特性に応じた雇用創出支援施策の実施のための統合補助金、統合交付金の創設	地域における雇用創出を支援するため、市町村等が自ら選択した重点産業において創業者に対し、新規創業及び雇い入れについて、緊急雇用創出特別基金を活用して助成を行うこととされた。  道内での実施状況 H17年度:37地域(40市町村) H18年度:29地域(29市町村)において地域重点分野の設定が認められた
地域雇用開発促進法の地域指定等の要件緩和	雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村の提案からコンテスト方式により雇用創出効果が高いものを選抜し委託する事業を実施することとされた。  道内での実施状況 H17年度:17地域(18市町村) H18年度:4地域(4市町村)において事業採択

地域の特性に応じた人材育成	
職業訓練科目における設置基準の緩和	-
シルバー人材センターの設置基準の緩和	-
<b>8. 外国人観光客倍増プラン</b>	
東アジアの人々が観光旅行しやすい環境づくり	
一部外国エアラインの乗り入れ曜日の制限解除	中国東方航空が運航する新千歳～上海便の増便が条件付きで容認された(水・日 水・金・日)。 その後、平成19年4月に中国国際航空の新千歳～北京線(水・土)、同年5月に中国南方航空の新千歳～大連線(水・土)が運航開始された。
C I Q業務への地方公共団体職員の派遣	地方支分部局との連携・共同事業として実施。(99ページ参照)
東アジア等外国人観光客の短期滞在に係る査証免除等	台湾人に対する短期査証免除措置が恒久的に実施となった。 韓国に対する短期査証免除措置が恒久的に実施となった。 中国人に対する観光団体旅行査証の発給対象地域が中国全土に拡大された。
外国人観光客の受け入れ体制の整備	
国道等における観光支援のための道路案内標識の多言語表示	地方支分部局との連携・共同事業として実施。(98ページ参照)
ボランティア通訳ガイドが行う通訳案内業務について通訳案内業法の適用除外措置	1都道府県区域においてのみ、報酬を得て通訳案内業を行うことができる地域限定通訳士制度の導入に関する外客誘致法が平成17年6月に改正され、平成18年4月に施行された。  道における取組状況 外国人観光客のニーズの多様化等に対応するため、地域限定通訳案内士制度の導入を視野に入れた通訳ガイドの育成について検討
観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和	-
道内特定店舗で輸入品を購入し北海道以外へ出域する場合の関税免除	-
<b>9. 活力ある農業・農村新生プラン</b>	
「環境」と調和した安全・安心な「食」づくり	
環境と調和した生産活動に向けた農用地内での河畔林整備	-
消費者と生産者の結びつきを強める統合補助金制度の拡充等	関係省庁が連携した地域再生基盤強化交付金(道整備、汚水処理施設整備)、むらづくり交付金の拡充がなされた。  道内への交付額 H17年度：1地区、4億円、H18年度：3地区、8億円 H19年度：3地区、4億円  農林水産省関係の175の非公共事業補助金が目的別に7つに統合・交付金化された。  道内への交付額 H17年度：102億43百万円(農業関係4交付金分) H18年度：108億55百万円(農業関係4交付金分)

多様な「人」が関わる農業の推進	
農地の権利取得後の下限面積要件の緩和	農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を、耕作放棄地が多い地域においては、地域の耕作規模の状況に応じて、原則2ヘクタール以上を最低10アール以上として設定できることとされた（H17.9.1措置）。  道内における事例 千歳市、赤井川村において面積要件の緩和を行っている 上記2地域については、従前より構造改革特区で措置
他産業から農作業受託（請負）事業等への参入に係る金融の円滑化	-
農とふれあう、個性輝く「地域」づくり	
農地転用許可権限の移譲（大臣許可権限）	-
補助事業等で取得した農業用施設の有効利用	農林水産業施設について、転用等が可能となるよう特例措置が講じられた。
農業生産法人が宿泊事業などを行うための農業関連事業範囲の拡大	農業生産法人が行う関連事業の範囲に都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業等が追加された。（農地法施行規則の改正：H17.9.1施行）
農家民宿への消防法の規制緩和	農家民宿について、誘導灯及び誘導標識に関する規定を適用除外する等、消防用設備等に関する消防法令の規定の適用を柔軟に行うこととされた。  道内における事例 長沼町でファームイン（簡易宿泊所）104戸が許可（19年3月1日現在）

### < 地方支分部局からの権限等の移譲 >

提案事項	提案事項の実現状況等
理容師・美容師・調理師養成施設の指定及び監督に関する機能	調理師養成施設について、道州制特区推進法における特例措置として平成19年4月1日より道に移譲された。
総合衛生管理製造過程（HACCP（ハサップ））の承認、監視指導等の権限の移譲	-
国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等（結核予防法等）を行う指定医療機関の指定及び監督に関する機能	道州制特区推進法における特例措置として平成19年4月1日より道に移譲された。
自立就業支援助成金など3助成金事業の移譲	地域創業助成金について、北海道が主体的に対象や支給基準等を設定できるような仕組みについて北海道と協議することとされた。
民有林直轄治山事業に係る事務の移譲	道州制特区推進法における特例措置として、事業の一部が平成19年度以降、道に移譲されることとなった。
農業関係事業の実施に係る地区採択申請や補助金交付申請等の経由事務の移譲	経由事務に係る文書処理の一層の迅速化に向けて、北海道開発局と調整を行い、適切な文書処理の一層の迅速化が図られる具体的措置・体制が講じられた。
商工会議所法に係る定款変更等に関する権限の移譲	商工会議所の定款変更の一部、解散時の認可について道州制特区推進法における特例措置として平成19年4月1日より道に移譲された。
新事業創出促進法に基づく創業者確認機能	商法が改正され（H18施行）、最低資本金規制そのものが撤廃されることとなり、資本金の制限なく起業が可能となった。
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中小小売商業高度化事業計画（TMO計画）の認定・変更認定等の権限の移譲	「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」は、まちづくり三法の見直しの一環として、「中心市街地の活性化に関する法律」に改正された（H18年8月施行）。今回の改正で、当該法律に基づいて内閣総理大臣が認定する「基本計画」と、主務大臣が認定する「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」（改正前の中小小売商業高度化事業計画（TMO計画）に相当）が設けられたが、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の認定・変更認定等は、地方部局へ事務委任されている。（平成18年11月1日付け） 中小小売商業振興法の6つの高度化計画のうち、既に都道府県知事に認定権限を移譲されている4つ以外のもの（電子計算機利用計画・連鎖化事業計画）の移譲については、国において引き続き検討されている。

過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する権限の移譲	許可手続きのさらなる迅速化を図るとともに、運営協議会の設置・運営等について必要な助言を行い、道内における必要な有償運送が円滑に導入されるよう道と一層の連携強化を図ることとされた。 なお、平成18年10月1日の道路運送法改正により、従来の許可制から登録制へ移行された。
都市計画決定の際の大臣同意の廃止等	道州制特区推進法に基づいて定められた「道州制特別区域基本方針」（平成19年1月30日閣議決定）を踏まえ、平成19年4月1日付で「都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域」が改正され、国土交通大臣の同意を要する都市計画区域から、旭川市並びに鷹栖町及び東神楽町の全部又は一部を含む都市計画区域が削除された。
直轄砂防事業に係る一部の事務の移譲	直轄通常砂防事業の一部について、道州制特区推進法における特例措置として平成22年度以降、道に移譲されることとなった。
鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可や国指定鳥獣保護区内での捕獲許可に関する権限の移譲	麻酔薬の使用による捕獲許可について、道州制特区推進法における特例措置として平成19年4月1日より道に移譲された。

### < 地方支分部局との連携・共同事業 >

提案事項	提案事項の実現状況等
共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化(北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)を活用したポータルサイトの在り方の検討)	<p>国・道・市町村がそれぞれ検討推進している電子申請等の窓口を北海道地域として一本化するなど、共通ポータルサイトの在り方を検討する。</p> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年9月～：道において、共通ポータルサイトの在り方に関する基本的な考え方を整理し、「北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)」の場での検討を行った。</li> <li>平成18年3月：「北海道IT施策推進連絡会議(DOIT5)」において、共通ポータルサイトの開設に係る方策を取りまとめた。</li> <li>今後の予定：本件について、平成18年3月をもって検討結果を取りまとめ、検討を終了したが、必要に応じて引き続き連携を図っていく。</li> </ul>
共同データベース構築による法人設立届出の一本化	<p>国から道への申告情報等の磁気テープによる提供については、平成18年3月からその内容を拡充し、従来の単体法人の申告情報等に加え、連結法人の申告情報等を提供することとした。</p> <p>今後も、既に実施している届出書の3税統一様式化によるワンライティング策及び申告情報等の磁気テープによるデータの共有化策等について、より一層の連携を図っていくため、お互いに情報交換を行っていく。</p>
税務に関する相談や広報事業の共同実施	<p>[ 税務相談 ] 納税者の利便と行政効率向上の観点から、国において更なる協力について積極的に検討していく。</p> <p>[ 広報活動 ] 道として、新たに税専門のTV番組を作成する場合及び広報誌を発行する場合には、国から道に対し必要な税情報を提供する。</p> <p>3税のホームページの開設については、重点的にPRすべき事項がある場合には、お互いのホームページに掲載する等、相互に閲覧可能な状況となるよう関係機関で情報交換を行っていく。</p> <p>ポスターや作文の募集については、租税教育推進協議会における支援活動について、今後、更なる応募の充実と効果的な実施に向けて、関係機関で情報交換していく。</p> <p>小中高に対する教材(あるいは講師)の提供に関し租税教育推進協議会で進めている諸施策について、下記のとおり更なる連携等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道租税教育推進協議会で作成している全道版の中学生向け租税教育用副教材を、引き続き協力して作成。</li> <li>租税教室の更なる充実にあたり、講師派遣に関し道及び市町村職員の一層の協力が必要となることから、更なる連携・協調に向けた検討を行う。</li> </ul> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <p>[ 広報 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年1月～：国税、道税に関する双方のリーフレットを互いに備え付け</li> </ul> <p>[ 講師派遣 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度：租税教室への講師派遣回数91回(平成16年度49回)</li> </ul>



<p>国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実</p>	<p>下記の取組を通して、北海道厚生局と道との連携・共同をより一層深め、事務効率の向上を図るとともに、道民にとってわかりやすい事業を遂行する。          北海道厚生局が行う「北海道ブロック臨床研修制度協議会」と道が行う「北海道臨床研修病院等連絡協議会」の一元化を図ることで、事務局側の事務作業の効率化と、参加する医療機関の利便向上を図っている。          学生向けの臨床研修病院説明会の開催や指導医講習会の開催、また実体把握のための現状調査などを協力して進めることで、道内臨床研修体制の一層の充実強化を図っている。          協議会の共催や情報交換、調査協力など、北海道厚生局と連携した取組を引き続き進めており、提案の趣旨は達成されている。</p>
<p>国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成</p>	<p>雇用創出に向けた事業・取組の中で、北海道労働局と道の連携を一層密接にしていくことで合意がなされた。          「ジョブカフェ北海道」等を活用するに当たり、北海道労働局、北海道経済産業局、道が協議し、若年者雇用対策に向けた連携を図っている。          地域提案型雇用創造促進事業、地域創業助成金の活用に当たり、北海道労働局、道が連携を図っている。          「地域版若者自立・挑戦戦略会議」を踏まえ、「北海道雇用創出推進会議」において北海道経済産業局、北海道労働局、道などが連携し、若年者雇用対策に取り組む基本合意を策定した。          北海道経済産業局、北海道労働局、北海道の三者において雇用創出に向けた連携・共同に係るプログラムを策定し、取り組んでいる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <p>[連携・共同プログラム関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年3月：「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」、「連携・共同プログラムに係る18年度の取組」を策定し実施。毎年度見直しを行う</li> </ul> <p>[ジョブカフェ関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年7月：北海道庁、厚生労働省、経済産業省の連携によりジョブカフェ事業開始</li> <li>・平成19年4月～：道主体で「ジョブカフェ北海道」事業を継続して実施</li> </ul> </div>
<p>国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携</p>	<p>道からU・Iターン就職希望者の情報を得て、道内求人企業に対し、情報提供、首都圏での合同面接会の開催を行うなど、道と連携した職業紹介事業を行って行く。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年3月：「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」、「連携・共同プログラムに係る18年度の取組」を策定し実施。毎年度見直しを行う</li> </ul> </div>
<p>国有林と民有林が一体となった森林づくり</p>	<p>平成13年度から北海道森林管理局と北海道で構成する林政連絡会議を開催し、一体となった森林づくりを進めており、具体的な取組として、H18の低気圧災害への対応（被害状況の把握、復旧対策など）、市町村と森林管理署の森林整備に関する協定の締結の促進（現在13地区で締結）、北海道植樹祭・育樹祭の共同開催、森林づくり活動へのフィールドの提供などを実施しているところ。</p> <p>さらに、林政連絡会議において以下の取組を実施する。</p> <p>森林機能の向上に係る検討の実施</p> <p>国土の保全、水源のかん養などの公益的機能が低下した森林の再生について、その機能の向上を目的として、機能の発揮状況の実態調査や機能向上のための森林整備の手法の検討などを国（北海道森林管理局）と道（水産林務部）が連携して行い、機能向上を図る取組を一体となって進める。</p> <p>災害復旧計画についての連絡調整</p> <p>国有林・民有林が混在する流域に於いて発生した山地災害に係る復旧計画等（下記の項目）について、国（北海道森林管理局）と道（水産林務部）とで連絡調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一体とした効率的な復旧計画の作成</li> <li>・一体とした迅速な復旧対応（応急対策を含む）</li> <li>・復旧工事の実施にあたっての相互の調整</li> <li>・地域住民等への説明会の開催</li> <li>・情報の共有</li> </ul> <p>森林の観光資源化に向けた取組</p> <p>森林を観光資源として活用するため、国有林・道有林をモデルとして、各地域の特徴を活かした観光資源となる森林・景観のポイントなどを記載した「みどころマップ」を作成。今後、景観づくりという観点からの森林整備のあり方の検討などを実施し、森林の観光資源としての活用促進について一体となった取組を進める。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年6、10月： に関して「みどころ」箇所の「森林」を観光資源としてどう利用し、整備すべきかなど様々な角度で検討するためのエージェンツツアーを実施</li> <li>・平成18年7月： に関して森林機能向上に係る検討会を国有林のフィールドで実施</li> <li>・平成19年4月～： 引き続き各取組を実施</li> </ul> </div>

<p>農作物被害調査の共同実施</p>	<p>北海道農政事務所統計部と道、市町村等の連携による農作物被害調査の共同実施。  農作物被害調査の的確な実施に向けた連携体制の構築  被害発生直後における被害状況等の情報の交換・共有化  被害面積や被害量の把握、被害単価の設定など調査方法についての情報の交換・共有化  適切な役割分担に基づく被害調査の効率的かつ的確な実施  被害調査結果に係る情報の交換・共有化</p> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度：「農作物被害調査連絡会議」を2回開催し、～の実現に向けた具体的な方法を検討</li> <li>・平成19年度：引き続き～の取組内容の充実に向けて検討予定</li> </ul>
<p>国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施</p>	<p>都市と農山漁村の交流推進活動として、下記の取組を進める。  国が進めている施策及び道が取り組んでいる施策を総合的・一体的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅等の拠点を活かした情報発信活動</li> <li>・イベント等の共同開催</li> </ul> <p>道と関係団体などとの連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道、農業団体、北海道農政事務所等で構成される農業農村ふれあいネットワークに北海道開発局及び北海道統計・情報事務所も参加することにより、連携を一層強化</li> </ul> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年9月～平成18年3月：交流に関する連携活動に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関（道、JA道中央会、北海道開発局、北海道農政事務所、北海道統計・情報事務所）を構成員とする連絡会議を設置</li> </ul> </li> <li>・平成18年5月～6月：連携の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業・農村ふれあいネットワーク」幹事会及び定期総会において、関係機関の参加を議案として提出</li> </ul> </li> <li>・平成18年9月：「田舎体験in赤れんが」でパネル展示など連携して実施</li> <li>・平成19年4月：連絡会議の企画打合せで、「田舎体験in赤れんが」(H19.10)でパネル展示、ミニセミナー、体験ブース検討</li> <li>・平成19年10月：「田舎体験in赤れんが」でパネル展示などを連携して実施予定</li> </ul>
<p>国と道による国営農地再編整備事業の共同実施</p>	<p>連絡調整会議の設置などにより、国、道及び市町村ほか関係団体間の連絡調整のより一層の緊密化を図る。  国営農地再編整備事業由仁地区においては、調査段階から既に連絡調整会議を設置済み。今後、これを実施段階でも継続するとともに、他地区についても連絡調整会議の設置に向け関係各機関と協議・調整していく。</p> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度：由仁地区連絡調整会議の開催及び連携会議の内容（対象地区、検討内容等）について開発局と道で決定</li> <li>・平成18年度：連携会議を開催（6地区）</li> <li>・平成19年度：各地区で連携会議を継続的に開催し、営農や事業の推進に関する事項等の検討を行う予定</li> </ul>
<p>新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施</p>	<p>農政事務所支所段階における業務の円滑な連携に資するため、業務連絡会（仮称）を設置することにより、国・道の有機的な連携を強化し、水田農業の構造改革の推進を図ることとされた。</p> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年9月：主産地（上川、空知、石狩等）での設立に向け道と北海道農政事務所による内容検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務連絡会(仮称)の役割</li> <li>道支庁と農政事務所地域課の連絡調整窓口部署の設置</li> <li>道支庁と農政事務所地域課の管轄区域の違いによる連携方法</li> <li>主産地以外の地域（十勝、日高、網走等）の対応方法</li> </ul> </li> <li>・平成17年10月：道支庁と農政事務所地域課による業務連絡会(仮称)設立に向けた検討</li> <li>・平成17年12月～：業務連絡会議の開催（上川、空知、石狩、日高・胆振、留萌、後志）</li> <li>・平成19年3月～：石狩支庁管内市町村におけるビジョン及び産地づくり計画のヒアリングを実施</li> </ul>

<p>道内における食育推進活動の共同実施</p>	<p>食育に関する取組について情報の共有化を図るなど緊密な連携を図っていくこととされた。  ( 具体的には道内で実施する食育に関するイベント等の情報の共有化、関係者への周知作業の相互協力)  下記事項について、取り組むこととされた。  広域な北海道における食事バランスガイドの普及・啓発活動の相互協力  道が「食の安全・安心条例」に基づき取り組む食育推進行動計画の策定・推進への相互協力・支援  地域における食育推進活動の情報の共有化と支援活動</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年 4月：食育に関する取組についての情報の共有化、関係者への周知等の相互協力(随時)  十勝、網走、宗谷、後志、胆振支庁などにおいて進められている食育推進協議会の発足に向けた取組への農政事務所地域課による情報提供、支援・協力(今後全地域での実現を目指す)</li> <li>・平成17年10月：道保健福祉部も含めて連携し、「食事バランスガイドブロック説明会」を実施(10/20)</li> <li>・平成17年12月～：道における食育推進行動計画の策定・公表段階から情報交換・協議</li> <li>・平成18年 5月～：「北のめぐみ愛食運動道民会議」で情報・意見交換などを実施  各地域で食育に関する情報連絡会等を設置し、情報・意見交換などを実施</li> <li>・平成19年 1月：北海道、北海道農政事務所、(独)農畜産業振興機構が共催で、「北海道『食』のフォーラム」を開催</li> </ul> </div>
<p>第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施</p>	<p>計画策定に必要な資料作成に係る事務を共同で行うために現地調整会議を道との共催により開催する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年9月：11月末を目途に、現地調整会議の共催に向けて、特定漁港漁場整備事業計画策定に係る課題の調整方法、会議の開催通知の方法等の具体的な事務分担について、北海道開発局と道の関係部局間で調整</li> <li>・平成17年12月～：新たに生じる特定漁港漁場整備事業計画の策定に係る現地調整会議を、関係開発建設部及び道関係支庁が共催(18年12月までに7地区で開催)。今後も計画変更等の必要が生じた際に、適宜、現地調整会議を共催で実施していく</li> </ul> </div>
<p>バイオ産業行政協議会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスタの創出</p>	<p>バイオ産業行政協議会議及び北海道IT経営応援隊による取組において連携を図っており、引き続き、下記について連携して取り組むこととされた。</p> <p>[IT]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道IT経営応援隊と連携した中小企業のIT利活用の促進及びIT産業の振興</li> <li>・北海道情報産業クラスターフォーラムと連携したIT産業の振興</li> </ul> <p>[バイオ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオ産業行政協議会議(C7北海道)の活用など国と道の密接な連携によるバイオ産業クラスタの創出</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <p>[IT]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年2月：経営革新チャレンジセミナーの開催</li> <li>・平成18年7月：一日IT応援隊in北海道の開催</li> </ul> <p>[バイオ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年8月、18年7月：施策紹介冊子『必見!「バイオビジネス支援策」アラカルト』の改訂</li> <li>・平成17年9月、18年9月：バイオジャパン2005(横浜)、2006(大阪)出展</li> <li>・平成18年7月：展示商談会「北洋銀行インフォメーションバザールinTOKYO」参加</li> </ul> <p>[IT・バイオ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年6月、19年2月：北海道産業クラスターフォーラムIT・バイオ関連合同企業説明会の開催</li> <li>・平成19年3月：IPO志向企業プレゼン会の開催</li> </ul> </div>

<p>異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施</p>	<p>下記の手順に従い、計画的に推進する。          モデル地区を選定し、国と道・市町村等から構成される地域道路防災連絡協議会で、除雪機械の無償貸与の方法、連携体制の確認、除排雪の優先路線選定、緊急時の雪捨場確保、体制発動基準等の相互支援方法等を事前に検討          モデル地区を対象に、大雪を想定した国と道・市町村等による共同訓練を行い、相互支援方法の課題整理と体制強化の検討          モデル地区での検討から得られた知見を整理して全道展開を図る</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年10月：北見市を先進モデル地区として、国・道・北見市で勉強会を設立</li> <li>・平成17年3月：異常気象時における除排雪体制の現状把握・整理</li> <li>・平成17年10月～：モデル地区の選定、協議会によるモデル地区での検討</li> <li>・平成17年12月：先進モデル地区（北見市）での共同訓練</li> <li>・平成18年3月：共同訓練等による課題整理と改善検討</li> <li>・平成18年8月～：モデル地区の追加選定、協議会によるモデル地区での検討</li> <li>・平成18年12月：モデル地区での共同訓練（課題整理と改善検討）</li> <li>・平成19年度以降：全道展開を図る</li> </ul> </div>
<p>国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化</p>	<p>道と国の気象、河川、火山、道路等の防災情報について、一元化・共有化を図るシステムづくりに取り組んでいく。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年7月～：開発局・札幌管区気象台・道の3機関の災害時等の情報を共有するため、「連絡室」を試行的に設置。毎年、台風等が接近する際に、特に警戒の喚起が必要な場合に連絡室を設置し、3機関の出先機関及び各市町村に対して防災情報を発信</li> <li>・平成16年12月：道と開発局の間で「防災情報の共有に係る協定書」を取り交わす（開発局の公共施設管理用光ファイバー網を利用し、河川・道路等の防災情報共有化を推進）</li> <li>・平成17年3月：「防災情報共有システム」の運用により情報共有開始</li> <li>・平成17年4月～平成18年7月：道は平成17年度特定重点施策事業として、「防災情報共有化システム事業」を実施し、ネットワーク化及び必要な情報整備を完了（観測情報の土木現業所への接続、道路情報を「防災情報共有システム」に組み込むためのシステム整備等）</li> <li>・平成19年3月：これにより、開発局との防災情報の電子的相互交換が可能となる            防災情報共有システムへの参加機関は、北海道開発局、札幌管区気象台、道、北海道警察、道内68市町村、東日本高速道路、JR北海道</li> <li>・平成19年度以降：参加機関（陸上自衛隊北部方面本部、北海道運輸局、第1管区海上保安部と調整中）及び参加市町村を拡大</li> </ul> </div>
<p>防災体制や防災装備の一元的な管理・運用</p>	<p>下記のとおり、道の設置する災害対策本部に国の機関が加わることで、被害情報や災害対応情報の共有・一元化を図るとともに、各機関が有する各種防災装備を災害時等に一体的に運用することにより、より迅速かつ効果的な災害対策の実現を図る。          国の設置する非常災害現地対策本部は合同会議を設置し、他の災害時においても北海道と北海道開発局はそれぞれの情報を相互に提供することにより、情報の共有化を図る          各機関の保有する防災ヘリ等の各種防災対策装備の一体的運用を図る</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>想定事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助、災害情報収集のための防災ヘリの効果的活用 道ヘリ（はまなす） 開発局ヘリ（ほっかい）</li> <li>・開発局所有の「災害対策本部車」、「情報収集車」の活用による迅速な現地対策の実施</li> <li>・通信車両の効率的運用による災害情報の収集・対策 道（衛星車載車たんちょう） 開発局（衛星通信車）</li> </ul> </div>

<p>道路管理者が連携した案内標識の整備</p>	<p>下記の手順に従い、計画的に推進する。  道路管理者により都市内散策型の歩行者系モデル地区を選定  モデル地区について、道路管理者である国、道、市町村と地元観光協会等で構成した協議会を設立し、歩行者動線や統一的な表示内容等を検討するとともに、地域や道路利用者の声を聞きながら誘導すべき観光地を選定  ピクトグラムを活用等を図りながら案内標識計画を策定  モデル地区において計画を試行し、歩行者等を対象としたアンケート調査等による評価を実施  計画評価に基づき順次整備</p> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年10月：道路管理者によるモデル地区の検討</li> <li>・平成17年11月：北海道ブロック道路標識適正化委員会においてモデル地区（小樽）の決定</li> <li>・平成17年12月：小樽地区「小樽案内標識整備協議会」の設立、計画内容を検討</li> <li>・平成18年9月：モデル地区での試験設置（統一的な表示内容、ピクトグラムの活用等）</li> <li>・平成18年10月：利用状況調査、ヒアリング調査を実施</li> <li>・平成18年度中：計画内容の見直し等</li> <li>・平成19年度以降：小樽地区での本格実施、他地区への拡大を検討、実施予定</li> </ul>
<p>ピジット・ジャパン・キャンペーンに関する連携</p>	<p>地方連携事業の事業方針についての事前の情報提供や事業選定・選択の仕組みづくりを検討していく。</p> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年7月：検討会議開催（北海道運輸局・道経済部観光のくにつくり推進室）  （VJC 地方連携事業の実施にあたり、事前の情報提供や事業選定・選択について、道と共同で行う体制づくりについて検討）</li> <li>・平成17年12月～：道担当者との打ち合わせ会議を開催し、事業の募集・選定等について検討するとともに、さらなる連携の強化を図っていく</li> </ul>
<p>国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携</p>	<p>国、道との間で必要な連携を図るため、下記事項について調整中。  巡視区域が重複する箇所相互に得た情報の共有について連絡体制の整備  道、環境省の情報交換を目的とした会議の開催</p> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの実績：北海道庁担当者（自然環境課自然ふれあいグループ）並びに北海道地方環境事務所及び釧路自然環境事務所担当者（野生物課）の間で情報を共有化する手法を検討し、平成18年2月の北海道との会議の場で、国指定鳥獣保護区の管理員と道の監視員が違反や事故等の情報交換を行うなどの連携・協力をしていくことが決まった。これを受けて、国指定鳥獣保護区の管理員の連絡先と道の鳥獣保護員の連絡先を交換しあい、これを道と地方環境事務所が支援することとして、情報交換等の連絡体制を整備した</li> <li>・今後の予定：平成19年度も随時、国の自然公園指導員と道の自然保護監視員等が違反事案等について情報交換を行うとともに、年度末に開催される国と道との情報交換会において、取組の状況について報告及び協議していく。</li> </ul>

<p>C I Q 業務への地方公共団体職員の派遣</p>	<p>チャーター便等への対応については、本局及び近隣出張所からの応援派遣、成田空港支局に置かれている審査遊撃班の活用、台湾・韓国におけるプレクリアランスの実施等により迅速かつ円滑な審査に努めてきたが、更なる対応については、バイオメトリクスを活用した新たな出入国審査体制の導入など制度上の見直しに加えて、地方公共団体の職員を活用する方策について、関係機関ともよく協議しながら真摯に検討していく。</p> <p>地方公共団体職員の活用方策等については、平成17年8月22日に道と協議を行ったところであり、相互の連携を強化するため道等の職員を行政実務研修員として札幌入国管理局に受け入れるなど具体的な方策について今後も引き続き協議を重ねていく。</p> <p>国際チャーター便については、近隣税関官署等からの職員の応援体制により要望に沿った適切な対応をしているところであるが、更なる対応については、関係機関とよく協議をしたうえで真摯に検討を行っていく。</p> <p>現在、国際チャーター便の検疫については、近隣の検疫所から職員を派遣し、要望に沿った対応を行っているところであるが、今後とも、「国際旅客便関係機関連絡会議」の活用などにより、空港におけるC I Q業務の円滑かつ迅速な実施を図っていく。</p> <p>また、国際チャーター便が今後大幅に増加するような場合であっても、行政需要に応じた適切な対応ができるよう努めることとしている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>これまでの取組及び今後の進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年12月：C I Q関係省庁及び道内空港関係者による「国際旅客便関係機関連絡会議」が開催され、C I Q業務の円滑化のため、北海道内のチャーター便対応、空港施設の整備状況、各種要望事項等について意見交換を実施</li> <li>・平成18年4月～：行政実務研修員として北海道、帯広市及び旭川市の職員各1名を札幌入国管理局に受入れ、研修を実施</li> <li>・平成18年6月：旭川空港を、出入国港、税関空港、検疫飛行場に指定</li> <li>・平成19年3月：「国際旅客便関係機関連絡会議」を開催し、税関業務、検疫業務等について意見交換を実施していくとともに、地方公共団体職員の活用方策について、今後も引き続き協議を重ねていく</li> </ul> </div>
------------------------------	--

### 3 市町村への事務・権限移譲リストのパッケージ・最小基本単位一覧表

(事務・権限移譲リスト 平成19年4月改訂版より)

この一覧表は、事務・権限移譲リストのうち、現行制度で移譲可能な第1区分(特段の条件がない事務・権限)と第2区分(受入体制等の条件整備が必要な事務・権限)の事務・権限を掲げています。「移譲団体数」は平成19年度移譲分まで。

<b>条例化</b>	:すでに道は特例条例化しており、市町村への移譲実績がある事務
<b>条件なし</b>	:第1区分(A区分)特段の移譲条件のない事務
<b>地区限定</b>	:法令による地域指定や施設等があることが、移譲の前提となる事務
<b>法定のみ</b>	:個別法令の定めによる移譲のみの事務(特例条例による移譲なし)
<b>件数なし</b>	:近年、処分件数がなく、今後も件数発生の見込みがない事務

#### 01 保健・医療・福祉 分野

区分	包括単位 (パッケージ)	法令名	最小基本単位	移譲団体数		
				法定 移譲	特例 条例	
第1 特段の条件がない事務・権限	児童福祉 その1	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援及び寡婦日常生活支援事業の実施に関する事務	条例化 条件なし 件数なし	3	5
	高齢者 福祉	老人福祉法	有料老人ホームの設置等に関する事務	条例化 条件なし	0	5
			養護老人ホーム等の設置認可等に関する事務	条件なし	3	0
			老人居宅生活支援事業に関する事務	条件なし	3	0
	社会福祉法	軽費老人ホームの設置許可等に関する事務	条例化 条件なし	3	4	
		介護保険法	指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務	条例化 条件なし	0	6
			指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務	条例化 条件なし	0	4
	児童福祉 その2	児童福祉法	児童福祉施設(保育所、児童厚生施設)の設置認可等に関する事務	条件なし	3	0
	民生委員	民生委員法	民生委員の委嘱等に関する事務	条件なし	3	0
	障害者 福祉 その1	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法に基づく医師の指定に関する事務	条件なし	3	0
身体障害者手帳の交付に関する事務			条件なし	3	0	
障害者自立支援法		指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定に関する事務	条件なし	3	0	
第2 受入体制等の条件整備が必要な事務・権限	障害者 福祉 その2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当の支給等に関する事務	条例化	0	2
	社会福祉 その1	戦傷病者特別援護法	補装具の支給等に関する事務	条例化	0	35
		社会福祉 その2	生活保護法	生活保護の実施に関する事務	法定のみ	35
	保護施設の認可等に関する事務				3	0
	医療機関の指定等に関する事務				3	0
薬剤師等	薬事法	薬局(専業製造業及び医療用品修理業を除く)の開設許可等に関する事務	条例化	4	4	
	毒物及び劇物取締法	毒物劇物販売業等取扱者の登録等に関する事務	条例化	4	4	

第2 受入体制等の条件整備が必要な事務・権限	薬剤師等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務	特設なし	4	0
		温泉法	温泉の利用等の許可に関する事務		4	0
	給食	健康増進法	特定給食施設の設置等に関する事務		4	0
	医療	母子保健法	低体重児の出生の届出の受理及び未熟児の訪問指導に関する事務	条例化	4	6
		母体保護法	受胎調節実地指導員の指定等に関する事務	条例化	0	1
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核指定医療機関の指定等に関する事務	条例化	3	1
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	改善命令等に関する事務	条例化	1	1
		歯科技工士法	歯科技工士の従事に関する事務		0	0
			歯科技工所の設置等に関する事務		4	0
		歯科衛生士法	歯科衛生士の従事に関する事務		0	0
		医療法	医療施設の開設等に関する事務	条例化	4	4
			医療法人の設立認可等に関する事務		0	0
		臨床検査技師等に関する法律	衛生検査所の登録等に関する事務		4	0
		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の業務に関する事務		4	0
	柔道整復師法	柔道整復師の業務に関する法律		4	0	
	食品衛生	食品衛生法	監視指導計画策定及び検査・指導等に関する事務		4	0
		食品の製造販売行商等衛生条例	行商及び販売業の登録、製造業の許可等に関する事務	条例化	0	4
		かきの処理等に関する衛生条例	かき処理業の許可等に関する事務	条例化	0	4



第2 受入体制等の条件整備が必要な事務・権限	食品衛生	と畜場法	と畜場の設置許可等に関する事務	4	0
		化製場等に関する法律	化製場等の許可等に関する事務	4	0
		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	食鳥処理の事業の許可及び食鳥検査等に関する事務	4	0
	生活衛生	公衆浴場法	公衆浴場に関する事務	4	0
		公衆浴場法施行条例	公衆浴場設置の場所の配置の基準に関する事務	0	4
		興行場法	興行場に関する事務	4	0
		クリーニング業法	クリーニング所の設置の届出等に関する事務	4	0
		旅館業法	旅館業に関する事務	4	0
		理容師法	理容師及び理容所の開設等に関する事務	4	0
		美容師法	美容師及び美容所の開設等に関する事務	4	0
	動物	狂犬病予防法	狂犬病予防法の一部準用及び狂犬病予防員任命等に関する事務	4	0
		動物の愛護及び管理に関する法律	動物取扱業の規制に関する事務	1	0
		動物の愛護及び管理に関する法律・北海道動物の愛護及び管理に関する条例	動物の飼養者への規制に関する事務	1	0
			犬及び猫の引取りに関する事務	3	0
			負傷動物の収容に関する事務	3	0
		動物の愛護及び管理に関する法律	動物愛護推進員の委嘱に関する事務	3	0
特定動物の飼養又は保管に関する事務			1	0	
社会福祉事業	社会福祉法	社会福祉事業の許可等に関する事務	3	3	
児童福祉その3	児童福祉法	助産の実施に関する事務	35	0	

条例  
化  
特設  
なし

法律  
のみ

第2 条件整備が必要	児童福祉 その3	児童福祉法	母子保護の実施に関する事務	法定のみ	35	0
	パスポート	旅券法	一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	条例化	0	18
	児童福祉 その4	児童福祉法	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設)の設置認可等に関する事務	条例なし	3	0

## 02 教育文化 分野

区分	包括単位 (パッケージ)	法令名	最小基本単位	移譲団体数		
				法定 移譲	特例 条例	
第1 特段条件なし	教育文化 その1	博物館法	博物館の登録等に関する事務	条例化 条件なし	0	13
		社会教育法	法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関する事務	条例化 条件なし 条例なし	0	10
第2 受入体制等の条件整備が必要な事務・権限	教育文化 その2	文化財保護法	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する事務		35	0
		北海道文化財保護条例	道指定史跡名勝天然記念物の指定等に関する事務	条例化	0	13
	教育文化 その3	文化財保護法	重要文化財の現状変更等の許可に関する事務		3	0
			重要文化財の公開に関する事務	条例なし	3	0
	北海道文化財保護条例	道指定有形文化財の指定等に関する事務	条例化 条例なし	0	2	
教育文化 その4	文化財保護法	埋蔵文化財の調査のための届出等に関する事務	条例化	1	1	

## 03 産業・雇用 分野

区分	包括単位 (パッケージ)	法令名	最小基本単位	移譲団体数		
				法定 移譲	特例 条例	
第1 特段の条件がない事務・権限	資源エネルギー	武器等製造法	猟銃等の製造・販売等の許可に関する事務	条例化 条件なし	0	2
		電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事業の登録等に関する事務	条例化 条件なし	0	2
		電気用品安全法	電気用品販売等の規制に関する事務	条例化 条件なし	0	4
		高圧ガス保安法	高圧ガスの製造等に関する事務	条例化 条件なし	0	1
		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス販売事業者等の登録に関する事務	条例化 条件なし	0	1

第1 特段の条件がない事務・権限	資源エネルギー	砂利採取法・北海道砂利採取計画の認可に関する条例	砂利採取計画の認可等に関する事務	条例 化 条件 なし	0	1
		採石法	採取計画の認可等に関する事務	条例 化 条件 なし	0	2
		石油パイプライン事業法	石油パイプライン事業法に基づく他人の土地への立入許可に関する事務	条例 化 条件 なし	0	1
		水洗炭業に関する法律	水洗炭業の登録等に関する事務	特設 なし 条件 なし	0	0
		火薬類取締法	火薬類の製造等の許認可に関する事務	条例 化 条件 なし	0	1
	商工業 その1	工場立地法	特定工場に関する届出の審査等に関する事務	条例 化 条件 なし	1	7
		商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	基盤施設計画及び連携計画の認定等に関する事務	条例 化 条件 なし	0	1
		商工会法	商工会の設立認可及び合併認可等に関する事務	条例 化 地区 関連	0	153
		小売商業調整特別措置法	紛争に係る斡旋、調停に関する事務	特設 なし 条件 なし	0	0
		中小小売商業振興法	高度化事業計画の認定等に関する事務	条例 化 条件 なし	0	3
	農業 その1	農地法	農地等の権利移動の許可に関する事務	条例 化 条件 なし	0	130
			農地等の転用許可等に関する事務	条例 化 条件 なし	0	97
			所有制限の例外に係る小作地の指定に関する事務	条例 化 条件 なし	0	10
			農地等の賃貸借の解約等に関する事務	条例 化 条件 なし	0	131
		農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務	条例 化 条件 なし	0	113
		牧野法	牧野の改良・保全等に関する事務	特設 なし 条件 なし	0	0
		果樹農業振興特別措置法	果樹園経営計画の認定に関する事務	特設 なし 条件 なし	0	0
		家畜取引法	臨時市場に関する事務	条例 化 条件 なし	0	4
		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	家畜排せつ物の適正な管理に関する事務及び処理高度化施設整備計画の認定等に関する事務	条例 化 条件 なし	0	2
		北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例	種馬鈴しょ生産者の登録等に関する事務	条例 化 条件 なし	0	73
農業 その2	農住組合法	組合の設立認可等に関する事務	特設 なし 地区 関連	0	0	

第1 特段の条件がない 事務・権限	森林・林業 その1	分収林特別措置法	分収林契約の募集に係る届出に関する事務	特例なし 条件なし	0	0
	商工業 その2	小売商業調整特別措置法	小売市場の許可等に関する事務	特例なし 地区 課税	0	0
	漁港	北海道漁港管理条例	甲種漁港施設の利用の届出の受理等に関する事務	条例 化 地区 課税	0	74
	森林・林業 その2	森林法	水の使用权の許可に関する事務	特例なし 条件なし	0	0
水流における工作物の使用等の許可に関する事務			特例なし 条件なし	0	0	
土地の使用权設定の認可・裁定に関する事務			特例なし 条件なし	0	0	
第2 条件整備が 必要	計量	計量法	特定商品の計量に係る勧告等並びに特定商品の立入検査に関する事務		8	0
			特定計量器の定期検査及び適正計量管理事業所の指定に関する事務		8	0
	商工業 その3	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の新設の届出等に関する事務	条例 化	1	1

#### 04 環境保全 分野

区分	包括単位 (パッケージ)	法令名	最小基本単位	移譲団体数		
				法定 移譲	特例 条例	
第1 特段の条件がない 事務・権限	自然環境 その1	北海道自然環境等保全条例	道自然環境保全地域特別地区内における行為等の許可等に関する事務	特例なし 地区 課税	0	0
			環境緑地保護地区等における国の行為に係る通知の受理等に関する事務	特例なし 地区 課税	0	0
			環境緑地保護地区等の区域内における工作物の新築等の行為に関する事務	条例 化 地区 課税	0	71
			記念保護樹木に関する事務	条例 化 地区 課税	0	66
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	既に移譲している一部鳥獣の有害捕獲許可事務に附帯する事務	条例 化 特例 なし 条件 なし	0	175	
		とがりねずみ科及びびねずみ科に属する獣類の有害捕獲等の許可に関する事務	条例 化 特例 なし 条件 なし	0	92	
		ニュウナイスズメの卵の有害採取等の許可に関する事務	条例 化 特例 なし 条件 なし	0	93	
		既に移譲している鳥獣の飼養登録事務に附帯する事務	条例 化 特例 なし 条件 なし	0	175	
浄化槽	浄化槽法	浄化槽設置の届出の受理等及び浄化槽管理者に対する浄化槽法定検査受検等の指導等に関する事務	条例 化 特例 なし 条件 なし	4	180	
第2 自然環境 その2	北海道自然環境等保全条例	特定開発行為の規制に関する事務		0	0	

第2 受入体制等の条件整備が必要な事務・権限	環境 その1	大気汚染防止法	ばい煙発生施設等に係る規制に関する事務	6	0	
			揮発性有機化合物に係る規制に関する事務	3	0	
			粉じんに関する規制に関する事務	6	0	
			自動車排出ガスに係る許容限度等に関する事務	特設 なし	6	0
			大気汚染状況の監視等に関する事務	6	0	
		水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に係る排水の排出規制等に関する事務	3	0	
			水質汚濁の状況の監視に関する事務	3	0	
		ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設に係る規制に関する事務	3	0	
		騒音規制法	規制地域の指定等に関する事務	条例 化	3	1
			自動車騒音の状況の監視に関する事務	3	0	
		振動規制法	規制地域の指定に関する事務	条例 化	3	1
		悪臭防止法	規制地域指定に関する事務	条例 化	3	1
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質排出量等に関する事項の届出等に関する事務	条例 化	0	1
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者等の選任等に関する事務	3	0	
		北海道浄化槽保守点検業者に関する条例	浄化槽保守点検業の登録に関する事務	4	0	
	水道法	(簡易)専用水道に関する事務	4	0		
	北海道公害防止条例	大気汚染、水質汚濁に関する規制に関する事務	条例 化	0	8	
	土壤汚染対策法	土壤汚染状況調査等に関する事務	3	0		
	北海道公害防止条例	悪臭発生施設に関する事務	条例 化	0	8	
	環境 その2	墓地、埋葬等に関する法律	火葬場への立入検査等に関する事務	4	0	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律		特定建築物についての届出受理等に関する事務	4	0		

第2 受入体制等の 条件整備が 必要な事務・ 権限	環境 その2	建築物における衛生的環境の 確保に関する法律	事業の登録に関する事務	条例 化	0	4	
		北海道胞衣及び産わい物処理 条例	処理所の設置及び収集処理事業の経営許可等に関する事務	条例 化	0	4	
	環境 その3	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	一般廃棄物処理施設の設置許可及び届出の受理等に関する事務			3	0
			産業廃棄物処理に関する事務			3	0
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の 適正な処理の推進に関する特 別措置法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に関する事務			3	0
		使用済自動車の再資源化等 に関する法律	自動車リサイクル処理に関する事務			4	0

## 05 まちづくり 分野

区分	包括単位 (パッケージ)	法令名	最小基本単位	移譲団体数				
				法定 移譲	特例 条例			
第1 特段の条件がない 事務・権限	屋外広告物	屋外広告物法・北海道屋外 広告物条例	屋外広告物の許可等に関する事務	条例 化	条件 なし	3	9	
	都市整備 その1	マンションの建替えの円滑化 等に関する法律	建替組合設立の認可等に関する事務	条件 なし	条例 化	3	0	
	山村振興	山村振興法	農林漁業の改善等計画の認定に関する事務	条件 なし	地区 課達	0	0	
	過疎振興	過疎地域自立促進特別措置法	農林漁業の改善等計画の認定に関する事務	条件 なし	地区 課達	0	0	
	都市計画 その1	軌道法	軌道に関する事務		条件 なし	地区 課達	0	0
		都市計画法	市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制に関する事務		条例 化	地区 課達	3	96
		風致地区内建築等規制条例	風致地区内における行為許可に関する事務		条件 なし	地区 課達	3	0
		都市緑地法	緑地保全地域内における行為規制等に関する事務		条件 なし	地区 課達	3	0
			特別緑地保全地区内における行為規制等に関する事務		条例 化	条件 なし	地区 課達	3
	駐車場法	路外駐車場の設置等に関する事務		条例 化	地区 課達	3	96	

第1 特段の条件がない 事務・権限	都市計画 その1	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可に関する事務 条件なし 地区限定	3	0
		被災市街地復興特別措置法	建築行為等の許可に関する事務 地区限定	3	0
	都市整備 その2	都市再開発法	市街地再開発促進区域内に係る行為の許可等に関する事務 条例化 条件なし 地区限定	3	96
	市民活動	特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務 条件なし	0	0
	空港	北海道空港条例	空港設備の使用の許可等に関する事務 条例化 地区限定	0	3
	都市整備 その3	租税特別措置法施行令	特定民間再開発事業の認定等に関する事務 条例化 条件なし 条件なし	0	2
第2 受入体制等の条件整備が必要な 事務・権限	都市環境 その1	土地区画整理法	個人・土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業の認可等に関する事務 条例化	3	11
			施行地区内における土地の形質の変更の許可等 条例化	3	96
	都市環境 その2	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域の指定に関する事務 条例化 条件なし	3	177
			宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事の許可等に関する事務 条例化 地区限定	3	10
		租税特別措置法	優良宅地認定に関する事務 条例化 条件なし	3	4
		都市計画法	開発行為の許可等に関する事務 条例化	3	25
	建築基準等	北海道福祉のまちづくり条例	公共的施設の整備等に関する事務 条例化	0	47
		建築物の耐震改修の促進に関する法律	特定建築物に係る措置に関する事務 法律のみ	40	0
			建築物の耐震改修計画の認定に関する事務 法律のみ	40	0
		建築基準法	建築確認等に関する事務 法律のみ	40	0

第2 受入体制等の条件整備が必要な事務・権限	建築基準等	建築基準法	仮使用の承認に関する事務	法定のみ	10	0
			建築協定の認可に関する事務	特例なし 法定のみ	10	0
		高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	特別特定建築物に対する基準適合命令に関する事務	特例なし 法定のみ	10	0
			特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定に関する事務	法定のみ	40	0
		浄化槽法	浄化槽の設置等の届出等に関する事務	法定のみ	40	0
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	分別解体等の実施等に関する事務	法定のみ	40	0
	都市整備その4	都市再開発法	第一種市街地再開発事業に係る個人施行者・組合・再開発会社の施行認可等に関する事務	条例化	0	3
	住宅	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定に関する事務	条例化 特例なし	3	2
			高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定に関する事務	条例化 特例なし	3	2
		高齢者の居住の安定確保に関する法律	終身建物賃貸借事業の認可に関する事務	特例なし	3	0
	都市計画その2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定路外駐車場の設置等に関する事務		3	0

## 06 国土保全・防災 分野

区分	包括単位 (パッケージ)	法令名	最小基本単位	移譲団体数		
				法定移譲	特例条例	
第1 特段の条件がない事務・権限	砂防	公有水面埋立法（河川区域以外） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	公有水面埋立免許等に関する事務	条例化 条例なし	0	4
			土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の許可に関する事務	地区課定	0	0
	河川その1	国有財産法（河川敷地）	河川に係る国有財産の管理に関する事務	条例化 地区課定	0	100
	公有地	公有地の拡大の推進に関する法律	都市計画区域内の土地等の先買いに関する事務	条例化 特例なし 地区課定	3	96
第2 条件整備が必要	森林・林業その3	森林法	開発行為の許可等に関する事務	条例化	0	2
	河川その2	不動産登記法（河川敷地）	河川に係る不動産登記に関する事務	条例化	0	6



## 「道州制のあり方に関する答申」の骨子

〔平成18年2月28日  
地方制度調査会〕

### 1 都道府県制度について

- 現在の都道府県制度のままで、社会経済情勢の変化に対応できるか。一層の地方分権改革の担い手たり得るか。
  - ① 市町村合併の進展等の影響
  - ② 都道府県を越える広域行政課題の増加
  - ③ 地方分権改革の確かな担い手の必要

### 2 広域自治体改革と道州制

- 広域自治体改革は、①都道府県制度に関する問題への対応にとどまらず、②国のかたちの見直しにかかわる改革として位置づけることが考えられる。
- すなわち、広域自治体改革を通じて国と地方双方の政府を再構築し、新しい政府像<sup>\*</sup>の確立を目指すもの。このことは、国家的課題への高い問題解決能力を有する政府を実現する方途でもある。

「国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政は広く地方公共団体が担うことを基本とする」
- こうした見地に立つならば、その具体策としては道州制の導入が適当と考えられる。

### 3 道州制の制度設計

#### (1) 検討の方向

- ① 地方分権を推進し、地方自治を充実強化する。
- ② 自立的で活力ある圏域の実現を目指す。
- ③ 国と地方を通じた効率的な行政システムを構築する。

#### (2) 基本的な制度設計

##### ① 道州の位置づけ

- ・ 広域自治体として都道府県に代えて道州を置く。道州及び市町村の二層制。

##### ② 道州の区域 → 別紙参照

##### ③ 道州への移行方法

- ・ 原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる。

##### ④ 道州の事務

- ・ 都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移譲し、道州は広域事務を担う役割に軸足を移す。
- ・ 現在国（特に地方支分部局）が実施している事務は、できる限り道州に移譲。

##### ⑤ 議会・執行機関

- ・ 議決機関として議会を置く。議員は道州の住民が直接選挙。
- ・ 道州の執行機関として長を置く。長は道州の住民が直接選挙。長の多選は禁止。

##### ⑥ 道州制の下における税財政制度

- ・ 国からの事務移譲に伴う適切な税源移譲を実施。
- ・ 偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実などを図り、分権型社会に対応し得る地方税体系を実現。
- ・ 税源と財政需要に応じた適切な財政調整制度を検討。

## 4 道州制の導入に関する課題

- 道州制に関わる検討課題は広範<sup>\*</sup>。また、道州の設置と都道府県の廃止は、我が国の圏域構造を将来にわたり方向づけ、国民生活にも大きな影響。

国の政治行政制度のあり方、国・地方の行政組織のあり方、国・地方を通じた行政改革との関係など。

- 道州制の導入に関する判断は、広範な問題に関する国民的な論議の動向を踏まえて行われるべき。

政府においては、引き続き検討を進め、論議の深まりに資するよう適切な役割を果たしていく必要。道州制の導入への気運が高まる場合に、推進法制を整備することも考えられる。

- 答申を基礎として、今後、国民的な論議が幅広く行われることを期待。

### 【参考】地方制度調査会の主な調査審議経過

H16. 3. 1 第1回総会：総理より諮問

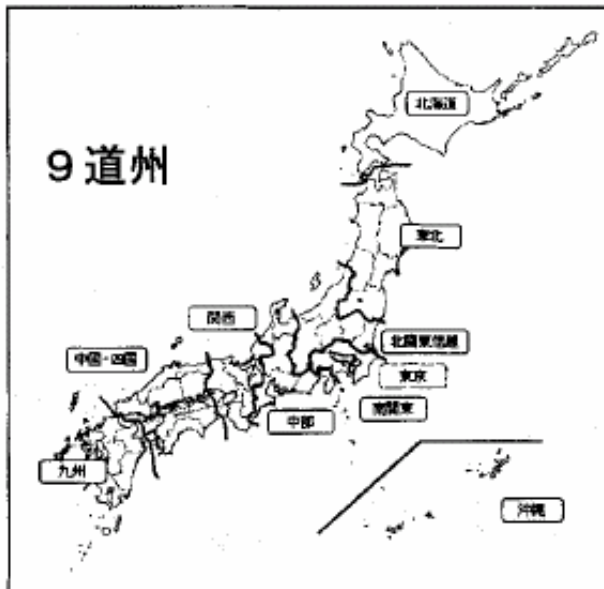
11. 8 第3回総会：「道州制に関する論点メモ」取りまとめ

18. 2.28 第5回総会：「道州制のあり方に関する答申」

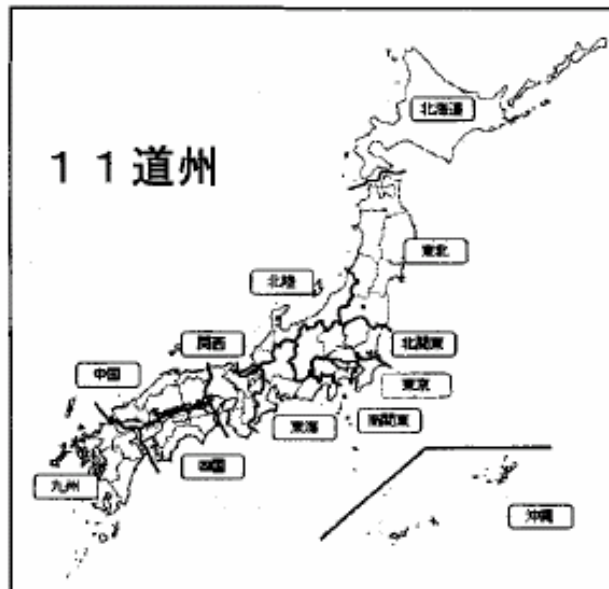
総会5回、専門小委員会38回（うち道州制21回）・地方意見交換会4回

## 道州の区域例

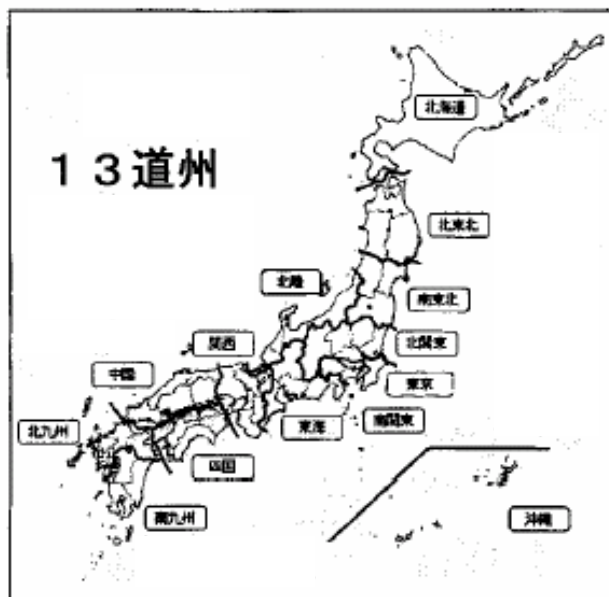
## 【区域例 - 1】



## 【区域例 - 2】



## 【区域例 - 3】



## 道州の区域の考え方

道州の区域は、社会経済的・地理的・歴史的・文化的条件を勘案して画定。

区域については様々な考え方。答申では区域例（各府省の地方支分部局の管轄区域に基本的に準拠）を3例示す。

区域の画定手続きは次のとおり。

- ・ 国は道州の予定区域を示す。
- ・ 都道府県は意見（変更案等）を定めて国に提出できる。
- ・ 国は意見を尊重して区域に関する法律案を作成。

東京は周辺県と合わせて一の道州とすることが基本。ただし、東京都の区域のみをもって一の道州等とすることも考えられる。

（注）

- 1 道州の区域については様々な考え方があり得る。ここで示した区域例は、各府省の地方支分部局に着目し、基本的にその管轄区域に準拠したものである。
- 2 東京圏に係る道州の区域については、東京都の区域のみをもって一の道州とすることも考えられる。

担当 北海道企画振興部地域主権局  
住所 〒060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目  
電話 011-231-4111 (内線 23-317、23-318)  
011-204-5160 (ダイヤルイン)  
FAX 011-232-2743  
E-mail [sogo.syukendousyu@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:sogo.syukendousyu@pref.hokkaido.lg.jp)  
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp>